

本省令の日本語訳及び英文訳（添付の資料及び注釈を含む）は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がカンボジアの当該省令を理解するための参考資料として公開するものです。

法律上の問題に関しては省令のクメール語原文を参照してください。

JICA は、本省令日本語訳及び英文訳（添付の資料及び注釈を含む）の内容の正確性について保証せず、利用者が本省令日本語訳及び英文訳（添付の資料及び注釈を含む）を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

刑法

法律公布のための勅令

第 NS/RKM/1007/028 号

我々

ノロドム・シハモニ国王陛下

(以下、アルファベット部分は、国王の尊称。固有の尊称であり、日本語に訳出困難なためアルファベットにて表音表記)

Samanphoun Cheatsasna Rakhathateya Khmerarothreas
Puthinthreathoreamohaksat Khemreachnea Samohopheas
Kampuchekreachroathboranaksanti Sopheakmonglea Sereyvibolea
Khemarasreypireas Preah Chao Krong Kampuchea Thipdey

カンボジア王国の憲法

カンボジア王国の王府の任命に係る法律公布のための勅令 2008 年 9 月 25 日付の第 NS/RKT/0908/1055 号

閣議事務所の組織及び機能に係る法律を發布する、1994 年 7 月 20 日付の法律公布のための勅令第 02/NS/94 号

1994 年 7 月 20 日付の第 NS/RKM/0196/04 号に見られる、司法省の設置に関する法律を發布する法律公布のための勅令

カンボジア王国の首相 (the Samdech Akka Moha Sena Padei Techo Hun Sen) 及び司法大臣の建議に基づいてこの刑法を發布する。

この刑法は第 4 立法府の第 3 会期において 2009 年 9 月 12 日開催の下院で採択され、第 2 立法府の第 6 会期においてその全形式及び合法性に関して 2009 年 11 月 17 日開催の上院で採択された。

刑法

目次

	頁
第1編 総則.....	1
第1部 刑事法.....	1
第1章 通則.....	1
第1条 刑事法の適用範囲.....	1
第2条 犯罪の定義及び分類.....	1
第4条 犯罪実行の故意.....	1
第5条 刑事法の解釈.....	1
第6条 刑の宣告.....	1
第7条 カンボジア刑事法の適用要件.....	1
第8条 国際人道法に関する重大犯罪の免責の不存在.....	2
第2章 刑事法の時間的適用範囲.....	2
第9条 犯罪の廃止の適用.....	2
第10条 より軽い又は重い法律の適用.....	2
第11条 手続きの有効性.....	2
第3章 刑事法の場所的適用範囲.....	2
第1節 カンボジア王国の領土内で行われた犯罪 又は行われたものとみなされる犯罪.....	2
第12条 刑事法適用の領土的原則.....	2
第13条 犯罪地.....	2
第14条 カンボジア船舶内で実行された犯罪.....	2
第15条 外国船舶内で実行された犯罪.....	3
第16条 カンボジア航空機内で実行された犯罪.....	3
第17条 カンボジアで発生した行為に関するカンボジア刑事法の適用.....	3
第18条 法人が実行する犯罪の罪名.....	3
第2節 カンボジア領土外で実行された犯罪.....	3
第19条 カンボジア国民が犯した重罪又は軽罪.....	3
第20条 被害者がカンボジア国民.....	3
第21条 起訴.....	3

第 22 条	分離犯罪に係る分離管轄	4
第 23 条	重複告訴及び処罰	4
第 2 部	刑事責任	4
第 1 章	総則	4
第 24 条	刑事上の個人責任の原則	4
第 25 条	正犯の定義	4
第 26 条	共犯正犯の定義	4
第 27 条	未遂の定義	4
第 28 条	教唆犯の定義	5
第 29 条	共犯の定義	5
第 30 条	公務員、選挙を通じて権限を与えられた国民の定義	5
第 2 章	刑事責任無能力又は責任軽減の事由	5
第 31 条	精神疾患による責任無能力の原因	5
第 32 条	法律又は当局による許可	6
第 33 条	正当防衛	6
第 34 条	正当防衛の推定	6
第 35 条	緊急避難	6
第 36 条	実力行使又は強制の効力	7
第 37 条	刑事責任を負わない者	7
第 3 章	未成年者の刑事責任	7
第 38 条	刑事責任を負う成人年齢	7
第 39 条	未成年者に適用する処分	7
第 40 条	処分の種類	7
第 41 条	司法的保護処分	7
第 4 章	法人の刑事責任	8
第 42 条	法人の刑事責任	8
第 3 部	刑罰	8
第 1 章	刑罰の種類	8
第 1 節	主刑	8
第 43 条	主刑	8
第 44 条	主刑の下限及び上限	8
第 45 条	刑の加重減輕	8
第 46 条	重罪の定義	8

第 47 条	軽罪の定義	9
第 48 条	違警罪の定義	9
第 49 条	刑期の計算	9
第 50 条	刑の終了の特例	9
第 51 条	公判前の勾留日数の算入	9
第 52 条	罰金による所得	9
第 2 節	付加刑	9
第 53 条	付加刑の種類	9
第 54 条	付加刑の宣告	10
第 55 条	剥奪することができる市民権	10
第 56 条	職務従事の禁止	11
第 57 条	あらゆる種類の乗物の運転禁止	11
第 58 条	運転免許証の停止	11
第 59 条	カンボジア内の一定の地域に居住することの禁止	11
第 60 条	カンボジア王国からの出国の禁止	11
第 61 条	有罪判決を受けた外国人のカンボジア王国内への入国及び居住禁止	11
第 62 条	没収	12
第 63 条	没収財産の処分	12
第 64 条	武器、爆発物及びあらゆる種類の弾薬の保持及び所持の禁止	12
第 65 条	公契約からの排除	12
第 66 条	施設の閉鎖	12
第 67 条	施設での事業の禁止	12
第 68 条	有罪判決の掲示による公示	13
第 69 条	有罪判決の出版情報媒体で公表	13
第 70 条	視聴覚通信手段による判決の伝達	13
第 71 条	付加刑の適用期間	13
第 3 節	代替刑	13
第 1 款	公益奉仕労働	13
第 72 条	公益奉仕労働の定義	13
第 73 条	公益奉仕労働による利益を受けてはならない者	13
第 74 条	公益奉仕労働の合法性	14
第 75 条	損害賠償の原則	14
第 2 款	譴責	14

第 76 条 譴責の合法性	14
第 2 章 刑罰の刑の加重及び減輕事由	14
第 1 節 刑の加重情状	14
第 1 款 特別な刑の加重の定義	14
第 77 条 組織された団体	14
第 78 条 予謀	14
第 79 条 押入り侵入	14
第 80 条 門の登攀侵入	15
第 81 条 武器及び武器とみなされる物	15
第 82 条 待ち伏せ	15
第 2 款 累犯	15
第 83 条 累犯の効果	15
第 84 条 累犯の要件	15
第 85 条 重罪の累犯	16
第 86 条 重罪の刑の後に軽罪を犯した場合の累犯	16
第 87 条 軽罪の刑罰の後に重罪を犯した場合の累犯	16
第 88 条 軽罪の刑罰の後に軽罪を犯した場合の累犯	16
第 89 条 累犯を構成する犯罪の同一扱	16
第 90 条 累犯及び起訴	16
第 91 条 累犯及び確定判決	17
第 92 条 特別規定	17
第 2 節 刑の減輕	17
第 93 条 刑の減輕の定義	17
第 94 条 刑の減輕の効力	17
第 95 条 終身刑及び刑の減輕	17
第 3 章 刑の言渡しの制度	17
第 1 節 一般的制度	18
第 96 条 刑罰の個別化の原則	18
第 97 条 主刑の宣告	18
第 98 条 代替刑の宣告	18
第 99 条 主刑に追加される付加刑	18
第 100 条 付加刑による主刑の代替	18
第 101 条 公益奉仕労働の刑の言渡しに関する特別規則	18

第 102 条	公益奉仕労働の期間及び期限	18
第 103 条	公益奉仕労働の執行方法	19
第 2 節	単純執行猶予	19
第 1 款	共通規定	19
第 104 条	執行猶予の宣告	19
第 105 条	執行猶予の制度	19
第 2 款	重罪又は軽罪の訴追	19
第 106 条	前刑に関連する要件	19
第 107 条	執行猶予を受けられることができる刑罰	19
第 108 条	一部執行猶予	19
第 109 条	執行猶予の取消し	19
第 110 条	執行猶予の非取消し	20
第 111 条	刑の言渡しの無効	20
第 3 款	違警罪の訴追	20
第 112 条	前刑に関する要件	20
第 113 条	執行猶予を受けられることができる刑罰	20
第 114 条	執行猶予の取消し	20
第 115 条	執行猶予の非取消	20
第 116 条	刑の言渡しの無効	20
第 3 節	保護観察付執行猶予	21
第 117 条	保護観察付執行猶予の定義及び要件	21
第 118 条	保護観察の期間	21
第 119 条	監視	21
第 120 条	有罪判決を受けた者に対し科すことができる特別義務	21
第 121 条	裁判所による特別義務の変更	22
第 122 条	保護観察付執行猶予の取消し	22
第 123 条	無効とみなされる刑の言渡し	22
第 4 節	刑の言渡しの猶予	22
第 124 条	刑の言渡しの猶予の要件	22
第 125 条	刑の言渡しの猶予の決定	23
第 126 条	事件停止の検討のための審理	23
第 5 節	半自由制度	23
第 127 条	半自由制度の要件	23

第 128 条	半自由制度の方法	23
第 129 条	半自由制度による刑罰の期間の算入	23
第 130 条	半自由制度の設定及び取消し	23
第 131 条	有罪判決を受けた者の逮捕・拘留	23
第 6 節	刑の分割	24
第 132 条	刑の分割の要件	24
第 133 条	刑の分割の方法	24
第 134 条	分割制度の変更	24
第 135 条	有罪判決を受けた者の逮捕及び拘留	24
第 4 章	併合罪の事件に適用する規則	24
第 1 節	総則	24
第 136 条	併合罪	24
第 137 条	単一起訴	24
第 138 条	個別の訴追	25
第 2 節	特別規則	25
第 139 条	恩赦の効果及び併合罪の減輕	25
第 140 条	罰金の併合	25
第 141 条	逃走に関して言い渡された刑の非併合	25
第 5 章	刑の執行に影響を与える一般的理由	25
第 1 節	刑の時効	25
第 142 条	時効の効力	25
第 143 条	特定の犯罪についての時効の非消滅	25
第 144 条	刑の時効	26
第 145 条	期間の起算点	26
第 146 条	刑事上の判決決定から派生する民事上の義務の時効	26
第 2 節	刑の赦免	26
第 147 条	赦免の効力	26
第 148 条	赦免の場合の被害者への損害賠償	26
第 3 節	一般恩赦	26
第 149 条	一般恩赦の効力	26
第 150 条	恩赦及び執行猶予の取消	26
第 151 条	恩赦の場合の被害者への損害賠償	27
第 4 節	一定の付加刑の変更及び取消	27

第 152 条	一定の付加刑の変更要件	27
第 153 条	市民権の全部または一部の復活	27
第 154 条	禁止措置の変更又は取消	27
第 155 条	運転免許証の回復	27
第 156 条	居住禁止にかかる決定の変更	27
第 157 条	カンボジア王国の領土の外に出ることの禁止の変更	28
第 158 条	カンボジア王国の領土内に入国することの禁止の変更	28
第 159 条	排除、閉鎖、事業の禁止の変更	28
第 6 章	未成年者に適用する刑罰	28
第 1 節	総則	28
第 160 条	14 歳を超える未成年者に適用する主刑	28
第 161 条	付加刑	28
第 162 条	公益奉仕労働の刑	29
第 163 条	未成年者への累犯の非	29
第 164 条	刑の減軽情状	29
第 165 条	保護観察付執行猶予の特別義務	29
第 2 節	特別規定	30
第 166 条	刑務所に未成年者を拘留する要件	30
第 7 章	法人に適用する刑罰	30
第 1 節	総則	30
第 167 条	法人に科される刑罰	30
第 2 節	付加刑	30
第 168 条	法人に適用する付加刑	30
第 169 条	付加刑の決定の要件	31
第 170 条	法人の解散及び精算	31
第 171 条	裁判所の裁判所の監視下に置くこと	31
第 172 条	活動の禁止	31
第 173 条	公契約からの排除	31
第 174 条	公募債の募集の禁止	31
第 175 条	有価証券の発行の禁止	32
第 176 条	施設の閉鎖	32
第 177 条	施設の業務利用の禁止	32
第 178 条	所有権の没収、没収物の販売、破棄	32

第 179 条	没収及び第三者の権利	32
第 180 条	判決の掲示による公示	32
第 181 条	視聴覚通信手段による決定の伝達	33
第 182 条	自然人に関する規定の適用と法人	33
第 2 編	個人に対する罪	33
第 1 部	大量虐殺罪・人道に反する罪・戦争犯罪	33
第 1 章	大量虐殺	33
第 183 条	大量虐殺罪	33
第 184 条	適用する刑罰	33
第 185 条	大量虐殺罪の準備	34
第 186 条	付加刑：種類と期間	34
第 187 条	法人の刑事責任	34
第 2 章	人道に反する罪	35
第 188 条	人道に反する罪	35
第 189 条	刑罰	35
第 190 条	人道に反する罪の準備行為	35
第 191 条	付加刑：種類と期間	35
第 192 条	法人の刑事責任	36
第 3 章	戦争犯罪	36
第 193 条	戦争犯罪	36
第 194 条	その他の戦争犯罪	37
第 195 条	刑罰	37
第 196 条	戦争犯罪の準備行為	37
第 197 条	付加刑：種類と期間	37
第 198 条	法人の刑事責任	38
第 2 部	人の生命に対する侵害	38
第 1 章	人の生命に対する侵害	39
第 1 節	人の生命に対する故意の侵害	39
第 199 条	殺人	39
第 200 条	予謀殺人	39
第 201 条	毒殺	39
第 202 条	被害者に関する刑の加重情状を有する殺人	39
第 203 条	標的による刑の加重情状	39

第 204 条	公務員による殺人	40
第 205 条	拷問、残虐行為、又は強姦による殺人	40
第 206 条	付加刑：種類と期間	40
第 2 節	故意ではない人の生命に対する侵害	40
第 207 条	過失致死	40
第 208 条	付加刑：種類と期間	41
第 209 条	法人の刑事責任	41
第 2 章	個人の完全性の侵害	41
第 1 節	拷問及び残虐行為	41
第 210 条	拷問及び残虐行為	41
第 211 条	被害者に関する刑の加重情状	42
第 212 条	標的による刑の加重 情状	42
第 213 条	正犯に関する刑の加重情状	42
第 214 条	四肢切断又は障害による刑の加重 情状	42
第 215 条	被害者の死亡による刑の加重情状	42
第 216 条	付加刑：種類と期間	43
第 2 節	暴行	43
第 217 条	故意による暴行	43
第 218 条	刑の加重情状	43
第 219 条	被害者に関する刑の加重情状	43
第 220 条	標的による刑の加重情状	44
第 221 条	犯人に関する刑の加重情状	44
第 222 条	配偶者又は内縁者による暴行	44
第 223 条	四肢の切断又は障害による刑の加重情状	44
第 224 条	被害者の死亡による刑の加重情状	44
第 225 条	故意の暴行としての有毒物質の使用	44
第 226 条	故意の暴行としての有毒物質を有する食糧の提供	44
第 227 条	故意の暴行としての飲料水に有毒物質を注入する行為	45
第 228 条	軽微な暴行	45
第 229 条	付加刑：種類と期間	45
第 230 条	法人の刑事責任	45
第 3 節	脅迫	46
第 231 条	脅迫行為	46

第 232 条	要件成就の命令を伴う脅迫	46
第 233 条	殺害の脅迫	46
第 234 条	要件成就の命令を伴う殺害の脅迫	46
第 235 条	付加刑：種類と期間	47
第 4 節	過失傷害	47
第 236 条	過失傷害	47
第 237 条	付加刑：種類と期間	47
第 238 条	法人の刑事責任	48
第 3 章	性的攻撃	48
第 1 節	強姦	48
第 239 条	強姦の要素	48
第 240 条	使用手段又は犯人に関する刑の加重情状	48
第 241 条	被害者に関する刑の加重	49
第 242 条	四肢の切断又は障害による刑の加重情状	49
第 243 条	拷問又は残虐行為による刑の加重情状	49
第 244 条	被害者の死亡による刑の加重情状	49
第 245 条	付加刑：種類と期間	49
第 2 節	その他の性的攻撃	50
第 246 条	強制猥褻行為	50
第 247 条	使用手段又は正犯との関係に基づく刑の加重情状	50
第 248 条	被害者に関する刑の加重	50
第 249 条	性器の露出	50
第 250 条	性的嫌がらせ	50
第 251 条	未遂	51
第 252 条	付加刑：種類と期間	51
第 4 章	自由の侵害	51
第 1 節	違法逮捕、拘留、監禁	51
第 253 条	違法逮捕、拘留、監禁	51
第 254 条	刑の加重情状	51
第 255 条	付加刑：種類と期間	52
第 2 節	その他の自由の侵害	52
第 256 条	輸送手段の占拠	52
第 257 条	障害による刑の加重	52

第 258 条	拷問又は残虐行為による刑の加重	52
第 259 条	被害者の死亡による刑の加重	53
第 260 条	付加刑：種類と期間	53
第 5 章	尊厳に対する侵害	53
第 1 節	死者の畏敬の意に対する侵害	53
第 261 条	死体の完全性に対する侵害	53
第 262 条	死体の冒流	53
第 263 条	未遂罪	53
第 264 条	付加刑：種類と期間	54
第 2 節	差別	54
第 265 条	財物又はサービスの提供を拒絶する行為	54
第 266 条	条件付きの財物又はサービスの提供	54
第 267 条	人の雇用を拒絶する行為	55
第 268 条	条件付きで人を雇用する行為	55
第 269 条	差別に基づく解雇又は解任に適用する行為	55
第 270 条	公務員による差別に基づく及び権利の付与の拒絶	55
第 271 条	法律によって認めらる差別	55
第 272 条	付加刑：種類と期間	55
第 273 条	法人の刑事責任	56
第 3 節	人間の尊厳を侵害する労働条件	56
第 274 条	人間の尊厳を侵害する条件下に置く行為	56
第 275 条	未遂罪	56
第 276 条	付加刑：種類と期間	56
第 277 条	法人の刑事責任	57
第 4 節	被雇用者及び取締役等の汚職	57
第 278 条	被用者による収賄	58
第 279 条	被用者に対する贈賄	58
第 280 条	取締役等による収賄	58
第 281 条	未遂罪	58
第 282 条	付加刑：種類と期間	58
第 283 条	法人の刑事責任	58
第 5 節	売春の斡旋	59
第 284 条	売春の斡旋	59

第 285 条	売春者と売春斡旋者の仲介	59
第 286 条	売春斡旋から得た資金	59
第 287 条	売春防止の妨害	60
第 288 条	正犯に関する刑の加重	60
第 289 条	被害者に関する刑の加重	60
第 290 条	拷問又は残虐行為による刑の加重	60
第 291 条	売春施設の運営	60
第 292 条	施設における売春活動の許可	60
第 293 条	売春のために場所を使用させるる行為	61
第 294 条	未遂罪	61
第 295 条	付加刑：種類と期間	61
第 296 条	法人の刑事責任	61
第 6 節	その他の尊厳に対する侵害	62
第 297 条	明確な泥酔	62
第 298 条	公共の場所において他人を呼び込む行為	62
第 6 章	人格に対する侵害	62
第 1 節	私生活に対する侵害	62
第 299 条	住居侵入	62
第 300 条	正犯に関する刑の加重	63
第 301 条	私的会話の聴聞又は録音	63
第 302 条	肖像権の侵害	63
第 303 条	未遂罪	63
第 304 条	付加刑：種類と期間	63
第 2 節	名誉棄損及び侮辱	63
第 305 条	名誉棄損	63
第 306 条	情報媒体による名誉棄損	64
第 307 条	侮辱罪	64
第 308 条	情報媒体を通じた侮辱	64
第 309 条	名誉棄損及び侮辱に関する訴追手続	64
第 310 条	付加刑：種類と期間	64
第 3 節	誣告	65
第 311 条	誣告	65
第 312 条	科される刑罰及び告訴要件	65

第 313 条 付加刑：種類と期間.....	65
第 4 節 業務上の秘密に対する侵害.....	65
第 314 条 業務上の秘密に対する侵害.....	65
第 315 条 第 314 条の適用除外.....	65
第 316 条 付加刑：種類と期間.....	66
第 5 節 信書及び電気通信の秘密の侵害.....	66
第 317 条 信書の侵害.....	66
第 318 条 電話による会話の秘密の侵害.....	66
第 319 条 未遂罪.....	66
第 320 条 付加刑：種類と期間.....	66
第 3 部 未成年者及び家族の侵害.....	67
第 1 章 未成年者の遺棄.....	67
第 321 条 未成年者の遺棄.....	67
第 322 条 未遂罪.....	67
第 323 条 付加刑：種類と期間.....	67
第 2 章 家族の遺棄.....	67
第 324 条 家族の遺棄.....	67
第 325 条 付加刑：種類と期間.....	67
第 3 章 未成年者の保護に対する侵害.....	68
第 326 条 未成年者の引渡義務の不履行.....	68
第 327 条 未成年者の奪取.....	68
第 328 条 未遂罪.....	68
第 329 条 付加刑：種類と期間.....	68
第 4 章 子に対する侵害.....	68
第 330 条 子の遺棄の教唆.....	68
第 331 条 子の養子縁組又は子の遺棄の仲介.....	68
第 332 条 養親及び妊婦との間の仲介.....	69
第 333 条 子の取り換え、偽装、隠蔽.....	69
第 334 条 未遂罪.....	69
第 335 条 付加刑：種類と期間.....	69
第 336 条 法人の刑事責任.....	69
第 5 章 未成年者を危険にさらす罪.....	70
第 1 節 健康及び精神に対する侵害.....	70

第 337 条	15 歳未満の未成年者の食糧の途絶又は不監護	70
第 338 条	被害者の死亡による刑の加重	70
第 339 条	未成年者を健康を危険にさらす労働条件下に置くこと	70
第 340 条	未成年者の死亡による刑の加重	70
第 341 条	15 歳未満の未成年者に対する猥褻行為	70
第 342 条	刑の加重事由	70
第 2 節	未成年者に対する不法行為又は危険行為の教唆	71
第 343 条	未成年者に対する酒類の飲用の教唆	71
第 344 条	未成年者に対するこじきの唆使	71
第 345 条	未成年者に対する重罪又は軽罪の教唆	71
第 346 条	未成年者の参加による猥褻物陳列及び淫行の準備	71
第 3 節	親権の侵害の罪	71
第 347 条	親権の侵害	71
第 4 節	未遂及び刑罰	71
第 348 条	未遂	71
第 349 条	付加刑：種類及び期間	72
第 6 章	家族に対するその他の侵害	72
第 350 条	重婚	72
第 351 条	尊属による未成年者に対する姦淫	72
第 352 条	血族又は婚族間の姦淫	72
第 3 編	財産に対する罪	72
第 1 部	悪意により他人の財物を得て自己の所有物とすること	72
第 1 章	窃盗及び同様の罪	72
第 1 節	窃盗	73
第 353 条	窃盗行為の定義	73
第 354 条	エネルギーの窃盗	73
第 355 条	家族の免責	73
第 356 条	適用される罪	73
第 357 条	暴力行為により実行されたことによる刑の加重情状	73
第 358 条	四肢切断又は障害による刑の加重情状	73
第 359 条	拷問又は残虐な行為による刑の加重情状	73
第 360 条	被害者の死亡による刑の加重情状	73
第 361 条	未遂	74

第 362 条	付加刑：種類及び期間	74
第 2 節	強盗	74
第 363 条	強盗の定義	74
第 364 条	適用される罪	75
第 365 条	被害者に係る刑の加重情状	75
第 366 条	武器の使用による刑の加重情状	75
第 367 条	四肢切断又は障害による刑の加重情状	75
第 368 条	拷問又は残虐な行為による刑の加重情状	75
第 369 条	被害者の死亡による刑の加重情状	75
第 370 条	未遂	75
第 371 条	付加刑：種類及び期間	75
第 3 節	名誉への脅迫	76
第 372 条	名誉への脅迫の定義	76
第 373 条	適用される罪	76
第 374 条	明らかな脅迫の実行による刑の加重情状	76
第 375 条	未遂	76
第 376 条	付加刑：種類及び期間	77
第 2 章	詐欺及び同様の行為	77
第 1 節	詐欺	77
第 377 条	詐欺の定義	77
第 378 条	適用される罪	77
第 379 条	被害者に関する刑の加重情状	78
第 380 条	その他の刑の加重情状	78
第 381 条	未遂	78
第 382 条	付加刑：種類及び期間	78
第 2 節	詐欺と同様の罪	79
第 1 款	脆弱さを悪用して利益を引き出すこと	79
第 383 条	無知又は脆弱さの悪用	79
第 2 款	無銭詐欺	79
第 384 条	無銭詐欺	79
第 385 条	未遂	79
第 386 条	付加刑：種類及び期間	79
第 3 款	競売の自由に対する侵害	80

第 387 条	不正な競売	80
第 388 条	競売の自由の妨害	80
第 389 条	未遂	80
第 390 条	付加刑：種類及び期間	80
第 3 章	背任及び同類の行為	80
第 1 節	背任	80
第 391 条	背任の定義	81
第 392 条	適用される罪	81
第 393 条	取締役及びその他の人による特別背任	81
第 394 条	正犯に関する刑の加重情状	81
第 395 条	未遂	81
第 396 条	付加刑：種類及び期間	81
第 2 節	押収物又は担保物の横領	82
第 397 条	押収物又は担保物の横領	82
第 398 条	未遂	82
第 4 章	追加する罪	82
第 1 節	盗品の譲受	82
第 399 条	盗品の譲受の定義	82
第 400 条	適用される罪	82
第 401 条	刑の加重情状	83
第 402 条	罰金刑の上限	83
第 403 条	付加刑：種類及び期間	83
第 2 節	資金洗浄	83
第 404 条	資金洗浄の定義	84
第 405 条	適用される罪	85
第 406 条	刑の加重情状	85
第 407 条	未遂	85
第 408 条	付加刑：種類及び期間	85
第 409 条	法人の刑事責任	85
第 2 部	財物に対する侵害	86
第 1 章	破壊、破損及び損傷	86
第 1 節	破壊、破損及び損傷	86
第 410 条	故意による損傷	86

第 411 条	刑の加重情状	86
第 412 条	被害者に係る刑の加重情状	87
第 413 条	人に対する危険な手段の使用による刑の加重情状	87
第 414 条	他人に対する傷害による刑の加重情状	87
第 415 条	四肢の切断又は傷害による刑の加重情状	87
第 416 条	組織化された犯罪の実行による刑の加重情状	88
第 417 条	他人の死亡による刑の加重情状	88
第 418 条	軽い損害	88
第 419 条	過失又は法令違反によるその他の損害	88
第 420 条	公的掲示又は通知書の損傷	88
第 421 条	未遂	88
第 422 条	付加刑：種類及び期間	88
第 2 節	破壊、破損又は損傷を告知する脅迫	89
第 423 条	損傷させる旨を告知する脅迫	89
第 424 条	命令を伴う損傷させる旨を告知する脅迫	89
第 425 条	情報の偽装	90
第 426 条	付加刑：種類及び期間	90
第 2 章	情報科学分野における罪	90
第 427 条	データの自動処理システムへのアクセス又は駐在	90
第 428 条	データの自動処理システムのプロセスの障害の創出	91
第 429 条	悪意によるデータの挿入、消去、改ざん	91
第 430 条	犯罪の実行を準備するための集団又は協定への参加	91
第 431 条	未遂	91
第 432 条	付加刑：種類及び期間	91
第 4 編	国家反逆罪	91
第 1 部	国の主要機関に対する侵害	92
第 1 章	国王に対する侵害	92
第 433 条	弑逆	92
第 434 条	国王に対する拷問又は残虐行為	92
第 435 条	国王に対する暴行	92
第 436 条	四肢の切断又は障害に関する刑の加重情状	92
第 437 条	崩御による刑の加重情状	92
第 438 条	付加刑：種類及び期間	92

第2章 国の安全への侵害	93
第1節 国家反逆及び諜報	93
第439条 国家反逆及び諜報行為	93
第440条 国土全体又は一部の外国への譲渡し	93
第441条 カンボジア王国軍の外国への譲渡し	93
第442条 国防のための資材等の外国への譲渡し	93
第443条 外国との通謀	93
第444条 敵対又は侵略手段の外国への譲渡し	93
第445条 国防を損ねうる情報等の外国への譲渡し	93
第446条 国防を損ねうる情報等の収集	94
第447条 国防を損ねうる資材の破壊等	94
第448条 虚偽の情報の提供	94
第449条 未遂	94
第450条 付加刑：種類及び期間	94
第2節 壊乱及び叛逆	94
第451条 壊乱	95
第452条 犯人に係る刑の加重情状	95
第453条 叛逆の共謀	95
第454条 刑の免除	95
第455条 付加刑：種類及び期間	95
第3節 暴動	96
第456条 暴動の定義	96
第457条 適用される罪	96
第458条 暴徒に関する刑の加重情状	96
第459条 暴徒への指揮	96
第460条 付加刑：種類及び期間	96
第4節 命令権の奪取及び武装部隊の設立	97
第461条 軍隊への命令権の奪取	97
第462条 軍隊への命令権の不法な保持	97
第463条 不法な武装部隊の設立	97
第464条 合法的な国の当局に敵対する国民への武装の扇動	97
第465条 他の一部の国民に対する国民への武装の扇動	97
第466条 未遂	98

第 467 条	付加刑：種類及び期間	98
第 5 節	カンボジア王国軍の安全への侵害	98
第 468 条	外国又は外国の機関への兵士の加入の扇動	98
第 469 条	軍事資材の通常運用の妨害	98
第 470 条	兵士又は軍事資材の移動の妨害	98
第 471 条	兵士の不服従の扇動	99
第 472 条	軍隊の士気喪失	99
第 473 条	悪意による軍用地への進入	99
第 474 条	国防関連サービスの働きの妨害	99
第 475 条	未遂	99
第 476 条	付加刑：種類及び期間	99
第 6 節	国防機密に対する侵害	100
第 477 条	国防機密の保護の原則	100
第 478 条	国防機密の定義	100
第 479 条	故意による、又は故意ではない、国分機密の暴露	100
第 480 条	権限がない国防機密の保持	100
第 481 条	国防機密の破壊又は複製	100
第 482 条	未遂	100
第 483 条	付加刑：種類及び期間	100
第 3 章	公共の安全に対する侵害	101
第 1 節	武装団体	101
第 484 条	武装団体の定義	101
第 485 条	武装団体への加入	101
第 486 条	武装集団の組織の準備	101
第 487 条	付加刑：種類及び期間	101
第 2 節	武器、爆発物及び火薬分野の犯罪	102
第 488 条	武器、爆発物及びあらゆる種類の弾薬の製造又は流通	102
第 489 条	その他の殺害のための武器の製造又は流通	102
第 490 条	許可を得ない武器の保持又は運搬	102
第 491 条	公共の場所における武器の廃棄	102
第 492 条	付加刑：種類及び期間	102
第 493 条	公共の場所における武器の廃棄の場合の没収	103
第 3 節	犯罪の実行の扇動	103

第 494 条	扇動の要件	103
第 495 条	犯罪等の実行の扇動	103
第 496 条	差別の扇動	103
第 497 条	情報媒体による扇動	104
第 498 条	付加刑：種類及び期間	104
第 4 節	悪意者の結社	104
第 499 条	悪意者の結社への参加	104
第 500 条	刑の免除の除外	104
第 501 条	付加刑：種類及び期間	104
第 4 章	国の当局に対する侵害	105
単章	公務員に対する侮辱及び反抗	105
第 502 条	侮辱	105
第 503 条	公務員に対する反抗	105
第 504 条	公務員に対する反抗に関する刑の加重情状	105
第 505 条	公務員に反抗する行為の扇動	105
第 506 条	公務の実施に対する反抗	105
第 507 条	付加刑：種類及び期間	105
第 5 章	国教に対する侵害	106
第 1 節	仏教を侵害する罪	106
第 508 条	権利のない仏教式の着服	106
第 509 条	仏教の供物の窃盗	106
第 510 条	宗教の仏堂及び仏教の供物の損傷	106
第 511 条	未遂	106
第 512 条	付加刑：種類及び期間	106
第 2 節	僧侶、女性修行者及び男性修行者に対する侵害	107
第 1 款	暴力行為	107
第 513 条	故意による暴行	107
第 514 条	四肢の切断又は障害による刑の加重情状	107
第 515 条	被害者の死亡による刑の加重情状	107
第 2 款	侮辱	107
第 516 条	僧侶、女性修行者又は男性修行者に対する侮辱	107
第 2 部	司法分野に対する侵害	107
第 1 章	司法機関に対する侵害	107

第1節 裁判官及び検察官の汚職	107
第517条 裁判官及び検察官による収賄	107
第518条 裁判官及び検察官に対する贈賄	108
第519条 法人の揭示責任	108
第2節 裁判所の決定に対する危害	109
第520条 裁判所の決定の執行の拒否	109
第521条 拘留又は釈放命令の不法な供与	109
第522条 裁判権に圧力を加えるための解釈の伝達	109
第523条 裁判所の決定への信用の喪失	109
第524条 裁判所に対する虚偽の告発	109
第525章 未遂	109
第526章 付加刑：種類及び期間	109
第2章 裁判所の活動に対する侵害	110
第1節 裁判所への告訴	110
第527条 告訴状を提出させない脅迫	110
第528条 公務員等による重罪又は軽罪を告発しないこと	110
第529条 重罪を告発しないこと及び免除	110
第530条 第三者に対する加虐の告発	110
第2節 証拠の捜査	111
第531条 死体の隠匿	111
第532条 手がかりの隠匿	111
第533条 証拠の隠匿	111
第534条 資料の破壊	111
第535条 印章の破壊	111
第536条 封印物の破壊又は隠滅	111
第537条 供述の拒否	111
第538条 参加の拒否	111
第539条 無罪の証拠の不提供及び免除	112
第540条 他人の身元の使用	112
第541条 不服従の拒否	112
第542条 検査における運転者の拒否	112
第543条 逃亡	112
第544条 正犯等に対する援助の供与及び免除	112

第 545 条	虚偽の証言の提供及び免除	113
第 546 条	証人に対する脅迫	113
第 547 条	虚偽の証言をするための収賄	113
第 548 条	証人に対する贈賄	113
第 549 条	証人に圧力を加えることを目的とした伝達	114
第 3 節	通訳及び鑑定	114
第 550 条	通訳人及び翻訳人による改変	114
第 551 条	専門家による偽造	114
第 552 条	専門家若しくは通訳人及び翻訳人に対する脅迫	114
第 553 条	通訳人及び翻訳人の収賄	114
第 554 条	通訳人及び翻訳人に対する贈賄	114
第 555 条	専門家の収賄	114
第 556 条	専門家に対する贈賄	115
第 4 節	未遂及び付加刑	115
第 557 条	未遂	115
第 558 条	付加刑：種類及び期間	115
第 559 条	法人の刑事責任	115
第 3 章	拘禁に関する罪	116
第 1 節	逃走	116
第 560 条	逃走の定義	116
第 561 条	適用される刑	116
第 562 条	逃走行為との類似行為	117
第 2 節	逃走及び逃走援助の刑の刑の加重情状	117
第 563 条	合意された、武器又は活動による脅迫	117
第 564 条	武器の使用	117
第 565 条	逃走手段の供与	117
第 566 条	逃走手段の供与に関する刑の加重情状	117
第 567 条	看守者による逃走の援助	117
第 568 条	看守者による逃走の援助に関する刑の加重情状	118
第 569 条	刑務所に収容する権限を有する者による逃走の援助	118
第 570 条	刑務所に収容する権限を有する者による逃走の援助に関する刑の加重情状	118
第 3 節	被拘禁者に対する金銭又は物の不法な譲渡し	118
第 571 条	不法な譲渡し及び刑の加重情状	118

第 572 条	不法な受領及び刑の加重情状	118
第 4 節	未遂及び処罰	119
第 573 条	未遂	119
第 574 条	刑の免除	119
第 575 条	付加刑：種類及び期間	119
第 4 章	裁判所の決定への違反	119
第 576 条	居住禁止への違反	119
第 577 条	監視方法への不服従	119
第 578 条	掲示により公示の刑に対する違反	120
第 579 条	職務分野の禁止の刑に対する違反	120
第 580 条	一部の権利の制限の刑に対する違反	120
第 581 条	没収に従わないこと	120
第 582 条	運転免許証の返納の拒否	120
第 583 条	公益奉仕労働の義務に対する違反	120
第 584 条	法人に言い渡された義務に対する違反	120
第 585 条	付加刑：種類及び期間	120
第 3 部	行政官庁の働きに対する侵害	121
第 1 章	国の当局の代表による行政官庁に対する侵害	121
第 1 節	義務の不遵守	121
第 1 款	権力の侵害	121
第 586 条	法の執行に対する妨害手段及び刑の加重情状	121
第 587 条	不法な職務の遂行の継続	121
第 2 款	個人の権限に対する侵害	121
第 588 条	個人の自由に対する侵害	121
第 589 条	不法に拘禁された者の釈放に対する不合意	121
第 590 条	不法な拘禁又は釈放	122
第 591 条	不法な拘禁の延長	122
第 2 節	汚職及び同類の罪	122
第 1 款	公金横領	122
第 592 条	公金横領の定義	122
第 593 条	適用される刑	122
第 2 款	収賄	122
第 594 条	収賄	122

第3款 消極的な影響の商取引	122
第595条 消極的な影響の商取引	122
第596条 適用される刑	123
第4款 不法な利益の詐取	123
第597条 不法な利用の詐取の定義	123
第598条 適用される刑	123
第5款 情実	123
第599条 情実の定義	123
第600条 適用される刑	123
第3節 破壊及び横領	123
第601条 悪意の破壊及び悪意の横領	123
第602条 悪意による損傷又は隠滅	124
第4節 未遂及び処罰	124
第603条 未遂	124
第604条 付加刑：種類及び期間	124
第2章 民間人による行政官庁への侵害	124
第1節 汚職及び同類の罪	124
第1款 贈賄	124
第605条 贈賄	124
第2款 積極的な影響の商取引	125
第606条 積極的な影響の商取引	125
第3款 脅迫	125
第607条 脅迫	125
第2節 破壊又は横領	125
第608条 破壊及び横領	125
第3節 公職及び正式な代表の干渉	125
第609条 公職の遂行における不法な干渉	125
第610条 公的職務の遂行を誤解させる活動	126
第611条 誤解を引き起こす文書又は資料の使用	126
第612条 不法な行政官庁のための衣服の使用	126
第613条 不法な職務命令文書の使用	126
第614条 権利のない、行政官庁により規定された標章の使用	126
第615条 権利のない、警察又は軍隊に使用される外部標識のある車両の使用	126

第 616 条	警察又は軍隊と同様の制服等の使用	126
第 617 条	重罪又は軽罪の準備による刑の加重情状	126
第 618 条	権利のない、行政官庁により規定される役職の命令書の使用	127
第 619 条	権利のない、免許の使用	127
第 620 条	通常ではない、地位の使用	127
第 621 条	公的業務における公式な身分と異なる身分の使用	127
第 4 節	国境標識の変更	127
第 622 条	国境標識の取替	127
第 5 節	未遂及び処罰	127
第 623 節	未遂	127
第 624 条	付加刑：種類及び期間	127
第 625 条	法人の刑事責任	128
第 4 部	公共の信頼への侵害	128
第 1 章	偽造	128
第 1 節	文書偽造	129
第 626 条	偽造の定義	129
第 627 条	適用される罪	129
第 628 条	偽造文書の使用	129
第 629 条	公的文書の偽造	129
第 630 条	偽造公的文書の使用	129
第 631 条	悪意による文書の供与	129
第 632 条	悪意による公正証書の提供の要求	129
第 633 条	公正証書による公言の供与	129
第 634 条	虚偽の証明書の供与	130
第 635 条	証明書の偽造	130
第 636 条	虚偽の証明書又は偽造証書の使用	130
第 637 条	虚偽の証明書作成のための権限者による収賄	130
第 638 条	虚偽の証明書作成のための権限者に対する贈賄	130
第 639 条	虚偽の証明書作成のための医学の職業集団の構成員による収賄	130
第 640 条	虚偽の証明書作成のための医学の職業集団の構成員に対する贈賄	130
第 641 条	医学における医療に対する第 639 条及び 640 条の軽罪の実行	130
第 642 条	未遂	130
第 643 条	付加刑：種類及び期間	131

第 644 条	法人の刑事責任	131
第 2 節	通貨及び偽造通貨	132
第 645 条	法定通貨の偽造	132
第 646 条	法定通貨である外貨の偽造	132
第 647 条	偽造通貨又は外貨の流通	132
第 648 条	偽造通貨及び外貨の保管	132
第 649 条	法定価値を失った通貨及び外貨の偽造	132
第 650 条	通貨及び外貨の製造資材の不法な保持	132
第 651 条	偽造通貨及び貨幣の新たな流通	132
第 652 条	刑の免除	133
第 653 条	付加刑：種類及び期間	133
第 2 章	行政官庁の文書の偽造	133
第 1 節	国際及び郵便切手の偽造	133
第 654 条	カンボジア王国の債券の偽造	133
第 655 条	外国の債券の偽造	133
第 656 条	偽造債券の使用	133
第 657 条	郵便切手等の偽造	134
第 658 条	偽造郵便切手等の使用	134
第 659 条	未遂	134
第 660 条	付加刑：種類及び期間	134
第 2 節	行政の標識の偽造	134
第 661 条	カンボジア王国の国璽の偽造	134
第 662 条	偽造国璽の使用	134
第 663 条	公文書のレターヘッドを有する紙の偽造	134
第 664 条	偽装された公文書のレターヘッドを有する用紙の使用	135
第 665 条	誤解を生じさせる印刷紙の製造等	135
第 666 条	未遂	135
第 667 条	付加刑：種類及び期間	135
第 5 編	経過規定	135
単章	経過規定	135
第 668 条	別の刑事法令の適用	135
第 669 条	刑の時効の期間の適用	136
第 670 条	本法第 1 編（通則）の適用	136

第6編 最終規定	136
単章 最終規定	136
第671条 旧刑事規定の効力の廃止	136
第672条 本法の適用	136

第1編 総則

第1部 刑事法

第1章 通則

第1条 刑事法の適用範囲

この法律は、犯罪を規定し、犯罪に対して責任を負う者として宣告を受ける者を指定して、刑罰と刑の適用方法を規定する。

必要な場合は、行政機関が発布する法令により、金銭的な罰金のみで処罰される違警罪を規定することができる。

第2条 犯罪の定義及び分類

この法律は、社会的不安を招く自然人又は法人の特定の行為が犯罪であることを規定している。犯罪は、その重大性に従い、重罪、軽罪、違警罪に分類される。

第3条 罪刑法定主義の原則

現行の刑法に規定されている犯罪を構成する行為のみが刑罰の対象となる。

犯罪が実行された際、現行の刑事法令に規定されている刑罰のみが言い渡される。

第4条 犯罪実行の故意

犯罪実行の故意がなければ犯罪は成立しない。

ただし、事前に法律が規定されている場合は、不注意、疎漏、又はなんらかの義務の不遵守により犯罪とすることができる。

第5条 刑事法の解釈

刑事事件においては、法律は厳格に解釈しなければならない。裁判官は、拡大解釈又は類推解釈をしてはならない。

第6条 刑の宣告

裁判所の判決によらなければ、刑を言い渡すことはできない。

第7条 カンボジア刑事法の適用要件

刑事事件におけるカンボジア法の場所的適用範囲は、国際条約に特段の規定がない限り、本法の規定により規定する。

第8条 国際人道法に関する重大犯罪の免責の不存在

本法の規定は、カンボジア王国が容認する国際人権法、国際慣習、又は国際条約の違反に関する個別法に規定されている重大犯罪の被害者に対する裁判拒否の状況を作り出すことはできない。

第2章 刑事法の時間的適用範囲

第9条 犯罪の廃止の適用

犯罪を廃止する新规定はただちに適用する。その施行日前に行われた行為を起訴することはできない。進行中の法的手続きは終了しなければならない。判決が確定しているときは、当該判決による刑罰は執行してはならず、また執行中の場合はその執行を停止しなければならない。

第10条 より軽い又は重い法律の適用

軽い刑罰を定めた新规定はただちに適用する。ただし、科された刑罰の重さにかかわらず、確定した刑罰を執行する。

より重い刑罰を定めた新规定は、当該規定の施行日の後に行われた行為に対してのみ適用する。

第11条 手続きの有効性

新规定の即自適用には、旧規定により実施された手続きの有効性に影響を与えない。

第3章 刑事法の場所的適用範囲

第1節 カンボジア王国の領土内で行われた犯罪又は行われたものとみなされる犯罪

第12条 刑事法適用の領土的原則

犯罪的行為に関連する限り、カンボジア刑事法はカンボジア王国の領土で行われた犯罪に適用する。

第13条 犯罪地

構成要件該当行為の一つがカンボジア領土内で行われた時から、当該領土内で犯罪が行われたものとみなす。

第14条 カンボジア船舶内で実行された犯罪

犯罪行為に関する限り、カンボジアの国旗を掲げた船舶内で行われた犯罪には、当該船舶の位置を問わずカンボジアの法律を適用する。

第 15 条 外国船舶内で実行された犯罪

犯罪行為に関する限り、カンボジア当局が国際協定に基づいて査察又は逮捕を行うことが許されている外国船舶内で実行された犯罪にはカンボジアの法律を適用する。

第 16 条 カンボジア航空機内で実行された犯罪

犯罪行為に関する限り、カンボジア王国で登録された航空機内で行われた犯罪には、当該航空機の位置を問わずカンボジアの法律を適用する

第 17 条 カンボジアで発生した行為に関するカンボジア刑事法の適用

犯罪行為に関する限り、次に掲げる 2 つの要件を満たしている場合、外国で犯した重罪又は軽罪の教唆者又は共犯であるカンボジア領土内にいるすべて者に適用する。

- －当該犯罪がカンボジア法及び外国法により処罰されるとき
- －犯罪の存在が外国裁判所の終局判決により確認されているとき

第 18 条 法人が実行する犯罪の罪名

法人が行う重罪、軽罪、又は違警罪に該当する犯罪の罪名は、自然人に科される刑罰により規定される。

第 2 節 カンボジア領土外で実行された犯罪

第 19 条 カンボジア国民が犯した重罪又は軽罪

刑事事件において、カンボジア王国の領土外でカンボジア国民が犯した重罪には、カンボジア刑事法を適用する。

外国でカンボジア国民が犯した軽罪は、当該行為がその外国の法律によって処罰される場合にも、カンボジアの法律を適用する。

これらの規定は、被告人が訴追された行為の後にカンボジアの国籍を取得した場合にも適用される。

第 20 条 被害者がカンボジア国民

刑事事件において、犯罪の実行時にカンボジア国籍を有している被害者に対して、カンボジア国民又は外国人がカンボジア王国の領土外で犯した全ての重罪は、カンボジアの法律を適用する。

第 21 条 起訴

本法の第 19 条（カンボジア国民が犯した重罪又は軽罪）及び第 20 条（被害者がカンボジア国民）に規定される事件では、検察庁の提起に基づいてのみ起訴される。起訴は、被害者若しくは代理人の告訴状、又はその行為が行われた国の当局による公式の告発がなければならない。

第22条 分離犯罪に係る分離管轄

刑事事件において、次に掲げるカンボジア王国の領土外で行われた犯罪は、カンボジアの法律を適用する。

1. カンボジア王国の安全に対する罪
2. カンボジア王国の国璽の偽造の罪
3. カンボジア王国の法定通貨である通貨及び国立銀行券の偽造の罪
4. カンボジア王国の外交使節又は領事に対する罪
5. カンボジア王国の外交施設又は領事館に対する罪

第23条 重複告訴及び処罰

同一の行為について外国で確定裁判に付され、有罪の場合にはその刑罰に服し又は時効の成立により刑罰が消滅したことが証明された者を起訴することはできない。

第2部 刑事責任

第1章 総則

第24条 刑事上の個人責任の原則

人は自己の行為についてのみ責任を負う。

第25条 正犯の定義

正犯とは、有罪となる行為を実行した者をいう。

上記の他、正犯には、重罪を実行しようとした者、又は法律に規定がある場合には軽罪を実行しようとした者を含む。

第26条 共犯正犯の定義

多衆が直接的に犯罪を共同して実行することに合意したときは共同正犯とする。

上記の他、数人が重罪を犯そうとし、又は法律に規定がある場合に限り軽罪を犯そうとすることに合意したときは、共同正犯とする。

第27条 未遂の定義

重罪又は軽罪の中で、法が規定した犯罪の未遂は、次に掲げる要件が満たされた場合処罰する。

- 正犯が犯罪の実行に着手する、つまり正犯が直接犯罪を実行する意思を持つ行為を実行す

る。

- 正犯が自らの意思で行為を止めたものではなく、自己の意思とは無関係の状況の影響により中断又は停止される

犯罪の実行の直接の意思のない準備行為は着手とみなさない。

違警罪の未遂は罰しない。

第 28 条 教唆犯の定義

次に掲げる者は教唆犯とする。

1. 指示又は命令を与えて重罪又は軽罪の実行を助長した者
2. 贈与、約束又は脅迫、唆し、誘惑、又は自己の権限若しくは職権の濫用による重罪又は軽罪の実行を教唆した者

教唆犯は、重罪又は軽罪が既遂又は未遂となった場合にのみ罰する。

重罪又は軽罪の教唆犯は、正犯と同一の処罰を受ける。

第 29 条 共犯の定義

共犯とは、援助又は助力を与えることにより重罪又は軽罪の未遂又は既遂を故意に促進する者をいう。

重罪又は軽罪の共犯は、正犯と同一の処罰を受ける。

第 30 条 公務員、選挙を通じて権限を与えられた国民の定義

1. 公務員とは、次に掲げる者をいう。

イ 法令に基づいて任命された、立法府、行政府、司法府に仕える者。ただし、任期が恒久的か一時的か、報酬の有無、地位又は年齢を問わない。

ロ カンボジア王国の法律に規定される、公的機構、公社、その他の公的機関を含む公的職務に従事するその他の者

2. 選挙を通じて権限を与えられた国民とは、上院、国民議会、州評議会、首都評議会、郡評議会、区評議会の議員、及び村評議会、地区評議会の議員、並びにその他の公的職務を遂行するために選挙を通じて権限を与えられた国民をいう。

第 2 章 刑事責任無能力又は責任軽減の事由

第 31 条 精神疾患による責任無能力の原因

人が自己の責任を弁識することができない程度の精神疾患を患っているときに行った犯罪については、刑事責任を負わない。

人が自己の責任を弁識する能力が減退する程度の心神耗弱のときに行った犯罪については、刑事責任を免れない。ただし、裁判所は、刑を決定するに当たりこの状況を考慮しなければならない。

人がアルコール、薬物又は法律によって禁止されている物質の使用により、心神耗弱のときに行った犯罪については、刑事責任を免れない。

第 32 条 法律又は当局による許可

法律に規定され、又は許可されている行為を行った者は、犯罪とはしない。

合法的な当局の命令に従って実行をした者は、この行為が明らかに違法でない限り、犯罪とはしない。

ただし、大量虐殺、人道に反する罪、若しくは戦争犯罪の正犯、教唆犯、又は共犯は、次に掲げる理由にであっても、自己の刑事責任を免れない。

1. 現行の法律に規定、許可、又は禁止されていない行為を行った。
2. 合法的な当局の命令により実行した。

第 33 条 正当防衛

正当防衛の状況下において罪を犯す者は、刑事責任を負わない。

正当防衛は、次に掲げる要件を満たさなくてはならない。

- 罪が、自己、他者又は財産を不正な侵害から守るために必要であったと正当化されること
- 罪及び侵害が同時に発生したこと
- 使用された防衛の手段と侵害の重大性とが均衡していること

第 34 条 正当防衛の推定

次に掲げる場合は、正当防衛と推定する。

1. 罪が、押入り、暴行、策略による、夜間の人のいる場所への侵入を撃退するために実行された。
2. 罪が、暴行による窃盗又は強盗に対して自己を防衛するために実行された。

正当防衛の推定は絶対的なものではない。この推定は反証によって覆することができる。

第 35 条 緊急避難

緊急避難により罪を犯す者は、刑事責任を負わない。

緊急避難の状況は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 罪が、現在又は差し迫った危険から自己、他者、又は財産を保護するための緊急避難として正当化される。
- 使用された防衛の手段とその危険の重大性とが均衡している。

第36条 実力行使又は強制の効力

実力行使又は強制の効力により抵抗できない状況下で罪を犯した者は刑事責任を負わない。
実力行使又は強制は、予見不可能かつ不可避でなければならない。

第37条 刑事責任を負わない者

刑事責任を負わない者は、これを罰しない。

第3章 未成年者の刑事責任

第38条 刑事責任を負う成人年齢

刑事責任を負う成人年齢は18（十八）歳以上とする。

第39条 未成年者に適用する処分

犯罪を行った未成年者は、監督、教育、保護、援助の処分に付す。

ただし、裁判所は、犯罪の状況又は未成年者の人格を考慮して、14（十四）歳以上の者に対しても刑を言い渡すことができる。

第40条 処分の種類

教育処分、監督処分、保護処分、及び援助処分の内容は、次に掲げるものである。

1. 親、後見人、その未成年者の世話をする者、その他信頼できる者に未成年者を引き渡すこと
2. 未成年者の取扱いを担当する公共サービスに未成年者を引き渡すこと
3. 未成年者を受け容れる資格がある民間組織に未成年者を引き渡すこと
4. 病院又は専門の専門機関に未成年者を引き渡すこと
5. 未成年者を司法的保護の下に置くこと

第41条 司法的保護処分

司法的保護処分の場合、裁判所は、未成年者を監督する者を指定する。監督者は未成年者の行動について検察官に定期的に報告書を提出する。本処分の変更を伴うような事由が発生したときは、監督者は、その旨を検察官に通知しなければならない。

第4章 法人の刑事責任

第42条 法人の刑事責任

法律及び法令によって具体的に規定されているときは、国を除く法人は、その法人の利益のために、機関又は代表者によって実行された罪について、刑事責任を負うことを宣言しなければならない。

法人の刑事責任は、同一の行為に係る自然人の刑事責任を除外しない。

第3部 刑罰

第1章 刑罰の種類

第1節 主刑

第43条 主刑

主刑は、拘禁及び罰金とする。

罰金は、リエルで計算しなければならない。

第44条 主刑の下限及び上限

拘禁刑で処罰する場合は、法律でその期間の下限ならびに上限を定めなくてはならない。

罰金刑で処罰する場合は、法律でその金額の下限ならびに上限を定めなくてはならない。

第45条 刑の加重減輕

拘禁及び罰金の上限ならびに下限は、本法に規定されている要件に従い刑の加重又は減輕することができる。

第46条 重罪の定義

拘禁刑の最高刑が次に掲げる場合、当該犯罪を重罪とみなす。

1. 終身刑
2. 5（五）年より上30（三十）年以下の拘禁刑

拘禁刑には、罰金を併科することができる。

第 47 条 軽罪の定義

拘禁刑の上限刑期が 6（六）日より上 5（五）年以下の場合、当該犯罪を軽罪とみなす。
拘禁刑には、罰金を併科することができる。

第 48 条 違警罪の定義

以下に該当する場合には、当該犯罪を違警罪とみなす。

1. 拘禁刑の上限刑期が 6（六）日以下の場合。ただし、拘禁には、罰金を併科することができる。
2. 罰金のみによって処罰される場合

第 49 条 刑期の計算

刑期の 1（一）日は、24（二十四）時間として計算する。

刑期の 1（一）月は、30（三十）日として計算する。

刑期が 1（一）カ月より上の場合、当該月の実際の日数を考慮する。

刑期の 1（一）年は、12（十二）カ月として計算する。

第 50 条 刑の終了の特例

原則として、有罪判決を受けた者の刑期が、日曜又は公休日に満了するときは、その前日に釈放する。

第 51 条 公判前の勾留日数の算入

未決勾留期間は、刑期に全て算入する。

第 52 条 罰金による所得

罰金は国庫に納入する。

第 2 節 付加刑

第 53 条 付加刑の種類

付加刑には、下記に掲げるのものが含まれる。

1. 市民権の一部の剥奪
2. 犯罪が実行されたときの職業及び職務遂行の禁止
3. あらゆる種類の自動車の運転禁止
4. 運転免許の停止

5. 居住の禁止
 6. カンボジア王国外に出ることの禁止
 7. 有罪判決を言い渡された外国人のカンボジア王国内に入国・居住することの禁止
 8. 犯罪行為に用い又は用いようとした道具、材料又は物の没収
 9. 犯罪行為に供しようとした物又は資金の差押
 10. 犯罪行為によって得た利益又は財産の差押
 11. 犯罪行為が行われた場所内に存在した道具、材料、又は動産の差押
 12. 有罪判決を受けた者が所有する車両の差押
 13. 武器、爆発物、及び弾薬の保有及び所持の禁止
 14. 公契約からの排除
 15. 犯罪行為の準備又は実行に供された施設の閉鎖
 16. 公衆に開放されている、又は公衆が利用している施設の業務利用の禁止
 17. 判決の掲示による公示
 18. 判決の新聞紙上での公示
 19. 視覚的通信手段による判決の伝達
- 別途規定により、付加刑を設けることができる。

第 54 条 付加刑の宣告

付加刑は、科された重罪、軽罪、又は違警罪につき、特に規定されている場合に限り、言い渡すことができる。

付加刑の宣告は任意である。ただし、法律にその旨明記している場合は強制となる。

第 55 条 剥奪することができる市民権

本法の第 53 条（付加刑の種類）第 1 号に規定される剥奪することができる市民権には、次に掲げるものが含まれる。

1. 選挙権
2. 被選挙権
3. 公職の公吏として職務を遂行する権利
4. 裁判所での専門家、仲裁人、代理人として指定される権利
5. 勲章を受勲する及び装着する全ての権利
6. 裁判所において宣誓証人となる権利

この刑罰は、確定又は 5（五）年間以下の一時的な期間として科すことができる。

第 56 条 職務従事の禁止

業務従事の禁止は、公的な選挙により任命される権限、又は労働組合責任者の任務の遂行には適用されない。この禁止は、報道体制に関する法律の違反に対しても、適用されない。

この刑罰は、確定又は 5（五）年間以下の一時的な期間として科すことができる。

裁判所は、禁止される業務を指定しなければならない。

第 57 条 あらゆる種類の乗物の運転禁止

あらゆる種類の乗物の運転禁止は、5（五）年を超えてはならない。

第 58 条 運転免許証の停止

運転免許証の停止の刑罰は 5（五）年を超えてはならない。有罪判決を受けた者は、裁判所の裁判所書記官にその運転免許証を提出しなければならない。運転免許証は司法省の省令に従い保管される。

第 59 条 カンボジア内の一定の地域に居住することの禁止

居住禁止の刑罰は、有罪判決を受けた者が、カンボジア王国の領土内の一定の地域に現れることを禁止するものである。この刑期は、重罪については 10（十）年間、軽罪については 5（五）年間を超えてはならない。

裁判所は、禁止地域及び禁止期間を定める。

居住禁止には、監視処分が含まれる。

有罪判決を受けた者は、

1. 裁判所が指定した司法機関又は行政機関の召喚状に応じて出頭し、
2. 警察又は軍警察の指定、又は裁判所の指定に応じて定期的に出頭しなければならない。

裁判所は、監視処分の方法を定めなければならない。

裁判所の決定は、検察官が内務省及び国防省に対し通知しなければならない。

第 60 条 カンボジア王国からの出国の禁止

カンボジア王国の領土の外に出ることの禁止は、5（五）年を超えてはならない。

有罪判決を受けた者は、その旅券を裁判所の書記官に提出しなければならない。旅券は司法省の省令による規定に従い保管される。

有罪判決を受けた者は、刑罰を刑を受けている期間中は、旅券を申請することはできない。

第 61 条 有罪判決を受けた外国人のカンボジア王国内への入国及び居住禁止

有罪判決を受けた外国人のカンボジア王国内に入国及び居住することの禁止は、確定又は 5（五）年以下の一時的期間として執行される。この禁止により、有罪判決を受けた外国人は、刑期終了後に国外退去を命じられる。

第 62 条 没収

没収は、次に掲げるものに対して行うことができる。

1. 犯罪行為の実行中に使用した、又は犯罪行為の実行のための道具、資材又は物
2. 犯罪の目的物である物又は資金
3. 犯罪によって生じた利益である収益又は財物
4. 犯罪行為が行われた場所内に存在した道具、資材又は動産

ただし、第三者の権利を侵害する場合は、没収を言い渡すことはできない。

第 63 条 没収財産の処分

没収処分が確定したときには、没収された物は、特別の規定により異なる処分が定められていない限り、国の所有物となる。

国は、国の財物の売却に関する手続きに従い、没収物の売却又は破棄をすることができる。

第 64 条 武器、爆発物及びあらゆる種類の弾薬の保持及び所持の禁止

武器、爆発物及び弾薬の保有及び所持の禁止は、確定又は 5（五）年以下の一時的期間として執行する。この禁止はカンボジア王国内のあらゆる種類の武器、爆発物及びあらゆる種類の弾薬に適用する。

第 65 条 公契約からの排除

公契約からの排除は、次に掲げるのものが行う公契約に、直接又は間接に参加することを禁ずる。

1. 国
2. 地方自治体
3. 公的機関
4. 国又は地方自治体から委任を受けた、又は監督される企業

この排除の刑は、確定又は 5（五）年以下の一時的期間として執行することができる。

第 66 条 施設の閉鎖

施設閉鎖の刑は、犯罪行為がなされたときに行っていた活動を当該施設内で行うことを禁止する。

施設閉鎖の刑は、確定又は 5（五）年以下の一時的期間として執行することができる。

第 67 条 施設での事業の禁止

公衆に開放されている、又は公衆が利用する施設の業務利用の禁止は、確定又は 5（五）年以下の一時的期間として執行することができる。

第 68 条 有罪判決の掲示による公示

判決の掲示による公示の刑は、裁判所が指定した場所において決定した期間に実施する。掲示による公示は 2（二）カ月を超えてはならない。公示は、全文、抜粋又は通常の記載の方法によってなすことができる。公示費用は、有罪判決を受けた者が負担する。

掲示された公示が廃棄、隠匿、又は毀棄された場合には、再度掲示して公示しなければならない。再掲示による公示の費用は、公示を廃棄、隠匿、又は毀棄した者が負担しなければならない。

第 69 条 有罪判決の出版情報媒体で公表

裁判所の判決を公表する刑は、裁判所が決定した方法及び期間に従い出版情報媒体で公表しなければならない。

公表費用は、有罪判決を受けた者が負担する。有罪判決を受けた者が遵守しないときは、身体を拘束することができる。

裁判所が判決の公表を命令したときは、出版情報媒体はその公表を拒絶することはできない。

第 70 条 視聴覚通信手段による判決の伝達

あらゆる視聴覚通信手段により判決を伝達する刑は、裁判所が決定した方法に従い執行する。この伝達は 8（八）日を超えてはならない。この伝達は全文、抜粋、又は言及によることができる。伝達費用は、有罪判決を受けた者が負担する。

第 71 条 付加刑の適用期間

裁判所の異なる判決刑がある場合を除き、本法の第 53 条（付加刑の種類）第 1、2、3、4、5、6、7 号に規定されている全ての付加刑は、刑期満了時に執行される。

第 3 節 代替刑

第 1 款 公益奉仕労働

第 72 条 公益奉仕労働の定義

被告人が 3（三）年以下の拘禁刑を受けたときは、裁判所は公益奉仕労働の刑を言い渡すことができる。

公益奉仕労働とは、30（三十）時間から 200（二百）時間までの期間を、国、地方自治体、その他の公法が適用される法人、組合又は非政府組織のために無償で働くことをいう。

第 73 条 公益奉仕労働による利益を受けてはならない者

公益奉仕労働は、いかなる場合であっても、自然人の利益のために実施してはならない。

第74条 公益奉仕労働の合法性

公益奉仕労働は、夜間勤務、衛生、安全及び女性の仕事に関する労働法等の規定に従わなくてはならない。

公益奉仕労働は、職業上の活動と並行して行うことができる。

第75条 損害賠償の原則

有罪判決を受けた者が公益奉仕労働の実施中に他人に損害を与えたときは、国は、法的な代理人として、当該損害を賠償しなければならない。国は法に従い、被害者の権利において、代位弁済する。

第2款 譴責

第76条 譴責の合法性

被告人が3（三）年以下の拘禁刑を受けたときは、裁判所は譴責を言い渡すことができる。ただし、次に掲げる3つの要件を満たさなければならない。

- 犯罪による治安の乱れが終結したこと
- 損害が回復されたこと
- 被告が社会復帰の保証を示していること

第2章 刑罰の刑の加重及び減輕事由

第1節 刑の加重情状

第1款 特別な刑の加重の定義

第77条 組織された団体

組織された団体とは、1個又は数個の犯罪の準備又は実行のために組織された集団又は不法な協定をいう。

第78条 予謀

予謀とは、犯罪実行の着手の前に立てられた計画をいう。

第79条 押入り侵入

押入り侵入とは、性質を問わず、施錠装置又は門を強制的に損傷させる、又は破壊する行為をいう。

次に掲げる行為は、押入り侵入とみなす。

1. 偽造された鍵の使用
2. 不正な手段で入手した鍵の使用
3. こじ開け、損傷又は破壊することなく、施錠装置を解錠するために設計された道具の使用

第 80 条 門の登攀侵入

登攀侵入とは、門を越えて入る行為、又は出入り用ではない扉又は窓を通して入ることにより、一定の場所に侵入する行為をいう。

第 81 条 武器及び武器とみなされる物

武器とは、殺害又は傷害のために作られた物をいう。

次に掲げる場合は、武器又は人に対する危険を有すると認められるその他の物とみなす。

1. 物が殺害、傷害、又は脅迫のために使用されるとき
 2. 物が殺害、傷害、又は脅迫のために設計されるとき
- 殺害、傷害、又は脅迫のために動物を使用する行為は武器の使用と同一にみなす。

第 82 条 待ち伏せ

待ち伏せとは、犯罪実行時に、いずれかの場所において被害者を見張って待つ行為をいう。

第 2 款 累犯

第 83 条 累犯の効果

法的効力を有する累犯の場合には、本款に定める要件に従い、重罪又は軽罪に対する拘禁刑の上限が加重される。

第 84 条 累犯の要件

次に掲げる場合、累犯とする。

1. 重罪の有罪判決を受けその判決が確定した者が、10（十）年以内に更に重罪を犯したとき
2. 重罪の有罪判決を受けその判決が確定した者が、5（五）年以内に更に軽罪を犯したとき
3. 軽罪のために3（三）年以上の拘禁刑の有罪判決を受けその判決が確定した者が、5（五）年以内に更に重罪を犯したとき

4. 軽罪の有罪判決を受けその判決が確定した者が、5（五）年以内に更に軽罪を犯したとき
- 10（十）年及び5（五）年の期限は、最初の犯罪に対する有罪判決が確定する日から起算する。

第85条 重罪の累犯

重罪の有罪確定判決を受けた者が、10（十）年以内に更に重罪を犯したときは、新たに犯した重罪に科する拘禁刑の上限を、次に掲げる基準に従い刑を加重する。

1. 新たな重罪に科する拘禁刑が20（二十）年を超えないときは、上限を二倍とする。
2. 新たな重罪に科する拘禁刑の上限が30（三十）年であるときは、上限を終身刑とする。

第86条 重罪の刑の後に軽罪を犯した場合の累犯

重罪の有罪確定判決を受けた者が、5（五）年以内に新たに軽罪を犯したときは、軽罪に科する拘禁刑の上限を二倍とする。

累犯の効力に従い、科される拘禁刑の上限が5（五）年を超えた場合でも、刑の加重にかかわらず当該犯罪は軽罪である。

第87条 軽罪の刑罰の後に重罪を犯した場合の累犯

軽罪のために3（三）年以上の拘禁刑の有罪確定判決をすでに受けた者が、5（五）年以内に更に重罪を犯したときは、当該重罪に科する拘禁刑を下記に掲げる基準に従い刑の加重する。

1. 重罪に科する拘禁刑が20（二十）年を超えないときは、上限を二倍とする。
2. 重罪に科する拘禁刑の上限が30（三十）年であるときは、上限を終身刑とする。

第88条 軽罪の刑罰の後に軽罪を犯した場合の累犯

軽罪の有罪確定判決をすでに受けた者が、5（五）年以内に更に同様の軽罪を犯したときは、新たな軽罪に科する拘禁刑の上限を二倍とする。

累犯の結果、科される拘禁刑の上限が5（五）年を超えた場合でも、刑の加重にかかわらず当該犯罪は軽罪である。

第89条 累犯を構成する犯罪の同一扱

累犯規定の適用にあたっては、窃盗罪、背任罪、詐欺罪は、同一の犯罪とみなす。

盗品の收受に関する罪は、隠匿された財物の種類の罪と同一とみなす。

資金洗浄に関する罪は、成し遂げられた資金洗浄の犯罪と同一とみなす。

第90条 累犯及び起訴

累犯の状態は、裁判所の判決に記されることがあり、告訴状に明記されているときは拘禁刑の加重事由となりうる。

第91条 累犯及び確定判決

判決は、異議の申し立ての道を有さないときに確定したものとみなす。

累犯に関する規定の適用については、公訴では確定判決のみが考慮される。

第92条 特別規定

累犯は、判決による刑罰が時効により消滅した後であっても維持することができる。

カンボジア王国新憲法新（二）第90条第4項に基づき、確定判決による刑罰に対し恩赦が行われたときは、累犯と記しておくことはできない。

第2節 刑の減輕

第93条 刑の減輕の定義

裁判所は、犯罪の状況又は被告の人格を考慮して、被告人に対し刑を減輕することができる。

その者が累犯であると言い渡された場合でも、被告人に対し刑を減輕することができる。

第94条 刑の減輕の効力

裁判所が被告人に対し刑を減輕するときは、重罪又は軽罪について科された主刑の上限を次掲げる基準に従い減輕する。

1. 拘禁刑の下限が10（十）年以下であるときは、2（二）年に減輕する。
2. 拘禁刑の下限が5（五）年以上10（十）年未満であるときは、1（一）年に減輕する。
3. 拘禁刑の下限が2（二）年以上5（五）年未満であるときは、6（六）カ月に減輕する。
4. 拘禁刑の下限が6（六）日以上2（二）年未満であるときは、1（一）日に減輕する。
5. 罰金刑の下限を半分に減輕する。

第95条 終身刑及び刑の減輕

終身刑のときは、刑の減輕を与える裁判官は、15（十五）年から30（三十）年の拘禁刑を言い渡すことができる。

第3章 刑の言渡しの制度

第1節 一般的制度

第96条 刑罰の個別化の原則

裁判所は、犯罪の重大さ及び状況、被告人の人格、精神状態、資力及び責務、動機、並びに被害者に対する犯罪等の実行後の振舞に基づいて刑罰を言い渡す。

第97条 主刑の宣告

犯罪が拘禁刑及び罰金刑にあたる場合、裁判所は次の宣告をすることができる。

1. 拘禁刑及び罰金刑を併科する。
2. 拘禁刑のみを科す。
3. 罰金刑のみを科す。

第98条 代替刑の宣告

公益奉仕労働は主刑に代替する。公益奉仕労働の刑を言い渡す裁判所は、拘禁刑又は罰金刑を言い渡すことはできない。

譴責は主刑に代替する。譴責を言い渡す裁判所は、拘禁刑又は罰金刑を言い渡すことはできない。

第99条 主刑に追加される付加刑

1個の犯罪に1個又は数個の付加刑が宣告されるときは、本法第100条（付加刑による主刑の代替）の規定を除き、主刑に併科される。

第100条 付加刑による主刑の代替

裁判所は、次に掲げる場合、主刑を、1個又は数個の付加刑で代替することができる。

1. 被告人に1個の主刑としての罰金が科されるとき
2. 被告人に3（三）年以下の拘禁刑が科されるとき

裁判所が主刑に代えて1個又は数個の付加刑を科すときは、裁判所は拘禁刑又は罰金刑を科することはできない。

第101条 公益奉仕労働の刑の言渡しに関する特別規則

公益奉仕労働の刑は、被告人が公判に出廷し、奉仕することを受諾した場合に限り、言い渡すことができる。裁判所は、判決又は決定の宣告の前に、被告人はこの労働を拒絶する権利があることを告げなければならない。被告人の回答は、判決書又は決定に記載されなければならない。

第102条 公益奉仕労働の期間及び期限

公益奉仕労働を言い渡す裁判所は、労働の期限及び期間を決定しなければならない。期間は1（一）年を超えてはならない。

第 103 条 公益奉仕労働の執行方法

公益奉仕労働の執行手続きは検察官が設定する。

検察官は、公益奉仕労働の利益にあずかる法人を指定する。

この刑罰は検察官の監督の下に執行する。

第 2 節 単純執行猶予

第 1 款 共通規定

第 104 条 執行猶予の宣告

本款に定める要件に従い、裁判所は主刑の執行を猶予することができる。

第 105 条 執行猶予の制度

執行猶予に関する規定の適用にあたっては、公訴による確定判決のみが考慮される。

第 2 款 重罪又は軽罪の訴追

第 106 条 前刑に関連する要件

重罪又は軽罪の訴追の場合、被告人が犯罪行為以前の 5（五）年以内に拘禁刑に処せされたことがないときは、単純執行猶予を言い渡すことができる。

第 107 条 執行猶予を受けられる刑罰

単純執行猶予は、次に掲げる刑に適用することができる。

1. 5（五）年以下の拘禁刑
2. 罰金刑

第 108 条 一部執行猶予

裁判所は、裁判所が期限を定めた拘禁刑の一部、又は裁判所が価額を指定した罰金刑の一部について、単純執行猶予を適用することを決定することができる。

第 109 条 執行猶予の取消し

執行猶予が付いた重罪又は軽罪の確定判決の後の 5（五）年以内に、更に重罪又は軽罪の確定判決を受けたときは、単純執行猶予は法に従い取り消される。

先の刑罰は二つ目の刑罰と併合することはできない。

第 110 条 執行猶予の非取消し

本法の第 109 条の規定（執行猶予の取消し）の例外として、裁判所は、再度の刑の言渡しに当たり、先に言い渡された単純執行猶予を取消さない決定をすることができる。裁判所の決定には特段の事情を記載しなければならない。

第 111 条 刑の言渡しの無効

執行猶予を伴う重罪又は軽罪の確定判決の後の 5（五）年以内に、新たな重罪又は軽罪の確定判決を受けなかった場合は、単純執行猶予が付いた刑の言渡しは無効となる。

執行猶予の判決が、刑罰の一部のみに付されているときは、刑の言渡しは全て無効となる。刑も執行することはできない。

第 3 款 違警罪の訴追

第 112 条 前刑に関する要件

違警罪の起訴の場合、被告人が当該犯罪行為の前の 1（一）年以内に拘禁刑に処せられたことがないときは、単純執行猶予を言い渡すことができる。

第 113 条 執行猶予を受けることができる刑罰

違警罪の起訴の場合、単純執行猶予は次の刑罰に適用する。

1. 拘禁刑
2. 罰金刑

第 114 条 執行猶予の取消し

執行猶予が付いた違警罪の確定判決の後の 1（一）年以内更に重罪、軽罪又は若しくは違警罪の確定判決を受けたときは、当該重罪又は軽罪若しくは違警罪の単純執行猶予は法に従い取り消される。先の刑罰は二つ目の刑罰と併合することなく執行する。

第 115 条 執行猶予の非取消

本法の第 114 条の規定（執行猶予の取消し）の例外として、裁判所は、再度の刑の言渡しに当たり、先に言い渡された単純執行猶予を取消さない決定をすることができる。裁判所の決定には特段の事情を記載しなければならない。

第 116 条 刑の言渡しの無効

執行猶予を伴う違警罪の確定判決後の 1（一）年以内に、新たな重罪、軽罪又は若しくは違警罪の確定判決を受けなかったときは、単純執行猶予が付いた刑の言渡しは無効となる。

執行猶予の宣告が、刑罰の一部のみに付されているときは、刑の言渡しは全てに無効となる。刑も執行することはできない。

第3節 保護観察付執行猶予

第117条 保護観察付執行猶予の定義及び要件

裁判所は、6（六）月から5（五）年の拘禁について、保護観察付執行猶予を決定することができる。

保護観察付執行猶予の場合、有罪判決を受けた者に対し、保護観察期間中に、監視若しくは1個又は数個の義務の遵守措置の下に置くことができる。

第118条 保護観察の期間

裁判所は、保護観察の期間を1（一）年より上3（三）年以下とする。

第119条 監視

有罪判決を受けた者に対する監視は、次に掲げるものである。

1. 有罪判決を受けた者は、検察官又は検察官が指定した者からの召喚に応じねばならない。
2. 有罪判決を受けた者は、検察官が指定した者の訪問に応じなければならない。
3. 有罪判決を受けた者は、検察官又は検察官が指定した者に、社会復帰を確認する文書を提出しなければならない。
4. 有罪判決を受けた者は、自己の住所を変更したときはその旨を検察官に通知しなければならない。
5. 有罪判決を受けた者は、自己の職業を変更したときはその旨を検察官に通知しなければならない。
6. 有罪判決を受けた者は、外国に渡航する前に検察官の許可を受けなければならない。

第120条 有罪判決を受けた者に対し科すことができる特別義務

有罪判決を受けた者に科すことができる特別義務は、次に掲げるものである。

1. 職業活動の遂行する。
2. 教育又は職業訓練の受講する。
3. 指定地域内での居住する。
4. 健康診断又は治療を受ける。
5. 家計を一部負担をしていることを証明する。
6. 犯罪で与えた損害を自己の資力に応じて賠償する。

7. 自己の資力に応じて国に対して刑の言渡しによる金銭を支払ったことを証明する。
8. 犯罪を許容又は促進した職業又は社会的活動を遂行してはならない。この場合、裁判所は禁止活動を指定しなければならない。
9. 一定の地域地域に立ち入ってはならない。この場合、裁判所は禁止地域を指定しなければならない。
10. 賭博場に通ってはならない。
11. 酒店に通ってはならない。
12. 特に正犯、共同正犯、共犯、犯罪の被害者を含む一定の者と交際してはならない。この場合、裁判所は交際を禁止する者を指定しなければならない。
13. 武器、爆発物及び弾薬の保持及び携帯してはならない。

裁判所は、有罪判決を受けた者に対し科される特別義務を判決書に記さなくてはならない。

第 121 条 裁判所による特別義務の変更

裁判所は何時でも、有罪判決を受けた者に対し科された特別義務を変更することができる。

裁判所は、刑事訴訟法に定められた要件に従い、不服申し立てを受理することができる。

第 122 条 保護観察付執行猶予の取消し

以下に該当する場合、裁判所は、保護観察付執行猶予を取り消すことができる。

1. 保護観察期間中に、有罪判決を受けた者が、監視又は特別義務の措置を遵守しなかったとき
2. 保護観察期間中に、有罪判決を受けた者が、更に重罪又は軽罪について刑を言い渡されたとき

裁判所は、保護観察付執行猶予の全部または一部を取り消すことができる。

裁判所は、刑事手続法に定められた要件に従い、不服申し立てを受理することができる。

第 123 条 無効とみなされる刑の言渡し

保護観察期間の満了の前に刑の言渡しの取り消しを求める請求がないときは、刑の言渡しは無効と見なされる。

第 4 節 刑の言渡しの猶予

第 124 条 刑の言渡しの猶予の要件

軽罪の起訴において、次に掲げる要件を満たすときは、裁判所は、被告人が有罪であることを宣告した後に、刑の言渡しを延期することができる。

- 犯罪行為による治安の乱れが終結したこと
- 被告人の社会復帰の保証を示していること
- 被告人が損害の賠償について支払猶予を申し立てていること

第 125 条 刑の言渡しの猶予の決定

刑の言渡しの猶予は、被告人が公判に出廷しているときに限り、言い渡すことができる。
裁判所は、判決書又は決定において、当該刑の宣告日を記載しなければならない。
刑の言渡しは、猶予の決定の後 1（一）年以内にしなければならない。

第 126 条 事件停止の検討のための審理

事件停止の検討のための審理において、裁判所は刑についての決定を行う。

第 5 節 半自由制度

第 127 条 半自由制度の要件

裁判所が 6（六）月未満の拘禁刑を言い渡すときは、有罪判決を受けた者が職業活動を遂行し、教育又は訓練を受け、治療を受け、家族の必要を援助することができるように半自由の制度の下で刑を執行する旨の決定をすることができる。

第 128 条 半自由制度の方法

半自由制度に下に置かれた有罪判決を受けた者は、所定の期間中内に刑務所から出る許可を得ることができる。

裁判所は、有罪判決を受けた者が刑務所を不在にできる日及び時間を判決書に記さなければならない。

第 129 条 半自由制度による刑罰の期間の算入

半自由の期間は現在執行中の刑期に算入しなければならない。

第 130 条 半自由制度の設定及び取消し

裁判所は何時でも、検察官の請求に基づいて半自由制度の期間の設定及び取消しをすることができる。

裁判所は、刑事訴訟法に規定された要件において報告を受けなければならない。

第 131 条 有罪判決を受けた者の逮捕・拘留

有罪判決を受けた者が半自由の期間の満了後に刑務所に帰らなかったときは、検察官は当該有罪判決を受けた者の逮捕状及び拘留状を発することができる。

第6節 刑の分割

第132条 刑の分割の要件

裁判所が1（一）年以下の刑を言い渡すときは、裁判所は、家族、医学、職業又は社会的な重大な事由に基づいて、刑を分割して執行することを言い渡すことができる。

第133条 刑の分割の方法

分割の単位は1（一）月未満であってはならない。刑の執行の合計期間は、刑の執行の中断を考慮して2（二）年を超えることはできない。

裁判所は、分割の方法を判決書に記す。

第134条 分割制度の変更

裁判所は何時でも、検察官の請求に基づいて、分割の方法の設定、又は分割制度の取消しをすることができる。

裁判所は、刑事手続法が定める要件に基づいて請求を受理することができる。

第135条 有罪判決を受けた者の逮捕及び拘留

有罪判決を受けた者が半自由の期間の満了時に刑務所に戻らなかったときは、検察官は当該有罪判決を受けた者を逮捕及び拘留させることができる。

第4章 併合罪の事件に適用する規則

第1節 総則

第136条 併合罪

併合罪とは、ある犯罪について確定判決が出る前に、同一の者が別の罪を犯した場合をいう。

第137条 単一起訴

単一の訴追の過程で、被告人が複数の犯罪について有罪判決を受けた場合、それぞれの犯罪について刑を言い渡すことができる。ただし、同種類の数個の犯罪について刑が科されるときは、裁判所は、この1個の種類にのみ、法律が定める最も上限の範囲内で刑を言い渡さねばならない。

併合罪対し一括した刑とみなさなければならないと言い渡されたそれぞれの刑は、それぞれの刑に適用される法の上限の範囲内となる。

第 138 条 個別の訴追

個別の訴追の過程で、被告人が数個の犯罪について有罪判決を受けた場合、法律が定める上限の範囲内でそれらの刑を同時に執行しなければならない。ただし、最後に刑を言い渡した裁判所は同種の刑の全部または一部の併合を命じることができる。

終身刑あたる有罪判決を受ける者に本条を適用する場合には、法律が定める上限を 30（三十）年とする。ただし、被告人が過去に終身刑を受けたことがない場合に限る。

併合罪について言い渡された刑の全部または一部の執行猶予は、猶予が認められていない同種の刑罰の執行を妨げてはならない。

第 2 節 特別規則

第 139 条 恩赦の効果及び併合罪の減輕

刑罰に対し、カンボジア王国憲法第 27 条に規定されている恩赦の措置及び刑の軽減が適用される場合、併合罪の規則の適用にあたっては、恩赦又は減輕の結果たる刑を考慮しなければならない。

刑罰の軽減期間には、併合の後に科すべき刑期が含まれる。

第 140 条 罰金の併合

先行する諸規定前項にかかわらず、数個の違警罪に対して言い渡された罰金は合算し、重罪又は軽罪について言い渡された罰金を併科する。

第 141 条 逃走に関して言い渡された刑の非併合

逃走の罪で有罪判決を受けたときは、逃走の罪に関する刑は併合することなく単純に合算し、逃走した囚人を拘留した事由である犯罪について言い渡された刑を併科する。

第 5 章 刑の執行に影響を与える一般的理由

第 1 節 刑の時効

第 142 条 時効の効力

時効が成立したときは、刑を執行することはできない。

第 143 条 特定の犯罪についての時効の非消滅

大量虐殺、人道に反する罪、戦争犯罪についての刑は時効により消滅しない。

上記の犯罪のほか、特別法によりその他の犯罪について時効が消滅しないことを定めることができる。

第 144 条 刑の時効

重罪の時効期間は 20（二十）年とする。

軽罪の時効期間は 5（五）年とする。

違警罪の時効期間は 1（一）年とする。

第 145 条 期間の起算点

第 144 条（重罪、軽罪、違警罪の時効期間）に規定されている 20（二十）年、5（五）年、及び 1（一）年の期間は、刑の言渡しに係る判決が確定したときから開始する。

第 146 条 刑事上の判決決定から派生する民事上の義務の時効

刑事上の確定判決から派生する民事的性質の義務の時効は、民法の規定に従う。

第 2 節 刑の赦免

第 147 条 赦免の効力

カンボジア王国憲法第 27 条に規定されている刑の減刑又は恩赦による赦免は、有罪判決を受けた者の刑の執行を免除する。

第 148 条 赦免の場合の被害者への損害賠償

勅令に反する規定を除き、赦免により、被害者の損害賠償を求める権利の行使が妨げられることはない。

第 3 節 一般恩赦

第 149 条 一般恩赦の効力

カンボジア王国憲法新（2）第 90 条第 4 号に規定されている一般恩赦は、恩赦法によって、関連する刑罰の全部を免除する。

刑を執行することはできない。

執行中の刑は終了する。

ただし、すでに支払われた罰金及び裁判所費用は国から還付を受けることはできない。

第 150 条 恩赦及び執行猶予の取消

執行猶予がその後の有罪判決の判決により取り消され、当該有罪判決に一般恩赦が行われたときは、過去の猶予付きの刑が復活する。

第 151 条 恩赦の場合の被害者への損害賠償

勅令に反する規定を除き、一般恩赦により、被害者の損害賠償を求める権利の行使が妨げられることはない。

第 4 節 一定の付加刑の変更及び取消

第 152 条 一定の付加刑の変更要件

本法第 59 条（付加刑の種類）の第 1、2、3、4、5、6、7、14、15 及び 16 号に規定されている付加刑を言い渡す場合、次に掲げる要件が満たされるときは、裁判所は、1 個又は数個の刑の変更又は取消による調整を命じなければならない。

- 犯罪行為による治安の乱れが終結したこと
- 損害が回復されたこと
- 犯罪行為を行った者が社会復帰を誓っていること

裁判所は、検察官による発案権の要望、又は有罪判決を受けた者の要望を受理する。裁判所は、検察官の代理人、有罪判決を受けた者及びその弁護士の意見を聴取した後に公判で決定する。

第 153 条 市民権の全部または一部の復活

市民権の剥奪を受けている場合、裁判所は、本法第 55 条（剥奪の対象となる市民権）に定める市民権の全部または一部を復活させることができる。

第 154 条 禁止措置の変更又は取消

裁判所は、次に掲げる措置を変更する、又は取消することができる。

1. 職業活動又は社会的活動の禁止
2. 自動車の運転禁止

第 155 条 運転免許証の回復

運転免許の停止の場合、裁判所は、運転免許証の回復を命じることができる。

第 156 条 居住禁止にかかる決定の変更

居住禁止をもたらす刑の言渡しの場合、裁判所は、監督処分の方法を変更することができる。

緊急の場合、検察官は、8（八）日を超えない期間に限り禁止地域内への一時立ち入りを許可することができる。当該措置を取った場合、検察官はその旨を通知する。

裁判所及び検察官は、決定について内務省及び国防省に通知する。

第 157 条 カンボジア王国の領土の外に出ることの禁止の変更

裁判所は、カンボジア王国の領土の外に出ることの禁止を解除することができる。ただし、必要な場合、裁判所は、一定の要件を維持することができる。

第 158 条 カンボジア王国の領土内に入国することの禁止の変更

裁判所は、有罪判決を受けた外国人がカンボジア王国の領土内に入国及び居住することの禁止を解除することができる。

ただし、その前に検察官は外務省及び国際協力省に事前の意見を求め、これを裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、この意見には拘束されない。

第 159 条 排除、閉鎖、事業の禁止の変更

裁判所は、次に掲げる刑を変更し又は取消することができる。

1. 公契約からの排除
2. 施設の閉鎖
3. 公衆に開放されている、又は公衆が利用している施設の業務利用の禁止

第 6 章 未成年者に適用する刑罰

第 1 節 総則

第 160 条 14 歳を超える未成年者に適用する主刑

裁判所は、14（十四）歳を超える未成年者に刑を言い渡すときは、宣告される犯罪に科される主刑を次に掲げるの要件に従い減輕する。

1. 拘禁刑の上限を半分に減じる。
2. 刑の上限が終身刑であるときは、20（二十）年の拘禁に減じる。
3. 拘禁刑の下限が 1（一）日を超えるときは、半分に減じる。
4. 罰金の多額及び寡額

重罪の起訴については、本条の規定の適用の結果、上限が拘禁 5（五）年以下となった場合であっても犯罪行為の性質は重罪のままのとする。

第 161 条 付加刑

下記に掲げる次に掲げる付加刑のみを未成年者に適用する。

1. 犯罪の実行に使用された又は使用しようとした道具、資材、又は物の没収

2. 犯罪の目的物である物又は資金の差押
3. 犯罪から生じた利益である収益又は財物の没収
4. 犯罪が行われた場所内に存在した道具、資材、又は動産の差押
5. 武器、爆発物、及び弾薬の保持及び所持の禁止

第 162 条 公益奉仕労働の刑

公益奉仕労働の刑は、16（十六）歳未満の未成年者に適用される。ただし、公益奉仕労働の期間は 100（百）時間を超えることはできない。

公益奉仕労働の刑は、未成年者に対して調整され、育成及び社会復帰の性質をもたせなければならない。

第 163 条 未成年者への累犯の非

累犯に係る規定は未成年者に適用しない。

第 164 条 刑の減軽情状

減軽情状は未成年者に適用しなければならない。

裁判所が刑の減軽情状を決定するときは、重罪又は軽罪について未成年者に科する主刑の下限を下記に掲げる基準に従い減軽する。

1. 拘禁刑の下限が 10（十）年以下のときは、1（一）年に減じる。
2. 拘禁刑の下限が 5（五）年以上 10（十）年未満のときは、6（六）月に減じる。
3. 拘禁刑の下限が 2（二）年以上 5（五）年未満のときは、3（三）月に減じる。
4. 拘禁刑の下限が 6（六）日以上 2（二）年未満のときは、1（一）日に減じる。
5. 罰金刑の価額を半分に減じる。

第 165 条 保護観察付執行猶予の特別義務

保護観察付執行猶予の場合、下記に掲げる特別義務のみを未成年者に適用する。

1. 教育又は職業訓練の受講する。
2. 指定地域内での居住する。
3. 健康診断又は治療を受ける。
4. 犯罪による損害を自己の資金で賠償すること
5. 刑の言渡しにより国に対し支払うべき金額を、自己の視力に応じて自己の資金で支払ったことを証明する。
6. 一定の地域に現れてはならない。
7. 酒店に通ってはならない。

8. 共同正犯、共犯、犯罪の被害者を含む一定の者と交際してはならない。
9. 武器、爆発物、及び弾薬の保持及び携帯してはならない。

第2節 特別規定

第166条 刑務所に未成年者を拘留する要件

刑務所に収容される未成年者は、成年者とは分離された特別の施設に拘留される。未成年者は、教育及び職業訓練のために、場所を個別化する特別な制度の適用を受ける。

拘留制度の内容は司法大臣及び関係する省の大臣の省令で定める。

第7章 法人に適用する刑罰

第1節 総則

第167条 法人に科される刑罰

法人に科される特定の刑罰は次に掲げるものである。

1. 主刑として罰金刑
2. 本法の第168条（法人に適用する付加刑）に規定されている付加刑

第2節 付加刑

第168条 法人に適用する付加刑

法人に適用する付加刑は次に掲げるとおりである。

1. 解散
2. 裁判所の裁判所の監視下に置くこと
3. 1個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 公契約からの排除
5. 公募債の募集の禁止
6. 銀行が指定する有価証券以外の有価証券の発行の禁止
7. クレジットカードの使用の禁止
8. 犯罪の準備又は実行に使用された施設の閉鎖
9. 公衆に開放されている、又は公衆が利用する施設の業務利用の禁止
10. 犯罪の実行に使用され又は使用しようとした道具、材料、又は物の没収

11. 犯罪の目的物物又は資金の差押
 12. 犯罪により生じた利益である収益又は財物の没収
 13. 犯罪が行われた場所内に存在した道具、材料又は動産の差押
 14. 視聴覚通信手段により刑の決定を伝達すること
- 特別規定によりその他の付加刑を規定することができる。

第 169 条 付加刑の決定の要件

付加刑は、起訴された犯罪に明らかに規定されている場合、裁判所が言い渡すことができる。

第 170 条 法人の解散及び精算

法人の解散を命じる決定に当たり、清算を管轄する裁判所に当該法人を出頭させる。

第 171 条 裁判所の裁判所の監視下に置くこと

裁判所の裁判所の監視下に置く措置は 5（五）年を超えることはできない。裁判所の裁判所の監視下に置く決定に当たり、裁判所が指定した任務を行う法定代理人の指定をしなければならない。少なくとも 6（六）月ごとに、法定代理人はその任務の実施状況を検察官に通知する。

法定代理人の報告書を検討した後に、検察官は当該事項を裁判所の監視の決定を宣告した裁判所に付託することができる。裁判所は新しい刑を言い渡すことができる。

裁判所は、検察官の代表者、法定代理人、及び当該法人の弁護人の意見を聞いた後に、公判中に決定を行う。

第 172 条 活動の禁止

活動の禁止は、確定又は 5（五）年以下の一時的期間とすることができる。

裁判所は禁止される活動を指定する。

第 173 条 公契約からの排除

公契約からの排除の刑の結果、次に掲げる機関が準備するすべての公契約への直接又は間接の参加が禁止される。

1. 国
2. 地方自治体
3. 公的機関
4. 国又は地方自治体が委任する又は監督する企業

除外の刑罰は、確定又は 5（五）年以下の一時的期間とすることができる。

第 174 条 公募債の募集の禁止

公募債の募集の禁止は、確定又は5（五）年以下の一時的期間とすることができる。

この禁止措置により、法人は銀行機関、金融機関又は証券会社で自己の有価証券を募集することが禁止される。

この禁止措置により公募が禁止される。

第 175 条 有価証券の発行の禁止

有価証券の発行の禁止は、確定又は5（五）年以下の一時的期間とすることができる。

クレジットカードの使用についても同一である。

第 176 条 施設の閉鎖

施設の閉鎖の刑により、この活動を行う機会において生じた犯罪活動をこの施設で行うことが禁止される。

この刑は確定又は5（五）年以下の一時的期間とすることができる。

第 177 条 施設の業務利用の禁止

公衆に開放されている、又は公衆が利用する施設の業務利用の禁止は、確定又は5（五）年以下の一時的期間として執行することができる。

第 178 条 所有権の没収、没収物の販売、破棄

没収が確定したときは、没収物は、特別規定に引渡しについて異なる規定がない限り、国の所有物となる。

国は、国の財産の売却に関する様式に従い、没収物の売却又は破棄処分を行うことができる。法律により一部の物の破棄について定めることができる。

没収物が差し押さえられておらず、引き渡すことができないときは、有罪判決を受けた者が当該物の価額を支払う。当該価額は裁判所が決定する。金銭の徴収手段に関しては、身体の拘束と同様に行う。

第 179 条 没収及び第三者の権利

没収は、次に掲げるの物に対し行うことができる。

1. 犯罪の実行に使用され又は使用しようとした道具、資材、又は物
2. 犯罪の目的物である物又は資金
3. 犯罪により生じた利益である収益又は財産
4. 犯罪が行われた場所内に存在した道具、資材料又は動産

ただし、没収により第三者の権利を侵害するときは、没収を言い渡すことはできない。

第 180 条 判決の掲示による公示

判決の掲示による公示の刑罰は、裁判所が指定した場所及び決定した期間に実施する。公示は2（二）月を超えることはできない。公示は、全文、抜粋、又は通常の記載によることができる。公示の費用は、有罪判決を受けた者が負担する。

掲示された公示が隠滅、隠匿、又は毀棄された場合、再掲示しなければならない。再掲示の費用は、掲示された公示を隠滅、隠匿、又は毀棄した者が負担しなければならない。

第181条 視聴覚通信手段による決定の伝達

視聴覚通信手段による刑の決定の伝達の刑は、裁判所が決定した方法に従い執行する。この伝達は8（八）日を超えることはできない。伝達は、全文、抜粋、又は言及の方法によることができる。

裁判所の決定を伝達する刑は、方法に従い、裁判所の定めた機関、情報媒体で伝達されなければならない。伝達の費用は、有罪判決を受けた法人が負担する。裁判所が決定の放送を命じる場合、情報媒体は伝達を拒絶することはできない。

第182条 自然人に関する規定の適用と法人

自然人に関する本法の第1編の第1部及び第2部及び第3部の規定は、本章の規定に反しない限り、法人にも適用しなければならない。

第2編 個人に対する罪

第1部 大量虐殺罪・人道に反する罪・戦争犯罪

第1章 大量虐殺

第183条 大量虐殺罪

大量虐殺の罪は、国家、民族、人種、又は宗教的な集団の全部または一部を破壊する目的で実行されるとき、次に規定する行為である。

1. 集団の構成員を殺害する。
2. 集団の構成員を身体的又は心理的に、重大に侵害する。
3. 集団の構成員を当該集団の全部または一部の破壊する用件の中におく。
4. 集団内での出生を妨げる強制的措置又は非強制的手段を講じる。
5. 集団内の子供を他の集団に強制的に移転する。

第184条 適用する刑罰

大量虐殺の罪は終身刑に処する。

第 185 条 大量虐殺罪の準備

大量虐殺の準備のために組織集団又は協定への参加は 20（二十）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

準備行為は、1 個又は数個の具体的事実で証明されなければならない。

第 186 条 付加刑：種類と期間

本章に規定されている罪に関しては、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 10（十）年以下の滞在禁止
4. 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
5. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
6. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
7. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
8. 2（二）月以下以下の有罪判決の掲示による公示
9. 新聞紙上による有罪判決の公示
10. 8（八）日以下の視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 187 条 法人の刑事責任

法人は、第 183 条（大量虐殺罪）及び第 185 条（大量虐殺の予備行為）に規定されている犯罪行為について、本法の第 42 条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負うことを言い渡さる。

法人は、50,000,000（五千万）リエル以上 500,000,000（五億）リエル以下の罰金及び次に掲げる 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 170 条（法人の解散及び精算）により規定された方法に従い、解散すること
2. 本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第 172 条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第 173 条（公契約からの排除）により規定された方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第 174 条（公募債の募集の禁止）により規定された方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、決定を掲

示により公示すること

7. 本法の規定された方法第 181 条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第 2 章 人道に反する罪

第 188 条 人道に反する罪

人道に反する罪は、民間人に対し一般的又は組織的な攻撃の下で実行されたときの、次に掲げる何らかのものを準備する行為をいう。

1. 殺人
2. 皆殺し
3. 奴隷化
4. 住民の強制追放又は強制移転
5. 投獄又は国際法の基礎的規定に違反する自由の重大な剥奪のその他の形式
6. 拷問
7. 強姦、性的奴隷、強制売春、強制妊娠、強制避妊手術、及びこれと同様の重大性を有する性的暴力のその他のすべての形態
8. 政治的、人種的、国家的、民族的、文化的、宗教的、又は性的な事由に基づいて集団又は共同体を迫害すること
9. 強制失踪
10. アパルトヘイト制度としての人種差別政治の実施
11. 重大な苦痛又は身体の十全に対する侵害を伴うその他の非人道的な全ての行為

第 189 条 刑罰

人道に反する罪は終身刑に処する。

第 190 条 人道に反する罪の準備行為

人道に反する罪の準備を目的とする組織集団又は協定への参加は 20（二十）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

準備行為は、1 個又は数個の具体的事実で証明されなければならない。

第 191 条 付加刑：種類と期間

本章に規定されている罪に関しては、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確

- 定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 10（十）年以下の滞在禁止
 4. 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
 5. 確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
 6. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
 7. 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
 8. 2（二）月以下以下の有罪判決の掲示による公示
 9. 新聞紙上による有罪判決の公示
 10. 8（八）日以下の視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第192条 法人の刑事責任

法人は、第188条（人道に反する罪）及び第190条（人道に反する罪の予備行為）に規定されている犯罪行為について本法の第42条（法人の刑事責任）の要件に従い、刑事責任を負うことを言い渡すされうる。

法人は、50,000,000（五千万）リエル以上 500,000,000（五億）リエル以下の罰金及び次に掲げる1個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第170条（法人の解散及び精算）により規定された方法に従い、解散すること
2. 本法の第171条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第172条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第173条（公契約からの排除）により規定された方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第174条（公募債の募集の禁止）により規定された方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第180条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
7. 本法の規定された方法第181条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第3章 戦争犯罪

第193条 戦争犯罪

戦争犯罪は、1949年8月12日付のジュネーブ条約によって保護されている人間又は財物に対して実行されたときにおける、次に規定されるいずれかの行為をいう。

1. 殺人
2. 拷問、又は生物学的実験を含むあらゆる種類の非人道的行為
3. 重大な苦痛若しくは身体の十全又は健康への重大な侵害を故意に加えること
4. 軍事的必要性により正当化されず、違法かつ専断的に実行された財物の破壊及び重大な損傷
5. 戦争捕虜又は民間人を敵の武装部隊に強制的に従事させる行為
6. 戦争捕虜又は民間人の公正かつ公平な裁判を受ける権利を剥奪する行為
7. 違法な追放、移転、又は拘禁
8. 民間人を人質に取ること

第 194 条 その他の戦争犯罪

次に掲げる行為も、国際的又は非国際的な武力衝突中に実行されたときは戦争犯罪とする。

1. 毒素兵器又は不必要な苦痛を加えるために設計された兵器の使用
2. 手段を問わず、無防備で軍事目標となっていない町、村、居住地に対する故意の攻撃又は爆撃
3. 人又は国連憲章に基づく人道的任務に使用される物に対する故意の攻撃
4. 民間人の生存に不可欠の物を民間人から奪い、故意に飢餓を起こすこと
5. 民間人の存在を盾にして、建物、領土の一部、又は軍隊が軍事作戦の目標となることを回避すること
6. 宗教、慈善、教育、芸術及び科学目的の建物、歴史的建造物、芸術的作品又は科学的業績を故意に破壊する、又は多大な損傷を加えること
7. 予期される軍事分野における直接的な確かな利益に比べ、具体的に過度に、自然環境に対し、多大、恒久的及び深刻な損害を引き起こすこと。
8. 公又は個人の財物の略奪

第 195 条 刑罰

戦争犯罪は終身刑に処する。

第 196 条 戦争犯罪の準備行為

戦争犯罪の準備を目的とする組織集団又は協定への参加は、20（二十）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

準備行為は、1 個又は数個の具体的事実で証明されなければならない。

第 197 条 付加刑：種類と期間

本章に規定されている罪に関しては、次に掲げる次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 10（十）年以下の滞在禁止
4. 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
5. 確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
6. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
7. 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
8. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
9. 新聞紙上による有罪判決の公示
10. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第198条 法人の刑事責任

法人は、第193条（戦争犯罪）、第194条（その他の戦争犯罪）及び第196条（戦争犯罪の予備行為）に規定されている犯罪行為について本法の第42条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負うことを言い渡されうる。

法人は、50,000,000（五千万）リエル以上 500,000,000（五億）以下の罰金及び次に掲げる1個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第170条（法人の解散及び精算）により規定された方法に従い、解散すること
2. 本法の第171条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第172条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第173条（公契約からの排除）により規定された方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第174条（公募債の募集の禁止）により規定された方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第180条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
7. 本法の規定された方法第181条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第2部 人の生命に対する侵害

第1章 人の生命に対する侵害

第1節 人の生命に対する故意の侵害

第199条 殺人

刑の加重本法の第200条（予謀殺人）乃至第205条（拷問、残虐行為、又は強姦による殺人）に記された刑の加重情状がない、武器の使用又は不使用による、人を故意に殺害する行為は、殺人とする。

殺人は、10（十）年以上15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第200条 予謀殺人

計画的又は待ち伏せによる人の殺害は、予謀による殺人とする。

予謀とは、被害者に対して危害を加える行為の前に立てられた計画をいう。

待ち伏せとは、被害者に対して危害を加える行為を実行するために一定の期間、ある者を待つ行為をいう。

予謀殺人は終身刑とする。

第201条 毒殺

毒物を使用した殺人は、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第202条 被害者に関する刑の加重情状を有する殺人

殺人が、次に掲げる下に掲げる者に対し行われたときは、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

1. その者の年齢を事由とした特に脆弱な者
2. 妊娠が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた、妊婦
3. その者の状況が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた病気又は障害を事由とした特に脆弱な者。
4. 職務権限における、又は自己の職務を遂行する機会における公務員

第203条 標的による刑の加重情状

殺人が次に掲げる下に掲げる者に対し行われたときは、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

1. 被害者又は民事訴訟の原告。犯罪を告発する、又は損害賠償を請求することを妨害するため。

2. 証人。捜査、取り調べ、公判、又はその他の訴追手続において、証拠となる供述をしないよう妨害するため。
3. 被害者又は民事訴訟の原告。その者が犯罪を告発する、又は損害賠償を請求したため。
4. 証人。この証人が、捜査、取り調べ、公判、又はその他の訴追手続において、証拠となる供述を行ったため。

第 204 条 公務員による殺人

職務権限又は職務遂行上の機会において公務員が殺人を行ったときは、15（十五）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第 205 条 拷問、残虐行為、又は強姦による殺人

拷問、残虐行為、又は強姦の前後による殺人は、終身刑に処する。

第 206 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている重罪については、次に掲げる次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止 10（十）年を上限とする滞在禁止
4. 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
5. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
6. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
7. 2（二）月以下以下の有罪判決の掲示による公示
8. 新聞紙上による有罪判決の公示
9. 8（八）日以下の視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 故意ではない人の生命に対する侵害

第 207 条 過失致死

過失致死は、次に掲げることにより他人を死亡させる行為である。。

1. 怠慢、不注意、又は疎漏
2. 法律によって科されている安全義務又は注意義務の違反

過失致死は、1（一）年以上 3（三）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 208 条 付加刑：種類と期間

過失致死については、次に掲げる次に掲げる付加刑を科することができる。

1. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
2. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる種類の乗物の運転の禁止
3. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
4. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
5. 新聞紙上による有罪判決の公示
6. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 209 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 207 条（過失致死）に規定されている犯罪行為について本法の第 42 条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負う。

法人は、10,000,000（一千万）リエル以上 50,000,000（五千万）リエル以下の罰金及び次に掲げる 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 170 条（法人の解散及び清算）により規定された方法に従い、解散すること
2. 本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第 172 条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行を禁止すること
4. 本法の第 176 条（施設の閉鎖）により規定された方法に従い、犯罪行為が行われたときに実施されていた施設を閉鎖すること
5. 本法の第 177 条（施設での事業の禁止）により規定された方法に従い、公衆に開放されている、又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
6. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
7. 本法の規定された方法第 181 条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第 2 章 個人の完全性の侵害

第 1 節 拷問及び残虐行為

第 210 条 拷問及び残虐行為

個人に対する拷問又は残虐行為は、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 211 条 被害者に関する刑の加重情状

本法の第 210 条（拷問及び残虐行為）に規定されている罪が次に掲げる者に対し行われたときは、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

1. その者の年齢を事由とした特に脆弱な者
2. 妊娠が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた、妊娠している女性
3. その者の状況が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた病気又は障害を事由とした特に脆弱な者
4. 職務中、又は自己の職務を遂行する機会における公務員

第 212 条 標的による刑の加重 情状

本法の第 210 条（拷問及び残虐行為）に規定されている罪が次に掲げる下記に掲げる者に対し行われたときは、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

1. 被害者又は民事訴訟の原告。犯罪を告発する、又は損害賠償を請求することを妨害するため。
2. 証人。捜査、取り調べ、公判、又はその他の訴追手続において、証拠となる供述をしないよう妨害するため。
3. 被害者又は民事訴訟の原告。その者が犯罪を告発した場合、又は損害賠償を請求したため。
4. 証人。この証人が、捜査、取り調べ、公判、又はその他の訴追手続において、証拠となる供述を行ったため。

第 213 条 正犯に関する刑の加重情状

本法の第 210 条（拷問及び残虐行為）に規定されている罪は、この行為が公務員により、自己の役職において又は職務遂行の機に実行したときは、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 214 条 四肢切断又は障害による刑の加重 情状

本法の第 210 条（拷問及び残虐行為）に規定されている罪は、この行為が被害者に四肢切断、又は恒久的な障害をもたらしたときは、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 215 条 被害者の死亡による刑の加重情状

本法の第 210 条（拷問及び残虐行為）に規定されている罪は、この犯罪が、故意によらず、被害者を死亡させる、又は自殺させたときは、15（十五）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第 216 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている犯罪については、下記に掲げる次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 10（十）年以下の居住禁止
4. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
5. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
6. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
7. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
8. 新聞紙上による有罪判決の公示
9. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 暴行

第 217 条 故意による暴行

他人に対する暴行行為は 1（一）年以上 3（三）年未満の禁錮刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 218 条 刑の加重情状

次に掲げるものに該当する場合は、故意による暴行は、2（二）年以上 5（五）年未満の禁錮刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

1. 予謀による
2. 武器の使用、又は武器による脅迫による
3. 正犯、共同正犯、教唆犯、又は共犯の立場で、多衆による

第 219 条 被害者に関する刑の加重情状

故意の暴行が下記に掲げる下記に掲げる者に対し行われたときは、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四弱万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

1. その者の年齢を事由とした特に脆弱な者
2. 妊娠が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた、妊娠している女性
3. その者の状況が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた病気又は障害を事由とした特に脆弱な者

第 220 条 標的による刑の加重情状

故意の暴行が下記に掲げる者に対し行われたときは、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

1. 被害者又は民事訴訟の原告。犯罪を告発、又は損害賠償を請求することを妨害するため。
2. 証人。捜査、取り調べ、公判、又はその他の訴追手続において、証拠となる供述をしないよう妨害するため。
3. 被害者又は民事訴訟の原告。その者が犯罪を告発した場合、又は損害賠償を請求したため。
4. 証人。この証人が、捜査、取り調べ、公判、又はその他の訴追手続において、証拠となる供述を行ったことを理由として。

第 221 条 犯人に関する刑の加重情状

故意の暴行は、この暴行が公務員により、役職において、又は職務遂行の機において行われたときは、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 222 条 配偶者又は内縁者による暴行

故意の暴行は、この暴行が被害者の配偶者又は内縁者によって行われたときは、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 223 条 四肢の切断又は障害による刑の加重情状

故意の暴行は、この行為が被害者に四肢の切断又は障害をもたらすときは、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 224 条 被害者の死亡による刑の加重情状

故意の暴行は、この行為が、故意ではなく、被害者の死亡をもたらすときは、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 225 条 故意の暴行としての有毒物質の使用

手段を問わず、他人の健康に害を与える有毒物質を他人に飲ませる、のみ込ませる、又は人体に入れる行為は、故意の暴行とみなす。

第 226 条 故意の暴行としての有毒物質を有する食糧の提供

他人の健康に害を加える有毒物質を有すると知りながら、故意に、食糧又は飲料を販売、譲渡、与える行為は、故意の暴行とみなす。

第 227 条 故意の暴行としての飲料水に有毒物質を注入する行為

故意に、公共の飲料水に人の健康に害を加える物質を注入する行為は、故意の暴行とみなす。

第 228 条 軽微な暴行

傷害に至らない程度の軽微な暴行を他人に加えたときは、5,000（五千）リエル以上 100,000（十万）リエル以下の罰金に処する。

第 229 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている犯罪については、次に掲げる付加刑を科すことができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）年以下の居住禁止
4. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
5. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
6. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
7. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
8. 新聞紙上による有罪判決の公示
9. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 230 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 226 条（故意の暴行としての有毒物質を有する食糧の提供）及び第 227 条（故意の暴行としての飲料水に有毒物質を注入する行為）に規定されている犯罪について、本法の第 42 条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負う。

法人は、10,000,000（一千万）リエルないし 50,000,000（五千万）リエルの罰金及び下記に掲げるの 1 個又は数個の付加刑に処する。

本法の第 170 条（法人の解散及び清算）により規定された方法に従い、解散すること

本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと

本法の第 172 条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止

本法の第 173 条（公契約からの排除）により規定された方法に従い、公契約から排除すること

本法の第 174 条（公募債の募集の禁止）により規定された方法に従い、公募債の募集を禁止すること

本法の第 176 条（施設の閉鎖）により規定された方法に従い、犯罪行為が行われたときに実施されていた施設を閉鎖すること

本法の第 177 条（施設での事業の禁止）により規定された方法に従い、公衆に開放されている、又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止

本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第 179 条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為に供され又は供しようとした道具、材料、又は物を没収すること

本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第 179 条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為に供しようとした物又は資金を差押えること

本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第 179 条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為により得た所得又は財産を没収すること

本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること

本法の規定された方法第 181 条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第 3 節 脅迫

第 231 条 脅迫行為

人に対して重罪又は軽罪を実行すると脅す行為は、この脅迫が何度も行われる、又は文書、図画、若しくはなんらかの物で示されたときは、1（一）月以上 6（六）月以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第 232 条 要件成就の命令を伴う脅迫

要件を成就しなければ、重罪又は軽罪を実行すると告知する何らかの形式の脅迫は、この脅迫が何らかの要件を成就するように命令を伴い実行される場合には、6（六）月以上 2（二）年以下の拘禁刑又は 1,000,000（一百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 233 条 殺害の脅迫

殺害すると告知する何らかの形式による脅迫は、この脅迫が何度も行われる、又は文書、図画、若しくは物で示される場合は、6（六）月以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 1,000,000（一百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 234 条 要件成就の命令を伴う殺害の脅迫

殺害すると告知する何らかの形式による脅迫は、この脅迫が、要件の成就の命令を伴い実行される場合、1（一）年以上 3（三）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 235 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている犯罪については、下記に掲げる次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 5（五）年以下の居住禁止
4. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
5. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
6. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
7. （二）月以下の有罪判決の掲示による公示
8. 新聞紙上による有罪判決の公示
9. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 4 節 過失傷害

第 236 条 過失傷害

他人に過失傷害の犯罪は、次に掲げるものによる他人に傷害を加える行為をいう。

1. 怠慢、不注意、又は疎漏により 8（八）日以上期間にわたる就業不能をもたらすこと
2. 法律によって科されている安全義務又は注意義務の違反

過失傷害は、6（六）日以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 1,000,000（百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 237 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている犯罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
2. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる種類の乗物の運転の禁止
3. 5（五）年以下の運転免許証の停止
4. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
5. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
6. 新聞紙上による有罪判決の公示
7. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 238 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 236 条（過失傷害）に規定されている犯罪行為について本法の第 42 条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負うる。

法人は、5,000,000（五百万）リエル以上 20,000,000（二千万）リエル以下の罰金及び以下の 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 170 条（法人の解散及び清算）により規定された方法に従い、解散すること
2. 本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第 172 条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第 176 条（施設の閉鎖）により規定された方法に従い、犯罪行為が行われたときに実施されていた施設を閉鎖すること
5. 本法の第 177 条（施設での事業の禁止）により規定された方法に従い、公衆に開放されている、又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
6. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
7. 本法の規定された方法第 181 条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第 3 章 性的攻撃

第 1 節 強姦

第 239 条 強姦の要素

強姦とは、同性又は異性に拘わらず、暴行、強制、脅迫、又は驚愕により、いかなる方法であれ生殖器に挿入する行為、又は生殖器の中に何らかの道具を挿入する全ての行為をいう。

強姦は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

性的同意年齢は、15（十五）歳以上と規定しなければならない。

第 240 条 使用手段又は犯人に関する刑の加重情状

強姦が下記に掲げるものにより実行されるときは 7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

1. 武器の使用又は武器による脅迫
2. 薬物の使用又は種類を問わず被害者の抗拒を喪失させる、又は弱めるあらゆる方法の使用
3. 被害者に対し権力を持つ者

4. 自己に与えられた職務権限を濫用する者
5. 正犯、共同正犯、教唆犯、又は共犯として実行する多衆

第 241 条 被害者に関する刑の加重

強姦が下記に掲げる者に対し行われたときは、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑 4,000,000（四百万）リエル 10,000,000（一千万）リエルに処する。

1. その者の年齢を事由とした特に脆弱な者
2. 妊娠が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた、妊娠している女性
3. その者の状況が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた病気又は障害を事由とした特に脆弱な者

第 242 条 四肢の切断又は障害による刑の加重情状

強姦罪は、この犯罪が被害者に四肢の切断又は恒久的な障害をもたらすときは、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 243 条 拷問又は残虐行為による刑の加重情状

強姦罪は、この犯罪が、拷問又は残虐行為が行われる中、及び前後に実行されるときは、10（十）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第 244 条 被害者の死亡による刑の加重情状

強姦罪は、この犯罪が、故意によらず、被害者を死亡させたときは、15（十五）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する

第 245 条:付加刑：種類と期間

本節に規定されている重罪については、次に掲げる付加刑を科すことができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 10（十）年以下の居住禁止
4. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
5. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
6. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
7. 新聞紙上による有罪判決の公示
8. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2節 その他の性的攻撃

第246条 強制猥褻行為

犯罪行為者の性的欲望を興奮又は満足させる目的で、人の意思に反し、他人の性器又は他の人のその他の性的身体部分を触る、なでる、性的愛撫をする行為、若しくは自分又は第三者にこの行為を強制的にさせる行為は、強制猥褻行為である。

強制猥褻行為は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第247条 使用手段又は正犯との関係に基づく刑の加重情状

第246条（強制猥褻行為）が次に掲げる場合、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）以下の罰金に処する。

1. 武器の使用又は武器による脅迫
2. 薬物の使用又は種類を問わず被害者の抗拒を喪失させる、又は弱めるあらゆる方法の使用
3. 被害者に対し権力を持つ者
4. 自己に与えられた職務権限を濫用する者
5. 正犯、共同正犯、教唆犯、又は共犯として実行する多衆

第248条 被害者に関する刑の加重

第246条（強制猥褻行為）が下記に掲げる者に対し行われたときは、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

1. その者の年齢を事由とした特に脆弱な者
2. 妊娠が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた、妊娠している女性
3. その者の状況が明らかに知覚される、又は犯人が知っていた病気又は障害を事由とした特に脆弱な者

第249条 性器の露出

公衆が目視できる場所で、他人の目に触れるよう性器を露出した者は、6（六）日以上3（三）月以上未満の拘禁及び100,000（十万）リエル以上500,000（五十万）リエル以下の罰金に処する。

第250条 性的嫌がらせ

性的嫌がらせ行為とは、性的な恩恵を得る目的で他人に対し繰り返し圧力をかけるために自己の職務上の権限を濫用する行為をいう。

性的嫌がらせは、6 日以上 3（三）月未満の拘禁及び 100,000（十万）リエル以上 500,000（五十万）リエル以下の罰金に処する。

第 251 条 未遂

本節に規定されている軽罪の未遂罪は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第 252 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 5（五）年以下の居住禁止
4. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
5. 5（五）年確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
6. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
7. 新聞紙上による有罪判決の公示
8. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 4 章 自由の侵害

第 1 節 違法逮捕、拘留、監禁

第 253 条 違法逮捕、拘留、監禁

法律が許可する場合を除いて、合法的機関の命令なく、他人を逮捕、拘留、又は監禁した者は、次に掲げる刑を科す。

1. 当該逮捕、拘留、又は監禁が 48（四十八）時間以内であるときは、1（一）年以上 3（三）年以下の拘禁刑に処する。
2. 当該逮捕、拘留、又は監禁が 48（四十八）時間以上 1（一）月以内であるときは、3（三）年以上 5（五）年以下の拘禁刑に処する。
3. 当該逮捕、拘留、又は監禁が 1（一）月以上であるときは、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 254 条 刑の加重情状

法律が許可する場合を除いて、合法的機関からの命令なく他人を逮捕、拘留、又は監禁した者は、次に掲げる場合は、15（十五）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

1. 拷問又は残虐行為による。
2. 殺害する意志がなく、人を死亡させる。
3. 身代金目的又は要件成就を要求する意図で実行する。

第 255 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている重罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 年 10（十）年以下の居住禁止
4. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
5. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
6. 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
7. 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
8. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
9. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
10. 新聞紙上による有罪判決の公示
11. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 その他の自由の侵害

第 256 条 輸送手段の占拠

暴行又は暴行を加えると告知する脅迫により、多衆が乗る輸送手段の強取又は支配する行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 257 条 障害による刑の加重

本法の第 256 条（輸送手段の占拠）に明記される犯罪は、その犯罪が被害者に四肢の切断、又は恒久的な障害をもたらす場合、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 258 条 拷問又は残虐行為による刑の加重

本法の第 256 条（輸送手段の占拠）に規定される犯罪、犯罪行為の実行中又はその前後に拷問又は残虐行為が行われたときは、15（十五）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第 259 条 被害者の死亡による刑の加重

本法の第 256 条（輸送手段の占拠）に規定される犯罪は、この犯罪が一人又は多衆を死亡に至らせる場合、15（十五）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第 260 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科すことができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 10（十）年以下の居住禁止
4. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
5. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
6. 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
7. 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
8. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
9. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
10. 新聞紙上による有罪判決の公示
11. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 5 章 尊厳に対する侵害

第 1 節 死者の畏敬の意に対する侵害

第 261 条 死体の完全性に対する侵害

死体の完全性を侵害する行為は、1（一）月以上 1（一）年以上の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 262 条 死体の冒瀆

墳墓、埋葬地、骨壺、又は死者への追悼のために建立された建造物を何らかの手段で冒瀆する行為は、1（一）月以上 1（一）年以上の拘禁及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 263 条 未遂罪

本節に規定されている軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第 264 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
4. 新聞紙上による有罪判決の公示
5. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 差別

第 265 条 財物又はサービスの提供を拒絶する行為

人に対し財物又はサービスの供給を拒絶する行為は、この拒絶が下記に掲げるものに基づくときは、1（一）月以上 1（一）年以内の拘禁及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 特定の民族、国家、又は人種の帰属の有無
- 2 特定の宗教への帰属の有無
- 3 政治的党派
- 4 労働組合活動
- 5 家族の状況
- 6 性別
- 7 健康状態
- 8 障害

第 266 条 条件付きの財物又はサービスの提供

人に対し、下記に掲げる条件により、財物又はサービスの供給を提供する行為は、1（一）月以上 1（一）年以内の拘禁及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

1. 特定の民族、国家、又は人種の帰属の有無
2. 特定の宗教への帰属の有無
3. 政治的党派
4. 労働組合活動
5. 家族の状況

6. 性別
7. 健康状態
8. 障害

第 267 条 人の雇用を拒絶する行為

人の雇用を拒絶する行為は、この拒絶が本法の第 265 条（財物又はサービスの提供を拒絶する行為）の第 1 号ないし第 8 号に規定される事由に基づいているときは、1（一）月以上 1（一）年内の拘禁及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 268 条 条件付きで人を雇用する行為

本法の第 266 条（財物又はサービスの提供を拒絶する行為）の第 1 号ないし第 8 号に規定されている条件を事由として雇用を提供する行為は、1（一）月以上 1（一）年内の拘禁及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 269 条 差別に基づく解雇又は解任に適用する行為

本法の第 265 条（財物又はサービスの提供を拒絶する行為）の第 1 号ないし第 8 号に規定されている条件を事由として人を解雇又は解任する行為は、1（一）月以上 1（一）年以内の拘禁及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 270 条 公務員による差別に基づく及び権利の付与の拒絶

公務員が自己の職位又は職務遂行の機において、人が何らかの権利を享受することを拒絶する行為は、当該拒絶が本法の第 265 条（財物又はサービスの提供を拒絶する行為）の第 1 号ないし第 8 号に規定される条件を理由として行われるときは、6（六）月以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 1,000,000 リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 271 条 法律によって認めらる差別

本節に規定されている犯罪は、差別が法律により認められているときは、構成要件に該当しない。

本節の規定は下記に掲げる場合には適用されない。

1. 差別が人の完全性、労働能力喪失又は障害の危険を防止するためになされているときにおいて、差別が健康状態に基づいているとき
2. 医学的に労働不能であることが証明されたことを事由に雇用の拒絶又は解任されるときにおいて、差別が健康状態又は障害に基づいているとき
3. 雇用において、性別が何らかの労働又は職業的活動の必須要件となっているときにおいて、差別が性別に基づいているとき

第 272 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
4. 新聞紙上による有罪判決の公示
5. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 273 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 265 条（財物又はサービスの提供を拒絶する行為）及び第 269 条（差別に基づく解雇又は解任に適用する行為）に規定されている犯罪行為について本法の第 42 条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負いうる。

法人は、1,000,000（一百万）リエルないし 10,000,000（一千万）リエルの罰金及び下記に掲げる 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
2. 本法の第 172 条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
3. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
4. 本法の規定された方法第 181 条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第 3 節 人間の尊厳を侵害する労働条件

第 274 条 人間の尊厳を侵害する条件下に置く行為

人の脆弱性又は依存的状況を悪用して、人間の尊厳を侵害する労働条件の下に置く行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 275 条 未遂罪

本法の第 274 条（人間の尊厳を侵害する労働要件下での服従）に規定されている軽罪の実行の未遂罪は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第 276 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪

2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
4. 新聞紙上による有罪判決の公示
5. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第277条 法人の刑事責任

法人は、本法の第274条（人間の尊厳を侵害する労働条件下に置く行為）に規定される犯罪行為について本法の第42条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負う。

法人は、1,000,000（一百万）リエルないし10,000,000（一千万）リエルの罰金及び以下の1個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第170条（法人の解散及び精算）により規定された方法に従い、解散すること
2. 本法の第171条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、司法的監視下に置くこと
3. 本法の第172条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第173条（公契約からの排除）により規定された方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第174条（公募債の募集の禁止）により規定された方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第176条（施設の閉鎖）により規定された方法に従い、犯罪行為が行われたときに実施されていた施設を閉鎖すること
7. 本法の第177条（施設での事業の禁止）により規定された方法に従い、公衆に開放される、又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
8. 本法の第178条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第179条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為に供され又は供しようとした道具、材料、又は物を没収すること
9. 本法の第178条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第179条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為により得た所得又は財産を没収すること
10. 本法の第180条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
11. 本法の規定された方法第181条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第4節 被雇用者及び取締役等の汚職

第 278 条 被用者による収賄

被用者が、雇用者が知ることなく、又は雇用者の同意を得ることなく、自己の職務の何らかの義務を履行すること、又はしないことの対価として、贈与、進物、約束又は何らかの利益を要求する、又は收受に同意する行為は、6（六）月以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 1,000,000（一百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 279 条 被用者に対する贈賄

被雇用者に対し、雇用者が知ることなく、又は雇用者の同意を得ることなく、自己の職務の何らかの義務を履行させる、又はさせないために贈与、進物、約束、何らかの利益を譲り渡す行為は、6（六）月以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 1,000,000（一百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 280 条 取締役等による収賄

1. 不法に收受した、財産上の利益を收受する、若しくは何らかの便益を要求、又は約束する、本法の第 393 条（取締役等による特別背任罪）の第 1 項及び第 2 項に規定されている者又は検査官は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。
2. 上記の第 1 項の規定は、上記第 1 項に規定されている利益を提供した者、又は利益を提供するように要求、又は約束をした者にも適用する。
3. 上記第 1 項に規定されている財産上の利益は没収する。その全部または一部を没収することができないときは、金銭により請求される。

第 281 条 未遂罪

本法の第 278 条（被雇用者による収賄）及び第 279 条（被雇用者に対する贈賄）の実行の未遂は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第 282 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科すことができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
4. 新聞紙上による有罪判決の公示
5. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 283 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 279 条（被雇用者に対する贈賄）に規定されている犯罪行為について本法の第 42 条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負うる。

法人は、5,000,000（五百万）リエルないし 20,000,000（二千万）リエルの罰金及び以下の 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 170 条（法人の解散及び精算）により規定された方法に従い、解散すること
2. 本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第 172 条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第 173 条（公契約からの排除）により規定された方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第 174 条（公募債の募集の禁止）により規定された方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第 179 条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為により得た所得又は財産を没収すること
7. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
8. 本法の規定された方法第 181 条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第 5 節 売春の斡旋

第 284 条 売春の斡旋

買収の斡旋とは、次に掲げる行為をいう。

1. 他人の売春行為から財務的な利益を得ること
2. 他人の売春を援助又は保護する、又は売春活動のあらゆる手段を準備すること
3. 売春をさせるためにを、人を募集、誘拐又は誘惑すること
4. 人に売春をさせるために圧力をかけること

売春の斡旋は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 285 条 売春者と売春斡旋者の仲介

売春者と及び売春斡旋者との間で仲介を行う行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 286 条 売春斡旋から得た資金

売春斡旋から得た資金であると知りながら、資金に便宜を図る又は隠蔽する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエ

ル以下の罰金に処する。常習的に売春を行う者と同居する、又は売春の活動を行う 1 人又は多衆と常時連絡しており、自己の資金源を証明できない者にも、同一の刑を言い渡される。

第 287 条 売春防止の妨害

売春を行っている者又は売春の危険にさらされている者を救済するために公的サービス又は有資格民間組織が行う、防止、援助又は更生を妨害する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 288 条 正犯に関する刑の加重

売春斡旋は、下記に掲げる場合、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

1. 売春斡旋者又は売春者の元締が売春を行う者の尊属又は卑属であるとき
2. 売春斡旋者又は売春者の元締が人に売春を行わせるために、自己の職権を濫用するとき
3. 売春斡旋者又は売春者の元締が売春を行う者に対し暴力又は強制力を使用するとき
4. 売春斡旋が組織された集団により実行されたとき
5. 売春斡旋が多衆の売春を行っている者に対して行われたとき

第 289 条 被害者に関する刑の加重

売春斡旋は、売春を行う者が未成年者であるときは、7（七）年以上 15（十五）年以下の以下の拘禁刑に処する。

第 290 条 拷問又は残虐行為による刑の加重

売春斡旋は、売春斡旋者又は売春者の元締が、売春を行う者に対し拷問又は残虐行為を使用するときは、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 291 条 売春施設の運営

直接又は仲介者を通じて、売春施設を管理、商業利用、経営、運営又は融資する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 292 条 施設における売春活動の許可

直接又は仲介者を通じて、公衆が利用することができる売春施設を管理、利用、経営、運営又は融資する者が次に掲げるものを許可又は容認する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

1. 施設又はその付属建物内で、常時人に売春を行わせる。
2. 施設内又はその付属建物内で、売春を行うために、常時客引きをさせる。

第 293 条 売春のために場所を使用させるる行為

人がその場所を売春活動を行うために使用することを明らかに知りながら、公衆が利用しない場所を、その者に売却する、又は使用させた者は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 294 条 未遂罪

本節に規定されている軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第 295 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. 5（五）年この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 重罪については 10（十）年、軽罪については 5（五）年以下の居住禁止
4. 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
5. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
6. 犯罪の目的物である物又は資金の没収
7. 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
8. 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
9. 有罪判決を受けた者の乗物の 1 台又は多台の没収
10. 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
11. 確定又は 5（五）年以下の、犯罪の準備又は実行のために使用する施設の閉鎖
12. 確定又は 5（五）年以下の、公衆に開放される施設又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
13. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
14. 新聞紙上による有罪判決の公示
15. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達こと

第 296 条 法人の刑事責任

法人は、本節に規定されている犯罪行為について本法の第 42 条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負うる。

法人は、10,000,000（一千万）リエル以上 50,000,000（五千万）リエル以下の罰金及び以下の 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 170 条（法人の解散及び清算）により規定された方法に従い、解散すること

2. 本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）により規定された方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第 172 条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第 176 条（施設の閉鎖）により規定された方法に従い、犯罪行為が行われたときに実施されていた施設を閉鎖すること
5. 本法の第 177 条（施設での事業の禁止）により規定された方法に従い、公衆に開放されている、又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
6. 本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第 179 条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為に供され又は供しようとした道具、材料、又は物を没収すること
7. 本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第 179 条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為により得た所得又は財産を没収すること
8. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
9. 本法の規定された方法第 181 条（視聴覚通信手段による決定の伝達）に規定された方法に従った、新聞紙上又はあらゆる視聴覚的通信手段による決定の伝達

第 6 節 その他の尊厳に対する侵害

第 297 条 明確な泥酔

公衆用道路上で明確な泥酔状態にある者は、5,000（五千）リエル以上 10,000（一万）リエル以下の罰金に処する。

第 298 条 公共の場所において他人を呼び込む行為

公共の場所において、性的関係を持つために人を唆すために、他人を呼び込む者は、5,000（五千）リエル以上 50,000（五万）リエル以下の罰金に処する。

第 6 章 人格に対する侵害

第 1 節 私生活に対する侵害

第 299 条 住居侵入

暴力、強迫、脅迫、又は陰謀により他人の住居に侵入する行為は、法律で認められている場合を除き、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 300 条 正犯に関する刑の加重

公務員が自己の職位又は職務遂行の機において、家主から合意を得ないまま、他人の住居に侵入する行為は、法律で認められている場合を除き、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 301 条 私的会話の聴聞又は録音

関係者の合意を得ずに、私的又は秘密の会話を聴聞又は録音する行為は、法律で認められている場合を除き、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

影響を受けた関係者が聴聞又は録音について知らされ、それに反対しない場合は、関係者の合意と推定する。

第 302 条 肖像権の侵害

その者の合意を得ずに、私的な場所で人の写真を撮影する行為は、法律で認められている場合を除き、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

関係者が写真を撮影されたことについて知らされ、それに反対しないときは、当該当事者の合意と推定する。

第 303 条 未遂罪

本節に規定されている軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第 304 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科すことができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
4. 新聞紙上による有罪判決の公示
5. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 名誉棄損及び侮辱

第 305 条 名誉棄損

人又は機関の名誉若しくは評判を害する誇大な主張又は悪質な中傷行為は、名誉棄損とする。

次に掲げる手段により実行された名誉棄損は、100,000（十万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

1. 種類を問わず、公共の場所又は公的集会における発言
2. 種類を問わず、公衆の間に伝達される、又は公衆が見るよう展示される文書又は図画
3. あらゆる公衆向けの視聴覚的通信手段

第 306 条 情報媒体による名誉棄損

情報媒体を通じて実行される名誉棄損は、情報媒体体制に関する法律の規定を適用する。

第 307 条 侮辱罪

あらゆる侮辱的な言葉、軽蔑的な言葉、又はその他の中傷的ではない無礼な言葉は、侮辱とする。

下記に掲げる手段により実行された侮辱は、100,000（十万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

1. 手段を問わず、公共の場所又は公的集会においてなされた演説による方法
2. 手段を問わず、公衆の間で回覧され、又は公衆の目に触れるような形で書面又は略図を頒布する方法
3. 公衆向けの視聴覚的通信手段による方法

第 308 条 情報媒体を通じた侮辱

情報媒体を手段して実行された侮辱は、情報媒体体制に関する法律の規定を適用する。

第 309 条 名誉棄損及び侮辱に関する訴追手続

王国政府の構成員、公務員、若しくは公的任務又は公的権限を履行するために任命された国民に対する名誉棄損又は侮辱の場合は、当持者又は当該機関の長が告訴を行わなければならない。

民間の個人に対する名誉棄損又は侮辱の場合は、名誉棄損又は侮辱を受けた当事者が告訴を行わなければならない。

第 1 項及び第 2 項に規定される当事者又は機関の長の告訴は、検察官による刑事訴追の必要要件であり、告訴人による告訴の取消しは、公訴を消滅させる。

ただし、名誉棄損又は侮辱が、出自、民族、人種、国籍又は宗教を理由にして人又は集団に対して行われたときは、検察官が自動的に起訴を行うことができる。この場合、裁判所の審判に附す手続は刑事訴訟法の規定を適用する。

第 310 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科すことができる。

1. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示

2. 新聞紙上による有罪判決の公示
3. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3節 誣告

第311条 誣告

刑事処罰又は譴責処分をもたらすために、告訴持に事実ではないと知っている行為を、次に掲げるものに告訴する行為は、誣告とする。

1. 裁判官、司法警察官、又は雇用者を含む、管轄当局
2. 当該事項を管轄当局に付託する権限を有している者

第312条 科される刑罰及び告訴要件

誣告は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

この犯罪の刑事告訴の時効は1（一）年以内とする。

時効期間は、誣告に係る告訴状が到着した日、又は告訴状が相当官署に提出された日から起算する。誣告に係る告訴状により刑事訴追が行われる場合は、当該起訴手続きが終了するまで誣告に係る手続きにより時効が停止する。

第313条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている軽罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
2. 新聞紙上による有罪判決の公示
3. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第4節 業務上の秘密に対する侵害

第314条 業務上の秘密に対する侵害

自己の状況、職業、職務又は任務を理由として、機密的性質を有する情報を保有する者が当該情報をその内容を知る権限のない者に漏示したときは、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

本罪は、当該秘密の開示を法律が認めている場合又は義務付けている場合には成立しない。

第315条 第314条の適用除外

自己の業務従事の機において当該事実を知った者が 15（十五）歳未満の未成年者の虐待に関して司法、行政機関、又は医療当局に対し漏示する場合には、本法の第 314 条（業務上の秘密に対する侵害）に規定される犯罪とみなさない。

第 316 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている軽罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
2. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
3. 新聞紙上による有罪判決の公示
4. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 5 節 信書及び電気通信の秘密の侵害

第 317 条 信書の侵害

悪意により、第三者を名宛人とする信書を開披、廃棄、遅滞、又は変えるする行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

悪意により、第三者を名宛人とする信書の内容を見る行為も、同一の刑に処する。

第 318 条 電話による会話の秘密の侵害

悪意により、電話による会話を聴聞する又は妨害する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

悪意により、電気通信手段により送信されたメッセージを受信する、又は妨害するも同一の刑に処する。

第 319 条 未遂罪

本節に規定されている軽罪の未遂は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第 320 条 付加刑：種類と期間

本節に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
2. 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
3. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
4. 新聞紙上による有罪判決の公示

5. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3部 未成年者及び家族の侵害

第1章 未成年者の遺棄

第321条 未成年者の遺棄

15（十五）歳未満の未成年者の親権者が当該未成年者を遺棄する行為は、未成年者の健康又は安全を危険な状態にさらすときは、1（一）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第322条 未遂罪

本節に規定されている軽罪の未遂は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第323条 付加刑：種類と期間

本章に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
3. 新聞紙上による有罪判決の公示
4. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2章 家族の遺棄

第324条 家族の遺棄

裁判所の確定判決を遵守せず、自己の配偶者又は前配偶者、未成年の子、卑属又は尊属、若しくはその他の親族に対し、2（二）カ月以上養育費の支払を怠ったことは、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第325条 付加刑：種類と期間

本章に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
3. 新聞紙上による有罪判決の公示
4. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3章 未成年者の保護に対する侵害

第326条 未成年者の引渡義務の不履行

悪意により、未成年の子を要求する権利を有する者に引き渡さない行為は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第327条 未成年者の奪取

未成年者を合法的な親権者から不法に奪取したときは、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

本罪は、未成年の子がカンボジア王国の領土外で保護されている場合は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第328条 未遂罪

本章に規定されている軽罪の未遂罪は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第329条 付加刑：種類と期間

本章に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科すことができる。

1. 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
3. 新聞紙上による有罪判決の公示
4. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第4章 子に対する侵害

第330条 子の遺棄の教唆

産まれた子又は産まれる子を遺棄するように両親又はいずれか一方に、営利目的で直接教唆する行為は、1（一）月以上6（六）月以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第331条 子の養子縁組又は子の遺棄の仲介

養子縁組を希望する者又は夫婦と、産まれた子又は産まれる子を遺棄することを希望する親との間の仲介を営利目的で行う行為は、1（一）月以上6（六）月以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第 332 条 養親及び妊婦との間の仲介

養子縁組を希望する者又は夫婦、及び子の妊娠及び出産後に子を引き渡すことを受諾した親との間の仲介を営利目的で行ったときは、1（一）月以上 6（六）月以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第 333 条 子の取り換え、偽装、隠蔽

子を他の子に取り換える、存在を偽装する又は隠匿する行為は、この行為が戸籍謄本を変造させるときは、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 334 条 未遂罪

本節に規定されている軽罪の未遂罪は、上記の軽罪と同一の刑に処する。

第 335 条 付加刑：種類と期間

本章に規定されている罪については、次に掲げる付加刑を科すことができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
3. 新聞紙上による有罪判決の公示
4. 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 336 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 330 条（子の遺棄の教唆）、第 331 条（子の養子縁組又は子の遺棄の仲介）及び第 332 条（養親及び妊婦との間の仲介）に規定される犯罪行為について本法の第 42 条（法人の刑事責任）の要件に従い刑事責任を負いうる。

法人は、1,000,000（一百万）リエルないし 5,000,000 リエルの罰金及び以下の 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 171 条（法人の解散及び精算）により規定された方法に従い、解散すること
2. 本法の第 172 条（活動の禁止）により規定された方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
3. 本法の第 176 条（施設の閉鎖）により規定された方法に従い、犯罪行為が行われたときに実施されていた施設を閉鎖すること
4. 本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の販売、破棄）及び第 179 条（没収と第三者の権利）により規定された方法に従い、犯罪行為により得た所得又は財産を没収すること
5. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定された方法に従い、有罪判決を掲示により公示すること
6. 本法の第 181 条（視聴覚的通信手段による判決の放送）により規定された方法に従い、

新聞紙上又は視聽覚的通信手段による判決の伝達により刑罰に係る判決を公表すること

第5章 未成年者を危険にさらす罪

第1節 健康及び精神に対する侵害

第337条 15歳未満の未成年者の食糧の途絶又は不監護

15（十五）歳未満の未成年者に対し親権を有する者が、未成年者の健康を危険にさらすまで、食糧を途絶する、又は監護をしない行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第338条 被害者の死亡による刑の加重

本法の第337条（15歳未満の未成年者の食糧の途絶又は不監護）に規定される犯罪行為は、この行為が被害者の死亡をもたらす場合、7年以上15（五）年以下の拘禁刑に処する。

第339条 未成年者を健康を危険にさらす労働条件下に置くこと

未成年者の健康又は身体の発達を危険にさらす労働条件下に未成年者を置く行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第340条 未成年者の死亡による刑の加重

本法の第339条（未成年者を健康を危険にさらす労働条件下に置くこと）に規定される犯罪行為は、この行為が被害者を死亡させるときは、7（七）年以上15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第341条 15歳未満の未成年者に対する猥褻行為

猥褻行為は、犯罪行為者の性的欲望を刺激し、又は満足する目的において、他人の性器又は性的身体部分を触る、露出する行為、若しくは、他人に犯罪行為者又は第三者の性器、その他の性的身体部分又はを触らせる行為をいう。

成人が15歳未満の未成年者に対し猥褻行為を行う者は、1（一）年以上3年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第342条 刑の加重事由

本法の第341条（15歳未満の未成年者に対する猥褻行為）に規定されて犯罪行為が次に掲げるものにより実行される場合は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

1. 尊属

2. 未成年者の親権者
3. 正犯、共同正犯、教唆犯又は共犯として多衆
4. 報酬の支払

第2節 未成年者に対する不法行為又は危険行為の教唆

第343条 未成年者に対する酒類の飲用の教唆

未成年者に対し、常習的に及び多量に酒類の飲用を直接教唆する行為は、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上5,000,000（五百万）リエル以下の罰金に処する。

第344条 未成年者に対するこじきの唆使

未成年者に対し、直接乞食を唆使する行為は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第345条 未成年者に対する重罪又は軽罪の教唆

未成年者に対し、直接重罪又は軽罪の実行を教唆する行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第346条 未成年者の参加による猥褻物陳列及び淫行の準備

成人が、未成年者が見る又は参加する、猥褻物の陳列又は淫行等を含む会合を準備する行為は、1（一）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第3節 親権の侵害の罪

第347条 親権の侵害

自己の権限を濫用し、未成年者の自由を侵奪する親権者又は未成年後見人の行為は、この行為がこの未成年者の健康、安全、心神又は教育に重大な害を加えるときは、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）以上2,000,000（二百万）以下の罰金に処する。

第4節 未遂及び刑罰

第348条 未遂

この章に規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 349 条 付加刑：種類及び期間

この章に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

1. 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
2. この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
3. 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）以下の居住禁止
4. 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
5. 新聞紙上による有罪判決の公告
6. 8（八）日を上限とする視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 6 章 家族に対するその他の侵害

第 350 条 重婚

先の婚姻を解消する前に、新たな婚姻を登録する行為は、1（一）月以上 1（一）年の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

この事実を明らかに知りながら、先の婚姻を解消する前に、この婚姻又は婚姻の登録を許可した戸籍吏に対しても、同一に処する。

第 351 条 尊属による未成年者に対する姦淫

18（十八）歳未満の未成年者との淫行行為は、その正犯が未成年者の尊属にあたるときは、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 352 条 血族又は婚族間の姦淫

18（一八）歳未満の血族又は 3（三）親等内の婚族間の姦淫行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

配偶者が死亡し、生存する片方の配偶者が 2 親等又は 3 親等の姻族と姦淫するときには、上記第 1 項とみなさない。

第 3 編 財産に対する罪

第 1 部 悪意により他人の財物を得て自己の所有物とすること

第 1 章 窃盗及び同様の罪

第1節 窃盗

第353条 窃盗行為の定義

窃盗行為とは、悪意により、自己の所有に係るものにしようとする目的で、あらゆる手段により、他人の財物又はその他の物を盗取する行為をいう。

第354条 エネルギーの窃盗

悪意により、エネルギーを使用し、他人の利益を損ねる行為は、窃盗行為とみなす。

第355条 家族の免責

下記に掲げる者は、刑事罰として処することができない。

- 1 尊属又は卑属の財物の窃盗行為
- 2 配偶者の財物の窃盗行為

第356条 適用される罪

窃盗行為は、6（六）月以上3（三）年以下の拘禁及び1,000,000（一百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第357条 暴力行為により実行されたことによる刑の加重情状

窃盗行為は、次の場合、3（三）年以上10（十）年以下の拘禁に処する。

- 1 この窃盗行為が、暴力を用いる前、最中、後に実行された。
- 2 この窃盗行為が、押し込み掠奪により実行された。

第358条 四肢切断又は障害による刑の加重情状

窃盗行為は、この行為が、四肢の切断又は永続的な障害を生じさせる暴行を加える前、最中、後に実行される場合は、10（十）年以上20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第359条 拷問又は残虐な行為による刑の加重情状

窃盗行為は、この行為が、拷問又は残虐な行為を用いる前、最中、後に実行された場合、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第360条 被害者の死亡による刑の加重情状

窃盗行為は、この行為が、殺害する意思がないのに、被害者を死亡に至らしめる暴行を加える前、最中、後に実行された場合、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第 361 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 362 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる種類の乗物の運転の禁止
- 4 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）以下の居住禁止
- 5 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 8 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 9 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 10 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 11 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 12 確定又は 5（五）年以下の、犯罪の準備又は実行のために使用する施設の閉鎖
- 13 確定又は 5（五）年以下の、公衆に開放される施設又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
- 14 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 15 新聞紙上による有罪判決の公示
- 16 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 強盗

第 363 条 強盗の定義

強盗とは、次に掲げるものを得るために、暴力を用いて実行する、暴力を用いると脅迫する、又は強制的な行為をいう。

- 1 署名又は拇印
- 2 約束又は放棄
- 3 秘密の漏示
- 4 資金、有価物又は財物の移譲

第 364 条 適用される罪

強盗行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 365 条 被害者に係る刑の加重情状

強盗行為は、この行為が、次に掲げる者に対して実行されたときは、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 その者の年齢を事由とする特別な弱者
- 2 妊娠していることが明らかに知覚される、又は正犯が知っていたときの、妊娠中の女性
- 3 この者の状況が明らかに知覚される、又は正犯が知っていたときの、病気又は障害を事由とする特別な弱者

第 366 条 武器の使用による刑の加重情状

強盗行為は、この犯罪が、武器の使用による、又は武器による脅迫により実行される場合は、7（七）年以上 15（十五）以下の拘禁刑に処する。

第 367 条 四肢切断又は障害による刑の加重情状

強要行為は、この行為が、四肢の切断又は恒久的な障害を生じさせる暴行を用いる前、最中、後に実行された場合、10（十）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 368 条 拷問又は残虐な行為による刑の加重情状

強要行為は、この行為が、拷問又は残虐な行為を用いる前、最中、後に実行された場合、15（十五）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 369 条 被害者の死亡による刑の加重情状

強要行為は、この行為が、殺害する意思がないのに被害者を死亡に至らしめる暴行を加える前、最中、後に実行された場合、15（十五）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 370 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 371 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確

- 定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については10（十）年以下、軽罪については5（五）年以下の居住禁止
- 4 確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 5 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 6 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 7 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 8 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 9 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 10 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 11 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 12 新聞紙上による有罪判決の公示
- 13 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3節 名誉への脅迫

第372条 名誉への脅迫の定義

名誉への脅迫行為は、次に掲げるものを得るために、名誉又は親交に害を加える、秘密の漏示、又は罪を着せると脅迫する行為をいう。

- 1 署名又は拇印
- 2 約束又は放棄
- 3 秘密の漏示
- 4 資金、有価物又は財物の移譲

第373条 適用される罪

名誉に対する脅迫行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第374条 明らかな脅迫の実行による刑の加重情状

名誉又は親交に害を加える、名誉に対する脅迫行為、又は罪を着せることが、具体的な行為で示された場合、正犯は、5（五）年以上10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第375条 未遂

この節で未定する軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 376 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）年以下の居住禁止
- 4 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 5 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 6 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 7 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 8 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 9 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 10 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 11 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 12 新聞紙上による有罪判決の公示
- 13 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 章 詐欺及び同様の行為

第 1 節 詐欺

第 377 条 詐欺の定義

詐欺行為とは、虚偽の氏名の使用、虚偽の地位の明言、確かな地位の濫用、悪意の策略の使用により、自然人又は法人を欺き、次に掲げるその人又は第三者の利益に害を加える行為をいう。

- 1 資金、有価物又は財物の移譲
- 2 サービスの提供
- 3 義務とする、又は義務を免れる価値のある文書の作成

第 378 条 適用される罪

詐欺行為は、6（六）月以上 3（三）年以下の拘禁刑及び 1,000,000（一百万）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 379 条 被害者に関する刑の加重情状

詐欺行為は、この行為が、次に掲げる者の利益に害を加えるために実行される時、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 その者の年齢を事由とした特別な弱者
- 2 妊娠していることが明らかに知覚される、又は正犯が知っていた場合の妊娠中の女性
- 3 この者の状況が明らかに知覚される、又は正犯が知っていた場合の病気又は障害を事由とした特別な弱者

第 380 条 その他の刑の加重情状

詐欺行為は、この犯罪が、次に掲げるものにより実行された時、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 自己の職務の権限、又は職務遂行に伴う機会における公務員
- 2 自己を公務員と任じる者
- 3 債券を発行及び使用させることを、公衆に呼び掛ける者
- 4 人道又は社会的援助として資金を募るために公衆に呼びかけをする者
- 5 組織された団体

第 381 条 未遂

この節で規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 382 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される軽罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行される時は、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）年以下の居住禁止
- 4 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 5 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 6 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 7 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 8 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 9 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 10 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 11 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示

12 新聞紙上による有罪判決の公示

13 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2節 詐欺と同様の罪

第1款 脆弱さを悪用して利益を引き出すこと

第383条 無知又は脆弱さの悪用

年齢、妊娠状態、病気、又は障害によりもたらされる人の無知又は脆弱さを悪用し、重大な損害をもたらす行為を実行、又は実行しないように、この者に強制することにより、故意に利益を引き出す行為は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び10,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第2款 無銭詐欺

第384条 無銭詐欺

無銭詐欺行為とは、自己が代金を支払う見込みが全くないと知っている、又は代金を支払わないと決めている者の次に掲げる行為をいう。

- 1 公衆に開放されているナイトクラブ、レストラン又はその他の施設において、他人に飲食を提供させる。
- 2 公衆に開放されているホテル又はその他の施設において、他人に、一個の部屋の移譲及びこの部屋の占有を与えさせる。
- 3 三輪車、有償運送自動車又はその他の運送手段により、自己を運搬させる。

無銭詐欺行為は、6（六）日以上3（三）月以下の拘禁刑及び100,000（十万）以上500,000（五十万）以下の罰金に処する。

第385条 未遂

この款で規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第386条 付加刑：種類及び期間

この款に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 4 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収

- 5 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 6 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 7 新聞紙上による有罪判決の公示
- 8 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3款 競売の自由に対する侵害

第387条 不正な競売

権限、約束、合意、又は悪意によるその他の手段で、競売人を排除するために、又は競売に損害を加えるために、競売による一般への売買において実行された行為は、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処す。

第388条 競売の自由の妨害

暴力を用いて、又は脅迫により競売の自由を妨害するために、競売による売却において実行された行為は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び200,000（二十万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第389条 未遂

この節で規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第390条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 4 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 5 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 6 新聞紙上による有罪判決の公示
- 7 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3章 背任及び同類の行為

第1節 背任

第 391 条 背任の定義

背任の定義は、他人に移譲させ、資金、有価物、及び財物を移譲、返還、提示すること、又は有期で使用する義務を承諾した一人の者により実行された、資金、有価物及び財物を横領し、他人の利益に損害を加える行為をいう。

第 392 条 適用される罪

背任行為は、6（六）月以上3（三）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 393 条 取締役及びその他の人による特別背任

自己又は第三者の利益を得る目的において、又は法人に損害を加える目的で、背任にあたる何らかの行為を実行し、その法人の財物に損害をもたらした、有限責任社団法人又は社団法人の全ての取締役又は監督者、若しくは裁判所が選任したこれらの者の業務の代行をするために選任した人、又は法人から権限を受けている被用者は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金の罪に処する。

上記1項の規定は、有限責任社団法人又は社団法人の清算人、若しくは清算人の業務を代わりとするために選任した人が、上記1項に記されたものと同様の行為を実行し、その法人の財物に損害を加えた場合に対しても同様に適用される。

上記1及び2項に規定された犯罪の実行の未遂については、同一に処する。

第 394 条 正犯に関する刑の加重情状

背信行為は、この罪が、次に掲げる者により実行された場合、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 自己の利益又は産業、商業企業の利益として、資金又は有価物を受領するために、公衆に呼び掛けを行った一人の者
- 2 自己の職務の権限、又は自己の職務の遂行に伴う機会における裁判所又は裁判所の代行者
- 3 自己の職務の権限、又は自己の職務の遂行に伴う機会における公務員

第 395 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第 396 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止

- 3 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 4 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 5 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 6 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 8 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 9 新聞紙上による有罪判決の公示
- 10 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2節 押収物又は担保物の横領

第397条 押収物又は担保物の横領

法的に管轄する国の当局によって差し押さえられた、没収された、又は被担保債券として担保された物を、横領又は破壊した債務者の行為は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第398条 未遂

本軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第4章 追加する罪

第1節 盗品の譲受

第399条 盗品の譲受の定義

盗品の譲受行為とは、当該物がが重罪又は軽罪によると知りながら、ある物を譲受、隠匿、保管、又は運搬する行為をいう。

次に掲げるものは、盗品の譲受行為とみなす。

- 1 その物が重罪又は軽罪から生じたと知りながら、ある物の運搬するためにあっせんをする行為
- 2 事件を明らかに知りながら、重罪または軽罪の収益物を譲り受けた行為

第400条 適用される罪

盗品を譲り受ける行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰に処する。

第 401 条 刑の加重情状

盗品を譲り受ける行為は、この罪が、次に掲げるものにより実行されたときは、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 常習的である
- 2 職務活動の従事に伴う便益を用いる
- 3 組織された団体として

第 402 条 罰金刑の上限

罰金刑の上限は、盗品を譲り受ける行為の物の有価物と同一とすることができる。

第 403 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる種類の乗物の運転の禁止
- 4 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）年以下の居住禁止
- 5 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 8 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 9 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 10 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 11 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 12 確定又は 5（五）年以下の、犯罪の準備又は実行のために使用する施設の閉鎖
- 13 確定又は 5（五）年以下の、公衆に開放される施設又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
- 14 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 15 新聞紙上による有罪判決の公示
- 16 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 資金洗浄

第 404 条 資金洗浄の定義

資金洗浄とは、重罪又は軽罪の直接又は間接的な収益を隠匿するために、あらゆる虚偽の正当化を行う手段により実行される行為をいう。

資本投下、隠匿、若しくは直接又は間接的な重罪又は犯罪による収益の交換の実行を援助する行為についても、資金洗浄とみなす。

第 405 条 適用される罪

資金洗浄は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）以上資金洗浄の目的物である資金又は財物の有価物の等価までの罰金に処する。

資金洗浄の目的物である財物又は資金の源泉となる犯罪の場合、上記第 1 項に規定されている拘禁刑より重い拘禁刑に処し、正犯が知っていた犯罪と同一に処し、また、多数の刑の加重情状に関する犯罪である場合には、自己が知り得た犯罪の刑の加重情状に従って刑罰を受ける。

第 406 条 刑の加重情状

下記の犯罪が実行される場合、資金洗浄は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 常習的である
- 2 職務活動の従事に伴う便益を用いる
- 3 組織された団体として

第 407 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第 408 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 4 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 5 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 6 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 8 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 9 新聞紙上による有罪判決の公示
- 10 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 409 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 404 条（資金洗浄の定義）に規定された犯罪に対して、本法の第 42 条（法人の刑事責任）に規定される要件に従って、刑事責任を負わなければならない。

法人は、100,000,000（一億）リエル以上 500,000,000（五億）リエル以下の罰金及び下記の 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 170 条（法人の解散及び精算）に規定される方法に従い、解散すること
2. 本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）に規定される方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第 172 条（活動の禁止）に規定される方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第 173 条（公契約からの排除）に規定される方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第 174 条（公募債の募集の禁止）により規定される方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の売却、破棄）及び第 179 条（没収及び第三者の権利）により規定される方法に従い、犯罪行為の目的物である物または資金を没収すること
7. 本法第 178 条（所有権の没収、没収物の売却、破棄）及び第 179 条（没収物及び第三者の権利）に規定される方法に従い、犯罪から生じた利益である収益又は財物を没収すること
8. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定される方法に従い、刑罰に係る判決を掲示により公示すること
9. 本法の第 181 条（視聴覚通信手段等による判決の公示）により規定される方法に従い、新聞紙上又はあらゆる視聴覚通信手段による有罪判決を公示すること

第 2 部 財物に対する侵害

第 1 章 破壊、破損及び損傷

第 1 節 破壊、破損及び損傷

第 410 条 故意による損傷

他人の財物を破壊、破損、又は損傷するために、故意に実行された行為は、損傷が軽い程度である場合を除き、6（六）月以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 1,000,000（一百万）リエル以上、4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 411 条 刑の加重情状

本法の第410条（故意による損傷）に規定される罪は、下記の場合、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 この犯罪が、正犯、共同正犯、教唆犯、共犯の身分の複数の実行者により実施された場合
- 2 この犯罪が、住居である場所において実行されたとき
- 3 この犯罪が、資金、代金、商品又は材料を保管するための場所において実行されたとき
- 4 この犯罪が、公共施設の建物又は公共道路の利益に害を加えて、実行されたとき
- 5 この犯罪が、栽培物又は農作物の利益に害を加えて、実行されたとき
- 6 この犯罪が、カンボジア王国の国際国境の標識に害を加えて、実行されたとき

第412条 被害者に係る刑の加重情状

本法の第410条（故意による損傷）に規定される罪は、次に掲げる場合、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 この犯罪が、自己の職務遂行に影響を与えるために、裁判官及び検事、公務員、弁護士に対して害を加えて、実行されたとき
- 2 この犯罪が、犯罪の告訴、又は損害の回復の求めを阻むために、被害者又は附帯私訴の原告に対して害を加えて、実行されたとき
- 3 この犯罪が、捜査、取り調べ、公判時において、又はその他の訴追手続において、又は証言に影響を与えるために、証人に対して害を加えて、実行されたとき
- 4 この犯罪が、犯罪を告訴した、又は損害の回復を求めたため、その被害者又は附帯私訴の原告に対して害を加えて、実行されたとき
- 5 この犯罪が、捜査、取り調べ、公判時において、又はその他の訴追手続において、証人が供する証拠のために、証人に対して害を加えて、実行されたとき

第413条 人に対する危険な手段の使用による刑の加重情状

火災の爆発物の力による、又は人に対して危険をもたらすその他のあらゆる手段による、他人の所有物である財物を破壊、破損、損傷させるために、故意により、実行された行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第414条 他人に対する傷害による刑の加重情状

本法の第413条（人に対する危険な手段の使用による刑の加重情状）に規定される罪は、この行為が、他人を負傷させたとき、5（五）年以上10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第415条 四肢の切断又は傷害による刑の加重情状

本法の第 413 条（人に対する危険な手段の使用による刑の加重情状）に規定される罪は、この行為が、四肢の切断又は恒久的な傷害を生じさせたとき、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 416 条 組織化された犯罪の実行による刑の加重情状

本法の第 413 条（人に対する危険な手段の使用による刑の加重情状）に規定される罪は、この行為が、組織化された団体として実行されたとき、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 417 条 他人の死亡による刑の加重情状

本法の第 413 条（人に対する危険な手段の使用による刑の加重情状）に規定される罪は、この行為が、殺害の意思がないのに他人を死亡させるとき、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 418 条 軽い損害

他人の所有物である財物を破壊、破損、又は損傷するために、故意に実行された行為は、損傷が軽い程度である場合、1（一）月以上 6（六）年以下の拘禁刑及び 1,000（千）リエル以上 400,000（四十万）リエル以下の罰金に処する。

本条の規定は、カンボジア王国の文化遺産分野にあたる、公共又は私有の文化物に対しては適用されない。

第 419 条 過失又は法令違反によるその他の損害

爆発物又は火災の力により、他人の所有物である財物を破壊、破損、損傷させる行為は、この行為が下記に掲げるものにより引き起こされるとき、1（一）月以上 1（一）年以下及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 怠慢、不注意、又は疎漏
- 2 法の定める安全義務又は注意義務の違反

第 420 条 公的掲示又は通知書の損傷

行政の公的な掲示又は通知書を破損又は損傷するために、故意により実行された行為は、1（一）日以上 6（六）日以下の拘禁刑及び 1,000（千）リエル以上 100,000（十万）リエル以下の罰金に処する。

第 421 条 未遂

本法の第 419 条（過失又は法令違反によるその他の損害）に規定される罪を除き、この節で規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第 422 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 確定又は5（五）年以下の、あらゆる種類の乗物の運転の禁止
- 4 重罪については10（十）年以下、軽罪については5（五）年以下の居住禁止
- 5 確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 8 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 9 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 10 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 11 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 12 確定又は5（五）年以下の、犯罪の準備又は実行のために使用する施設の閉鎖
- 13 確定又は5（五）年以下の、公衆に開放される施設又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
- 14 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 15 新聞紙上による有罪判決の公示
- 16 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2節 破壊、破損又は損傷を告知する脅迫

第423条 損傷させる旨を告知する脅迫

破壊する、破損させる、又は損傷させる旨を告知して脅迫する行為は、この脅迫が、数回に亘り行われる、又は文書、図画、その他の物により示された場合は、1（一）月以上6（六）月以下の拘禁刑及び100,000（十万）以上1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

破壊する、破損させる、又は損傷させる旨を告知して脅迫する行為の目的物である財物の価値が小さい場合、5,000（五千）リエル以上100,000（十万）リエル以下の罰金に処する。

第424条 命令を伴う損傷させる旨を告知する脅迫

何らかの手段により、破壊する、破損させる、損傷させる旨を告知して脅迫する行為は、この脅迫が、遂行する、又は遂行しないことを命令することを伴っている場合、1（一）年以上2（二）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 425 条 情報の偽装

人に危険を与える、破壊、破損、又は損傷が生じると信じさせるために、虚偽の情報を供する、又は漏示する行為は、1（一）年以上2（二）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 426 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 確定又は5（五）年以下の、あらゆる種類の乗物の運転の禁止
- 4 重罪については10（十）年以下、軽罪については5（五）年以下の居住禁止
- 5 確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 8 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 9 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 10 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 11 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 12 確定又は5（五）年以下の、犯罪の準備又は実行のために使用する施設の閉鎖
- 13 確定又は5（五）年以下の、公衆に開放される施設又は公衆により使用される施設の業務利用の禁止
- 14 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 15 新聞紙上による有罪判決の公示
- 16 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 章 情報科学分野における罪

第 427 条 データの自動処理システムへのアクセス又は駐在

悪意により、データの自動処理システムにアクセスし、駐在する行為は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）以上の2,000,000（二百万）以下の罰金に処する。

この行為が、システムの中にあるデータの消去又は改ざんを引き起こす、若しくはシステムのプロセスに損傷を生じさせる要因となるときは、この犯罪は1（一）年以上2（二）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 428 条 データの自動処理システムのプロセスの障害の創出

データの自動処理システムのプロセスを害する障害を作り出す行為は、1 (一) 年以上 2 (二) 年以下の拘禁刑及び 2,000,000 (二百万) リエル以上 4,000,000 (四百万) リエル以下の罰金に処する。

第 429 条 悪意によるデータの挿入、消去、改ざん

自動処理システムの中のデータを挿入、消去、又は改ざんする、悪意による行為は、1 (一) 年以上 2 (二) 年以下の拘禁刑及び 2,000,000 (二百万) リエル以上 4,000,000 (四百万) リエル以下の罰金に処する。

第 430 条 犯罪の実行を準備するための集団又は協定への参加

この節に規定される罪の実行を準備するために組織された集団又は協定に参加する行為は、1 (一) 年以上 2 (二) 年以下の拘禁刑及び 2,000,000 (二百万) リエル以上 4,000,000 (四百万) リエル以下の罰金に処する。

第 431 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第 432 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5 (五) 年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5 (五) 年以下の職務従事の禁止
- 3 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 4 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 5 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 6 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 8 2 (二) 月以下の有罪判決の掲示による公示
- 9 新聞紙上による有罪判決の公示
- 10 8 (八) 日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 4 編 国家反逆罪

第1部 国の主要機関に対する侵害

第1章 国王に対する侵害

第433条 弑逆

弑逆とは、国王の殺害をいう。

弑逆は、終身刑に処する。

第434条 国王に対する拷問又は残虐行為

国王に対する拷問又は残虐行為は、10（十）年以上20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第435条 国王に対する暴行

国王に対し実行された、故意による暴力行為は、7（七）年以上15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第436条 四肢の切断又は障害に関する刑の加重情状

国王に対して実行された、故意による暴力行為は、この行為が、国王に対し、四肢の切断又は障害を生じさせるときは、10（十）年以上20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第437条 崩御による刑の加重情状

国王に対し実行された、故意による暴力行為は、この行為が、崩御に至らしめる意思がないのに、崩御させるときは、20（二十）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第438条 付加刑：種類及び期間

この章に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については10（十）年以下、軽罪については5（五）年以下の居住禁止
- 4 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
- 5 確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 8 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示

9 新聞紙上による有罪判決の公示

10 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2章 国の安全への侵害

第1節 国家反逆及び諜報

第439条 国家反逆及び諜報行為

この節に規定される犯罪は、この犯罪が、カンボジア市民又はカンボジア軍人により、諜報として実行されるとき、又はこの犯罪が、その他の人によって実行されるとき、国に対する叛逆行為をいう。

第440条 国土全体又は一部の外国への譲渡し

国土全体又は一部を、外国に譲り渡す行為は、終身刑に処する。

第441条 カンボジア王国軍の外国への譲渡し

外国又は外国の機関に対して、カンボジア王国軍を譲り渡す行為は、終身刑に処する。

第442条 国防のための資材等の外国への譲渡し

国の防衛のための食糧、資材、建築物、装具、設備品、又は機械を、外国又は外国の機関に譲り渡す行為は、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第443条 外国との通謀

外国との通謀とは、カンボジア王国に対する敵対行為、又は侵略行為を起こさせるために、密かに外国又は外国の機関と通謀する行為をいう。

外国との通謀は、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第444条 敵対又は侵略手段の外国への譲渡し

カンボジア王国に敵対する、又は侵略するための手段を、外国又は外国の機関に譲り渡す行為は、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第445条 国防を損ねうる情報等の外国への譲渡し

国の防衛を損ねうる方法、物、資料、情報データ、又は紙票を、外国又は外国の情報機関に譲り渡す、又は入手しやすくする行為は、7（七）年以上15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 446 条 国防を損ねうる情報等の収集

国の防衛を損ねうる方法、物、資料、情報データ、又は紙票を外国又は外国の機関に供与するために、受領する又は収集する行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 447 条 国防を損ねうる資材の破壊等

食糧、資材、建築物、装具、設備品、機械類、武器、技術的交換部品、又はその他の技術的装置、又はデータ自動処理システム、又はそれらの道具の通常操作に対する妨害行為は、当該行為が、国の防衛を損ねるときは、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 448 条 虚偽の情報の提供

外国の利益に資するために、国の防衛を損ねうる虚偽の情報を、カンボジアの文民又は軍事機関に供する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 449 条 未遂

本法の第 448 条（虚偽の情報の提供）に規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第 450 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）以下の居住禁止
- 4 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 5 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 8 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 壊乱及び叛逆

第 451 条 壊乱

壊乱とは、カンボジア王国の機関に危険を引き起こす、又は国の領土保全に危害をもたらす意図において、1 個又は多数の暴力行為を実行することをいう。

壊乱は、15（十五）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第 452 条 犯人に係る刑の加重情状

壊乱は、この行為が、公務員により実行されるときは、終身刑に処する。

第 453 条 叛逆の共謀

叛逆の共謀は、この計画が、1 個又は多数の具体的な行動により、明瞭な形を示しているときの、壊乱を実行するために、多衆により画策された計画をいう。

叛逆の共謀は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

この犯罪が、公務員により実行された場合、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 454 条 刑の免除

叛逆の共謀に参加した者は、その者が、起訴される前に、この行為の存在について、管轄する国の当局に通報した場合、刑を免除される。

第 455 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については 10（十）年を上限とする滞在禁止
- 4 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 5 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 8 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3節 暴動

第456条 暴動の定義

暴動は、カンボジア王国に危険をもたらしうる、又は国の領土保全に危害を生じさせうる、集合的暴力行為をいう。

第457条 適用される罪

次に掲げるものによる暴動運動への参加行為は、7（七）以上15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 公的実力機関の活動を妨害することを目的として、道路の妨害物、防御物を築く、又は仕事を行うこと
- 2 武力又は謀議による建物又は設備の占拠
- 3 建物及び設備の破壊
- 4 暴徒への運輸の保証又は物資補給
- 5 暴徒を収集させる直接の扇動
- 6 あらゆる種類の武器、爆発物及び弾薬の保持
- 7 自己を合法的な国の当局の代わりとすること

第458条 暴徒に関する刑の加重情状

次に掲げるものによる暴動運動への参加行為は、10（十）年以上20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 人に危険を与える、武器、爆発物、又はあらゆる種類の弾薬、若しくはその他の物質を強奪
- 2 人に危険を与える、武器、弾薬、爆発物、又はその他の物質の暴徒への提供

第459条 暴徒への指揮

暴動運動を指揮する行為は、20（二十）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第460条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については10（十）年を上限とする滞在禁止
- 4 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止

- 5 確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 8 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第4節 命令権の奪取及び武装部隊の設立

第461条 軍隊への命令権の奪取

権利がない、又は合法的な国の当局からの許可がないのに、軍隊への命令権を奪取する行為は、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第462条 軍隊への命令権の不法な保持

合法的な国の当局の命令に反する、軍隊の命令権を保持する行為は、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第463条 不法な武装部隊の設立

権利がない、又は合法的な国の当局からの許可がないのに、武装部隊を設立する行為は、15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第464条 合法的な国の当局に敵対する国民への武装の扇動

合法的な国の当局に敵対して、国民に武装するよう直接扇動する行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

当該扇動行為が成就したときは、当該犯罪は15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第465条 他の一部の国民に対する国民への武装の扇動

他の一部の国民に敵対して、国民に武装するよう直接扇動する行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

当該扇動行為が成就したときは、当該犯罪は15（十五）年以上30（三十）年以下の拘禁刑に処する。

第 466 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第 467 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）年以下の居住禁止
- 4 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
- 5 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 8 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 5 節 カンボジア王国軍の安全への侵害

第 468 条 外国又は外国の機関への兵士の加入の扇動

国の防衛を損ねるために、カンボジア王国軍の兵士を、外国又は外国の機関に入り働かせることを直接扇動する行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 469 条 軍事資材の通常運用の妨害

国の防衛を損ねるために、軍事資材の通常の利用を妨害する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 470 条 兵士又は軍事資材の移動の妨害

国の防衛を損ねるために、兵士又は軍事資材の通常の利用を妨害する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 471 条 兵士の不服従の扇動

国の防衛を損ねるために、兵士に服従しないよう直接扇動する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 472 条 軍隊の士気喪失

国の防衛を損ねるために、軍隊の指揮を喪失させることに参加する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 473 条 悪意による軍用地への進入

管轄する国の当局からの許可がないまま、軍事機関に与えられた、又は軍事機関の監督下にある、用地、建築物、機材に進入する行為は、6（六）月以上 1（一）年以内及び 1,000,000（一百万）以上 2,000,000（二百万）以下の罰金に処する。

第 474 条 国防関連サービスの働きの妨害

国の防衛に益のある施設又は公共企業又は民間のサービスの通常の働きの妨害による、国の防衛を損ねる行為は、1（一）年以上 3（三）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 475 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第 476 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）年以下の滞在禁止
- 4 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
- 5 確定又は 5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 8 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示

10 新聞紙上による有罪判決の公示

11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第6節 国防機密に対する侵害

第477条 国防機密の保護の原則

漏示が国の防衛を損ねうる情報、方法、物、資料、紙票、又は情報データは、伝達を制限するための防衛手段の目的物になりうる。

当該防衛手段の準備方法は、王国政府によって定められる。

第478条 国防機密の定義

国防機密の性質を有する、伝達が制限される、情報、方法、物、資料、紙票、又は情報データをいう。

第479条 故意による、又は故意ではない、国防機密の暴露

自己の状況、職業、職務、又は任務を理由として、国家機密の性質を有する、情報、方法、物、資料、紙票、又は情報データを保持するあらゆる者の行為は、この者が、知る権限のない者に、当該機密を示したときは、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

不注意、疎漏、怠慢又は規定の不遵守により、国防機密に危害が与えられるときは、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第480条 権限がない国防機密の保持

国防機密の性質を有する、情報、方法、物、資料、紙票、又は情報データを保持する権限がない者の故意による行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第481条 国防機密の破壊又は複製

国防機密の性質を有する、情報、方法、物、資料、紙票、又は情報データを破壊又は複製する行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第482条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第483条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 4 新聞紙上による有罪判決の公示
- 5 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3章 公共の安全に対する侵害

第1節 武装団体

第484条 武装団体の定義

武装団体とは、公共の安全を乱しうる、階層的に組織された武器を保持した者の団体をいう。

第485条 武装団体への加入

武装団体への加入は、1（一）年以上3（三）年以下及び2,000,000（二百万）以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第486条 武装集団の組織の準備

武装集団の組織を準備する行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第487条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 5（五）年を上限とする滞在禁止
- 4 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 5 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 6 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 7 新聞紙上による有罪判決の公示
- 8 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2節 武器、爆発物及び火薬分野の犯罪

第488条 武器、爆発物及びあらゆる種類の弾薬の製造又は流通

管轄する国の当局からの許可がないのに、武器、爆発物及びあらゆる種類の弾薬の製造、輸入、輸出及び備蓄することは、5（五）年以上10（十）年以下の拘禁刑に処する。

武器は、殺害、又は負傷させる、又は財物に危害を加えるために使用されうる、製造又は改造されたあらゆる種類の火器を指す。

爆発物及びあらゆる種類の弾薬は、殺害、又は負傷させる、又は財物に危害を加えるために使用されうる、製造又は改造されたあらゆる種類の道具又は資材を指す。

化学兵器、あらゆる種類の生物兵器、又は化学物質、生物を搭載したその他の弾頭は、健康、寿命、又は財物及び環境に危険を引き起こし得る、製造又は変造された物質をいう。

第489条 その他の殺害のための武器の製造又は流通

管轄する国の当局からの許可がないのに、銃剣、刀剣、メリケンサック等のその他の殺害のための武器の製造、輸入、輸出、及び貯蔵することは、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエルの罰金に処する。

本法第489条（その他の殺害のための武器の製造又は流通）条の適用範囲に入る武器を、自己の住居の外に携帯、又は運搬したときは、同一に処せられる。

第490条 許可を得ない武器の保持又は運搬

管轄する国の当局からの許可がないのに、自己の住居の外で、武器、爆発物、又はあらゆる種類の火薬を携帯する、又は運搬する全ての者は、6（六）月以上3（三）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

自己の住居の外で、携帯する、又は、本法の第489条（その他の殺害のための武器の製造又は流通）が適用される場所に入る全ての者も、同一に処する。

第491条 公共の場所における武器の廃棄

武器、若しくは人に危険を与えうるその他の物を、公共の場又は公衆の入ることができる場所に廃棄する行為は、6（六）月以上3（三）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第492条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については10（十）年を上限とする、軽罪については5（五）年を上限とする滞在禁止

- 4 5（五）年以下の、カンボジア王国からの出国の禁止
- 5 確定又は5（五）年以下の、外国人の有罪判決を受けた者のカンボジア王国の領土への入国又は居住の禁止
- 6 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 8 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第493条 公共の場所における武器の廃棄の場合の没収

本法の第491条（公共の場所における武器の廃棄）に規定される罪について、裁判所は、武器又は人に危険を与えうる物の没収を言い渡すことができる。

第3節 犯罪の実行の扇動

第494条 扇動の要件

この節を適用するに、下記に掲げられるものによる行為により実行される扇動は、罰せられる。

- 1 公共の場所における、又は公衆が集合しているときにおける、呼び掛けのための何らかの発言
- 2 公共の場所における、又は公衆が集合しているときにおける、呼び掛けのために書かれた物又は図画
- 3 公衆のための視聴覚電気通信のあらゆる手段

第495条 犯罪等の実行の扇動

本法第494条（扇動の要件）に規定される手段の中のいずれかの手段により、社会の安全に重大な混乱を引き起こす行為の実行を直接扇動する行為は、この扇動行為が効果がない場合、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）以上4,000,000（四百万）以下の罰金に処する。

第496条 差別の扇動

民族、国民、人種、特定の宗教の構成員である、又は構成員ではないとの理由により、ある人又はある団体に対して、差別、嫌悪、暴力を実行するようにさせる、本法の第494条（扇動の要件）に規定されるいずれかの手段による直接の扇動行為は、この扇動行為に効果がない場合、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 497 条 情報媒体による扇動

情報媒体により実行される、この節に規定される罪は、情報媒体の体制に関する法の規定の下にある。

第 498 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 3 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 4 新聞紙上による有罪判決の公示
- 5 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 4 節 悪意者の結社

第 499 条 悪意者の結社への参加

次に掲げるもののために設立された団体又は協定への参加は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）以上 10,000,000（一千万）以下の罰金に処する。

- 1 本法の第 2 編個人に対する罪、第 2 部人の生命に対する侵害、第 1 章人の生命に対する侵害乃至第 6 章人格に対する侵害に明記される人に対する重罪の 1 個又は多数の実行
- 2 本法の第 3 編物に対する侵害に明記される物に対する 1 個又は多数の犯罪の実行

第 500 条 刑の免除の除外

起訴前に、その者が、権限のある国の当局に団体又は協定について示し、その他の参加者の身元が明らかになった場合、団体又は協定に参加した者は、服役を免除される。

第 501 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 5（五）年を上限とする滞在禁止
- 4 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 5 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 6 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示

- 7 新聞紙上による有罪判決の公示
- 8 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第4章 国の当局に対する侵害

単章 公務員に対する侮辱及び反抗

第502条 侮辱

侮辱は、個人の尊厳を侵害する言葉、動作、文書、図画又は物をいう。

職務権限又は自己の職務遂行に伴う機会における、公務員に対する、又は選挙を通じて公的権限が与えられた国民に対する侮辱は、1（一）日以上6（六）日以下の拘禁刑及び1,000（千）リエル以上10,000（十万）リエル以下の罰金に処す。

第503条 公務員に対する反抗

公民に対する反抗とは、法、国の機関の命令、又は裁判所の決定を執行する活動を行う公務員に対して、暴力での抵抗を用い対抗する行為をいう。

公務員に対する反抗は、10,000（十万）リエル以上50,000（五十万）リエル以下の罰金に処する。

第504条 公務員に対する反抗に関する刑の加重情状

公務員に対する反抗が、下記に掲げる場合、6（六）月以上1（一）年以下及び1,000,000（一百万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 公務員に対する反抗が、正犯、共同正犯、教唆犯、又は共犯の身分で、多衆によって実行される。
- 2 正犯が武器を有する。

第505条 公務員に反抗する行為の扇動

公務員に反抗する行為を実行するよう直接扇動することは、1（一）日以上1（一）月以下の拘禁刑及び1,000（千）リエル以上10,000（十万）リエル以下の罰金に処する。

第506条 公務の実施に対する反抗

公務又は公共の利益を持つ業務の実行に、暴力で反抗する行為は、1（一）月以上3（三）月以下の拘禁刑及び10,000（十万）リエル以上500,000（五十万）リエル以下の罰金に処する。

第507条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 2 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 3 新聞紙上による有罪判決の公示
- 4 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第5章 国教に対する侵害

第1節 仏教を侵害する罪

第508条 権利のない仏教式の着服

仏教における出家者のための中衣、上衣を着用する権利がないのに、公に着用する行為は、6（六）日以上3（三）月以下の拘禁刑及び10,000（十万）リエル以上500,00（五十万）リエル以下の罰金に処する。

第509条 仏教の供物の窃盗

宗教の礼拝場所において行われる仏教の供物の窃盗は、本法の規定より重い刑に至らないよう、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第510条 宗教の仏堂及び仏教の供物の損傷

仏教に捧げられた礼拝場所、又はこの宗教の供物を、故意により、破壊する、破損させる、又は損傷させる行為は、本法の他の規定より重い刑に至らぬよう、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第511条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂については、上記の軽罪と同一に処する。

第512条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 4 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 5 新聞紙上による有罪判決の公示

第2節 僧侶、女性修行者及び男性修行者に対する侵害

第1款 暴力行為

第513条 故意による暴行

僧侶、女性修行者及び男性修行者に対する、故意により実行された暴力行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第514条 四肢の切断又は障害による刑の加重情状

僧侶、女性修行者又は男性修行者に対して、故意により、実行された暴力行為は、この行為が国王に対し、四肢の切断又は障害を生じさせた場合、7（七）年以上15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第515条 被害者の死亡による刑の加重情状

僧侶、女性修行者又は男性修行者に対して、故意により、実行された暴行行為は、殺害する意思がないのに被害者を死亡に至らしめるたとき、この行為は、10（十）年以上20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第2款 侮辱

第516条 僧侶、女性修行者又は男性修行者に対する侮辱

職務権限又は職務の遂行に伴う機会において、僧侶、女性修行者又は男性修行者に対して実行された、本法の第502条（侮辱）第1項に規定される侮辱は、1（一）日以上6（六）日以下の拘禁刑及び1,000（千）リエル以上10,000（十万）リエル以下の罰金に処する。

第2部 司法分野に対する侵害

第1章 司法機関に対する侵害

第1節 裁判官及び検察官の汚職

第517条 裁判官及び検察官による収賄

裁判官及び検察官が、権利がないのに、次に掲げることを行うことで、直接又は間接に、贈物、進物、約束、又は何らかの利益を要求する、又は収受に合意する行為は、7（七）年以上15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 自己の職務を遂行すること
- 2 自己の職務を遂行しないこと

第518条 裁判官及び検察官に対する贈賄

権利がないのに、直接又は間接的に、裁判官及び検察官に、贈物、援助、約束、次に掲げる利益を譲り渡す者は、5（五）年以上10（十）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 自己の職務を遂行すること
- 2 自己の職務を遂行しないこと

第519条 法人の掲示責任

法人は、本法の第518条（裁判官及び検察官に対する贈賄）に規定される罪に対し、本法の第42条（法人の刑事責任）に規定される要件に従い、責任を負わなければならないと宣告されうる。

法人は、10,000,000（一千万）リエル以上20,000,000（二千万）リエル以下の罰金に加え一個又は数個の下記の付加刑に処する。

- 1 本法の第170条（法人の解散及び精算）に規定される方法に従い、解散すること
- 2 本法の第171条（裁判所の監視下に置く措置）に規定される方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
- 3 本法の第172条（活動の禁止）に規定される方法に従い、1個又は数個の活動の遂行の禁止
- 4 本法の第173条（公契約からの排除）に規定される方法に従い、公契約から排除すること
- 5 本法の第174条（公募債の募集の禁止）により規定される方法に従い、公募債の募集を禁止すること
- 6 本法の第178条（所有権の没収、没収物の売却、破棄）及び第179条（没収及び第三者の権利）により規定される方法に従い、犯罪行為の目的物である物または資金を没収すること
- 7 本法第178条（所有権の没収、没収物の売却、破棄）及び第179条（没収物及び第三者の権利）に規定される方法に従い、犯罪から生じた利益である収益又は財物を没収すること
- 8 本法の第180条（判決の掲示による公示）により規定される方法に従い、刑罰に係る判決を掲示により公示すること
- 9 本法の第181条（視聴覚通信手段等による判決の公示）により規定される方法に従い、新聞紙上又はあらゆる視聴覚通信手段による有罪判決を公示すること

第2節 裁判所の決定に対する危害

第520条 裁判所の決定の執行の拒否

自己の職務において、司法当局の決定、判決、処分、又は命令を執行しない公務員の行為は、4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第521条 拘留又は釈放命令の不法な供与

いかなる形式であれ、不法に拘留する、又は拘留者を釈放するための命令を出す、公務員又は選挙を通じて公的権限が与えられた国民の行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第522条 裁判権に圧力を加えるための解釈の伝達

裁判所の決定に影響力を与えるため、公訴を受理した裁判所に圧力を加えることを目的に、裁判所の決定が確定する前に、解釈を伝達する行為は、1（一）月以上6（六）月以下の拘禁刑及び10,000（十万）リエル以上1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第523条 裁判所の決定への信用の喪失

公共の秩序を混乱させる、又はカンボジア王国の機関を危うくすることを目的に、裁判所の文書又は決定を非難する行為は、1（一）月以上6（六）月以下の拘禁刑及び10,000（十万）以上1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

裁判所の決定の執行前の行為は、上記第1項に規定される罪と同一に処する。

第524条 裁判所に対する虚偽の告発

裁判所又は国の当局に対し、虚偽の告発を行う行為は、この虚偽の告発が、無駄な調査を行わせるとき、1（一）月以上6（六）月以下の拘禁刑及び10,000（十万）以上1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第525章 未遂

本法の第520条（裁判所の決定の執行の拒否）及び第524章（裁判所に対する虚偽の告発）に規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第526章 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収

- 4 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 5 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 6 新聞紙上による有罪判決の公示
- 7 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2章 裁判所の活動に対する侵害

第1節 裁判所への告訴

第527条 告訴状を提出させない脅迫

告訴状を提出させない、又は自己の告訴を取り下げるよう、被害者に教唆するための脅迫行為は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

この犯罪が成果を示すときは、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第528条 公務員等による重罪又は軽罪を告発しないこと

職務権限において、又は職務遂行の機会において知った重罪又は軽罪を、裁判所又はその他の管轄する国の当局に対して告発しない、公務員又は選挙を通じて公的権限を有した国民の行為は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第529条 重罪を告発しないこと及び免除

止めることができる、又は犯罪の効力を減じることができる重罪を知り、裁判所又はその他の管轄する国の当局に対して告発しない全ての者は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

ただし、次の者は、刑を免除される。

- 1 重罪の正犯、共同正犯、教唆犯又は共謀者の尊属及び卑属、兄弟姉妹
- 2 重罪の正犯、共同正犯、教唆犯、又は共謀者の配偶者
- 3 法が職務上の秘密の保持を定める者

第530条 第三者に対する加虐の告発

15（十五）歳以下の第三者に対する性的加虐及び陵辱を知り、裁判所又はその他の管轄する国の当局に告発しない全ての者は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第2節 証拠の捜査

第531条 死体の隠匿

殺害、又は暴行により死亡した被害者である者の死体を隠滅、又は隠匿する行為は、6（六）月条2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第532条 手がかりの隠匿

真実を明らかにするための究明を妨害することを目的に、重罪又は軽罪の場所における手がかり又は痕跡を変造、隠滅、又は隠匿する行為は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第533条 証拠の隠匿

真実を明らかにするための究明を妨害することを目的に、重罪又は軽罪の場所における消去、場所の交換、又は何らかの物を持ち込む行為は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第534条 資料の破壊

軽罪又は犯罪の発見、正犯の身元を捜索、又は正犯の逮捕を容易にする資料又は何らかの物を、故意により、破壊、窃取、又は変造する行為は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第535条 印章の破壊

管轄する国の当局により押印された印章を破壊する行為は、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第536条 封印物の破壊又は隠滅

権限のある有効な国の当局により封印された物を破壊又は隠滅する行為は、6（月）以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第537条 供述の拒否

重罪又は軽罪の正犯、共同正犯、教唆犯、又は共犯を知ると公に明言し、その後、撤回し、裁判官及び検察官が事件について問う質問に対する供述に合意しない全ての者は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第538条 参加の拒否

検察官又は裁判官の目前において、又は刑事裁判の目前において、証人として供述するよう召還され、正当な理由がないのに、その召喚状に従って参加しない全ての者は、1（一）月以上6（六）月以下の罰金及び100,000（十万）リエル以上1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第 539 条 無罪の証拠の不提供及び免除

被告、被疑者又は有罪判決を受けた者の善良さを示す証拠を持つ全ての者が、その証拠を裁判所又はその他の管轄する国の当局に提供しないときは、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び20,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

ただし、次の刑は、免除される。

- 1 起訴された犯罪の正犯、共同正犯、教唆犯又は共謀犯
- 2 犯罪の正犯、共同正犯、教唆犯又は共謀犯の尊属及び卑属、兄弟
- 3 犯罪の正犯、共同正犯、教唆犯又は共謀犯の配偶者
- 4 職務上の秘密の保持しなければならない者

第 540 条 他人の身元の使用

第三者に対する刑事訴追をもたらす、又はもたらしうる状況において、その第三者の氏名を用いる行為は、1（一）年以上3（三）年以下の罰金及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 541 条 不服従の拒否

証拠を探すために、制服を着用した、若しくは警察又は軍警察であると明らかにわかる印を付けた警察又は軍警察による停止命令に従わない運転者は、6（六）日以上3（三）月以下の拘禁刑及び10,000（一万）リエル以上500,000（五十万）リエル以下の罰金に処する。

第 542 条 検査における運転者の拒否

乗物又は自己の検査に応じない乗物の運転手は、この検査が、制服を着用した、若しくは警察又は軍警察であると明らかにわかる印を付けた警察又は軍警察により、証拠の捜索のためになされるときは、6（六）日以上3（三）月以下の拘禁刑及び10,000（一万）リエル以上500,000（五十万）リエル以下の罰金に処する。

第 543 条 逃亡

陸上又は水上の乗物の運転手が、事故又は損害を引き起こしたことを明らかに知り、刑事又は民事の責任を取ることから逃れるために停止に応じない行為は、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上5,000,000（五百万）リエル以下の罰金に処する。

第 544 条 正犯等に対する援助の供与及び免除

重罪の正犯、共同正犯、教唆犯又は共犯に対して、次に掲げるものの援助を供する行為は、
1 (一) 一年以上3 (三) 年以下の拘禁刑及び2,000,000 (二百万) リエル以上6,000,000 (六百万) リエル以下の罰金に処する。

- 1 場所
- 2 蔵匿場所
- 3 生活手段
- 4 逃亡、又は捜査からの隠避を容易にする全ての手段

ただし、次に掲げる者は、刑を免除する。

- 1 犯罪の正犯、共同正犯、教唆犯又は共謀犯の尊属及び卑属、兄弟
- 2 犯罪の正犯、共同正犯、教唆犯又は共謀犯の配偶者

第545条 虚偽の証言の提供及び免除

裁判所の目前、又は司法警察職員の目前において、尋問の決定書の範疇の活動を行うという宣誓した後になされた虚偽の証言は、2 (二) 年以上5 (五) 年以下の拘禁刑及び4,000,000 (四百万) リエル以上10,000,000 (一千万) リエル以下の罰金に処する。

虚偽の証人については、この証人が、事故の証言を自ら翻し、審理手続又は公判手続の終了前に、真実のみを供述するときには、刑を免除する。

第546条 証人に対する脅迫

正犯一人、又は第三者と共に合意して、答えさせない、若しくは虚偽の証言を口頭又は書面で提供させるために、証人を脅迫する行為は、2 (二) 年以上5 (五) 年以下の拘禁刑及び4,000,000 (四百万) リエル以上10,000,000 (一千万) リエル以下の罰金に処する。

この犯罪が、成果を示さないときは、5 (五) 年以上10 (十) 年以下の拘禁刑に処する。

第547条 虚偽の証言をするための収賄

証人が、次に掲げることを行うことで、直接又は間接に、贈物、進物、約束、何らかの利益を要求する、又は収受に合意する行為は、2 (二) 年以上5 (五) 年以下の拘禁刑に処する。

- 1 証人とならないこと
- 2 虚偽の証言を提供すること

第548条 証人に対する贈賄

次に掲げることのために、直接又は間接に、贈物、進物、約束、又は何らかの利益を、証人に譲り渡す全ての者は、5 (五) 年以上10 (十) 年以下の拘禁刑に処する。

- 1 証人とならないこと
- 2 虚偽の証言を供すること

第 549 条 証人に圧力を加えることを目的とした伝達

裁判所の判決の確定の前に、この証人の証言に影響を与えるために、証人に圧力を加えることを目的として、解釈を伝達する行為は、6（六）日以上 1（一）月以下の拘禁刑及び 10,000（一万）リエル以上 100,000（十万）リエル以下の罰金に処する。

第 3 節 通訳及び鑑定

第 550 条 通訳人及び翻訳人による改変

通訳人又は翻訳人による、通訳又は翻訳する言葉又は資料の要旨を、故意に改変する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 551 条 専門家による偽造

専門家による、データ又は鑑定結果について、書面又は口頭での報告の中で偽造する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 552 条 専門家若しくは通訳人及び翻訳人に対する脅迫

自己の職務を遂行する中で、この者の行動に影響力を与えるために、専門家若しくは通訳人及び翻訳人に対する脅迫する全ての行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

この犯罪が、成果を示さないときは、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 553 条 通訳人及び翻訳人の収賄

通訳人及び翻訳人に、通訳又は翻訳する言葉又は資料の要旨を偽造させるために、贈物、進物、約束、何らかの利益を供与する、全ての者の行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 554 条 通訳人及び翻訳人に対する贈賄

通訳人又は翻訳人が、通訳又は翻訳する言葉又は資料の要旨を偽造することで、贈物、進物、約束、何らかの利益を要求する、又は、直接又は間接に収受に合意する行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 555 条 専門家の収賄

専門家が、データ又は鑑定結果について、書面又は口頭での報告する中で偽造することで、直接又は間接に、贈物、進物、約束、何らかの利益を要求する、又は収受に合意する行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 556 条 専門家に対する贈賄

専門家が、データ又は鑑定結果について書面又は口頭での報告する中で偽造させるために、贈物、進物、約束、何らかの利益を行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 4 節 未遂及び付加刑

第 557 条 未遂

この法の第 527 条（告訴状を提出させない脅迫）、第 531 条（死体の隠匿）、第 540 条（他人の身元の使用）、及び第 536 条（封印された物の破壊又は隠滅）に明記される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 558 条 付加刑：種類及び期間

この章に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）年以下の居住禁止
- 4 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 5 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 6 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 8 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 559 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 528 条（証人に対する贈賄）及び第 554 条（通訳人及び翻訳人に対する贈賄）に規定される罪に対して、本法の第 42 条（法人の刑事責任）に規定される要件に従い刑事責任を取らなければならない。

法人は、20,000,000（二千万）リエル以上 200,000,000（二億）リエル以下の罰金及び次に掲げる 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 170 条（法人の解散及び精算）に規定される方法に従い、解散すること
2. 本法の第 171 条（裁判所の監視下に置く措置）に規定される方法に従い、裁判所の監視下に置くこと

3. 本法の第 172 条（活動の禁止）に規定される方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第 173 条（公契約からの排除）に規定される方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第 174 条（公募債の募集の禁止）により規定される方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第 178 条（所有権の没収、没収物の売却、破棄）及び第 179 条（没収及び第三者の権利）により規定される方法に従い、犯罪行為の目的物である物または資金を没収すること
7. 本法第 178 条（所有権の没収、没収物の売却、破棄）及び第 179 条（没収物及び第三者の権利）に規定される方法に従い、犯罪から生じた利益である収益又は財物を没収すること
8. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定される方法に従い、刑罰に係る判決を掲示により公示すること
9. 本法の第 181 条（視聴覚通信手段等による判決の公示）により規定される方法に従い、新聞紙上又はあらゆる視聴覚通信手段による有罪判決を公示すること

第 3 章 拘禁に関する罪

第 1 節 逃走

第 560 条 逃走の定義

逃走とは、あらゆる手段により、拘禁から逃走する拘禁された者の行為をいう。

上記の手段が第三者による行為であるとしても、拘禁場からの逃走は、状況を満たすとみなされる。

拘禁された者は、次に掲げる者をいう。

- 1 拘禁された者
- 2 拘禁後、若しくは勾引又は逮捕の決定の執行により、裁判所に出頭しようとしている、又は出頭中の者
- 3 勾引状又は逮捕状を受け取った者
- 4 この刑の執行のために、拘禁刑を執行、又は逮捕された者
- 5 引渡し手続の中で拘禁されている者
- 6 本法の第 127 条（半自由制度の要件）の規定に従った半自由制度の下にいる者

第 561 条 適用される刑

逃走行為は、1（一）年以上 3（三）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（2,000,000）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 562 条 逃走行為との類似行為

次に掲げるものは、逃走行為とみなし、罰する。

- 1 保健施設又は病院、若しくは裁判所、警察、又は軍警察等のその他の場所におかれた拘禁された者による、監視から逃れる行為
- 2 半自由制度、思考猶予、又は刑の分割制度を受けている有罪判決を受けた者、若しくは刑務所の外に出ることが許可されている有罪判決を受けた者による、自由の期間を過ぎたときに刑務所に戻らない行為

第 2 節 逃走及び逃走援助の刑の刑の加重情状

第 563 条 合意された、武器又は活動による脅迫

逃走行為は、この行為が、次に掲げる状況において実行されたときは、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 武器による、又は爆発物による脅迫による
- 2 多数の拘禁された者の間で合意された活動の中

第 564 条 武器の使用

逃走行為は、武器又は爆発物が使用されたときは、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 565 条 逃走手段の供与

逃走するため、又は逃走を容易にするためのあらゆる手段を、拘禁された者に供与する行為は、1（一）年以上 3（三）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 566 条 逃走手段の供与に関する刑の加重情状

逃走するための、又は逃走を容易にするための手段として使用するために、武器、爆発物、火災を引き起こす物質、毒物、又は酸性物質を、拘禁された者に供与する行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 567 条 看守者による逃走の援助

故意による消極的行為であっても、拘禁された者を外に出す又は準備をする義務を有する看守者の行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 568 条 看守者による逃走の援助に関する刑の加重情状

看守する義務を有する者が、逃走するための、又は逃走を容易にするための手段として使用するために、武器、爆発物、火災を引き起こす物質、毒物、又は酸性物質を、拘禁された者に供与する行為は、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 569 条 刑務所に収容する権限を有する者による逃走の援助

刑務所に収容する権限を有する者が、逃走するための、又は逃走を容易にするための手段として使用するために、武器、爆発物、火災を引き起こす物質、毒物、又は酸性物質を、拘禁された者に供与する行為は、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 570 条 刑務所に収容する権限を有する者による逃走の援助に関する刑の加重情状

刑務所に収容する権限を有する者が、逃走するための、又は逃走を容易にするための手段として使用するために、武器、爆発物、火災を引き起こす物質、毒物、又は酸性物質を、拘禁された者に供与する行為は、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

第 3 節 被拘禁者に対する金銭又は物の不法な譲渡し

第 571 条 不法な譲渡し及び刑の加重情状

命令により許可されている場合以外に、金銭、通信文書、物、又は何らかの物質を、拘禁されている者に譲り渡し、又は届ける行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

上記の犯罪は、この犯罪が、次に掲げる者により実行されたときは、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 拘禁された者を看守する責務を負う者
- 2 刑務所に収容する権限を有する者

第 572 条 不法な受領及び刑の加重情状

命令により許可されている場合以外に、金銭、通信文書、物、又は何らかの物質を、拘禁されている者から受領する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

上記の犯罪は、この犯罪が次に掲げる者により実行されたときは、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 拘禁された者を看守する責務を負う者
- 2 刑務所に収容する権限を有する者

第4節 未遂及び処罰

第573条 未遂

この章に規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第574条 刑の免除

正犯、共同正犯、教唆犯、又は共謀者の身分において、本法の第563条（適用される刑）及び第563条（承諾による、武器又は活動による脅迫）から第570条（刑務所に収容する権限を有する者による逃走の援助に関する刑の加重情状）に規定される犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった全ての者は、この者が、逃走をしないように、司法当局又は国の機関に通報し、成果を得たときには、刑を免除される。

第575条 付加刑：種類及び期間

本節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については10（十）年以下、軽罪については5（五）年以下の居住禁止
- 4 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 5 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 6 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 8 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第4章 裁判所の決定への違反

第576条 居住禁止への違反

司法当局が定められた、居住を禁止された者が、禁止された場所に姿を見せる行為は、1（一）年以上2（二）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第577条 監視方法への不服従

司法当局に定められた、居住を禁止された者が、監視を逃避する行為は、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 578 条 掲示により公示の刑に対する違反

裁判所が言い渡した決定の掲示により公示の刑の場合、公示紙票を廃棄する、隠す、又は破る行為は、1（一）月以上 6（六）月以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第 579 条 職務分野の禁止の刑に対する違反

司法当局により言い渡された、職務従事の禁止の刑の場合、この禁止に対する違反の場合、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 580 条 一部の権利の制限の刑に対する違反

有罪判決を受けた者が、義務、運転免許証の停止の刑の結果である禁止、武器、爆発物又はあらゆる種類の弾薬の保持又は携帯の禁止の刑、取引される道具の持ち出しの禁止の刑、施設の閉鎖の刑、又は公契約からの排除に違反する全ての行為は、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁及び 2,000,000（二百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 581 条 没収に従わないこと

没収物の破壊、隠匿、及び隠滅行為は、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁及び 2,000,000（二百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 582 条 運転免許証の返納の拒否

効力を有する、裁判所の決定への不服従により、停止された運転免許証、又は没収された物を、権限のある国の当局に引き渡すことに合意しない行為は、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 583 条 公益奉仕労働の義務に対する違反

公益奉仕労働の刑の結果である義務における有罪判決を受けた者の違反行為は、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 584 条 法人に言い渡された義務に対する違反

義務又は禁止が法人に言い渡されたときは、この義務又は禁止を執行しなければならない自然人による違反は、1（一）年以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 585 条 付加刑：種類及び期間

本節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 3 新聞紙上による有罪判決の公示
- 4 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第3部 行政官庁の働きに対する侵害

第1章 国の当局の代表による行政官庁に対する侵害

第1節 義務の不遵守

第1款 権力の侵害

第586条 法の執行に対する妨害手段及び刑の加重情状

公務員又は選挙を通じて権限を有する国民が、職務権限、又は職務遂行における機会において、法の執行を妨害するために手段を執る行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

この犯罪が成果を示すときは、5（五）年以上10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第587条 不法な職務の遂行の継続

公務員又は選挙を通じて権限を有する国民が、職務権限又は職務遂行における機会において、職務が終了した後に、自己の職務を継続して遂行し続ける行為は、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上4,000,000（四百万）リエル以下の罰金の刑に処する。

第2款 個人の権限に対する侵害

第588条 個人の自由に対する侵害

公務員又は選挙を通じて権限を有する国民が、職務権限又は職務遂行における機会において、不法に、個人の自由を侵害する業務を遂行する行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第589条 不法に拘禁された者の釈放に対する不合意

公務員又は選挙を通じて権限を有する国民が、職務権限、又は職務遂行における機会において、不法に自由を奪取する、又は、故意により、この自由の奪取を終了させることに合意しない行為は、この者が、この自由の奪取を終了させる、又は管轄する国の当局の仲介を求めることに合意しない権限を有する場合は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 590 条 不法な拘禁又は釈放

合法的に送達された、決定、判決、勾留又は釈放の命令がないのに、ある者を収容、又は釈放した刑務所の行政機関の行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 591 条 不法な拘禁の延長

拘禁の期間を不法に長引かせる、刑務所の行政機関の行為は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 2 節 汚職及び同類の罪

第 1 款 公金横領

第 592 条 公金横領の定義

公金横領は、下記に掲げる、公務員又は選挙を通じて権限を有する国民の行為である。

- 1 支払う必要がない、又は支払わなければならない量を上回ると知っている金額を、権利として、所得税、間接税として要求又は收受すること
- 2 不法と知りながら、何らかの形及び理由により、所得税又は間接税の免除又は免税を行うことに、合意すること

第 593 条 適用される刑

公金横領は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 2 款 収賄

第 594 条 収賄

公務員又は選挙を通じて権限を有する国民が、権利がないのに、次に掲げることを行うことで、直接又は間接に、贈物、進物、約束、又は何らかの利益を要求する、又は收受に合意する行為は、7（七）年以上 15（十五）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 自己の職務権限又は自己の職務による便益の遂行
- 2 自己の職務権限又は自己の職務による便益を遂行しないこと

第 3 款 消極的な影響の商取引

第 595 条 消極的な影響の商取引

消極的な影響の商取引とは、公務員又は選挙を通じて権限を有する国民が、公契約の業務の実際の又は想定される影響力、徽章、又はその他の免除の決定により、直接又は間接に、権利がないのに、国家の機関から、贈与、贈り物、約束、又は何らかの利益を受ける行為をいう。

第 596 条 適用される刑

消極的な影響の商取引は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 4 款 不法な利益の詐取

第 597 条 不法な利用の詐取の定義

不法な利益の詐取とは、公務員又は選挙を通じ権限を有する国民が、直接又は間接に、次に掲げる、何らかの利益を収受する行為をいう。

- 1 公務員又は選挙を通じ権限を有する国民が、管理又は精算する企業において
- 2 公務員又は選挙を通じ権限を有する国民が、監視又は精算の全部又は一部を保証する義務を有する行為において

第 598 条 適用される刑

不当な利益の詐取は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 5 款 情実

第 599 条 情実の定義

情実とは、公務員又は選挙を通じ権限を有する国民が、公契約の機会において、不法に他人に利益を供する行為をいう。

第 600 条 適用される刑

情実は、6（六）月以上 2（二）年以下の拘禁刑及び 1,000,000（一百万）リエル以上 4,000,000（四百万）リエル以下の罰金に処する。

第 3 節 破壊及び横領

第 601 条 悪意の破壊及び悪意の横領

自らの職務により、文書、紙票、公的資金、民間資金、又はその他の物を管理する、公務員又は選挙を通じ権限を有する国民について、その公務員又は選挙を通じ権限を有する国民が、文書、紙票、公的資金、民間資金、又はその他の物を、悪意により破壊、又は悪意により横領したときは、2（二）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 602 条 悪意による損傷又は隠滅

自らの職務により、文書、紙票、公的資金、民間資金、又はその他の物を管理する、公務員又は選挙を通じ権限を有する国民について、その公務員又は選挙を通じ権限を有する市民が、文書、紙票、公的資金、民間資金、又はその他の物を、悪意により損傷、又は悪意により隠滅させるときは、1（一）年以上6（六）年以下の拘禁刑及び 10,000（十万）以上 1,000,000（一百万）リエル以下の罰金に処する。

第 4 節 未遂及び処罰

第 603 条 未遂

この章に明記される軽罪の実行の未遂は、本法の第 589 条（不法に拘禁された者の釈放に対する不合意）及び第 602 条（悪意による損傷又は隠滅）に規定される軽罪を除き、上記の軽罪と同一に処する。

第 604 条 付加刑：種類及び期間

この章に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 4 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 5 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 6 犯罪が実行された場所における日用品、資材又は動産の没収
- 7 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 8 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 9 新聞紙上による有罪判決の公示
- 10 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 章 民間人による行政官庁への侵害

第 1 節 汚職及び同類の罪

第 1 款 贈賄

第 605 条 贈賄

権利がないのに、直接又は間接的に、公務員又は選挙を通じ権限を有する国民に、贈物、援助、約束、次の利益を供する者は、5（五）年以上10（十）年以下の拘禁刑に処する。

- 1 自己の職務権限又は自己の職務による便益の遂行
- 2 自己の職務権限又は自己の職務による便益を遂行しないこと

第2款 積極的な影響の商取引

第606条 積極的な影響の商取引

公務員又は選挙を通じて権限を有する国民に対して、公契約の業務の実際の又は想定される影響力、徽章、又はその他の免除の決定により、直接又は間接に、国家の機関から、贈与、贈り物、約束、又は何らかの利益を供する、権利のない者の行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第3款 脅迫

第607条 脅迫

公務員及び選挙を通じ権限を有する国民に対する、下記に掲げる脅迫行為は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

- 1 公務員及び選挙を通じ権限を有する国民に、自己の職務を遂行させる
- 2 公務員及び選挙を通じ権限を有する国民に、自己の職務を遂行させない
- 3 公契約の業務、徽章、その他の決定の免除を得るために、公務員及び選挙を通じ権限を有する国民に、実際の又は想定される影響力を乱用させる

第2節 破壊又は横領

第608条 破壊及び横領

自らの職務により、公務員及び選挙を通じ権限を有する国民により保管されていた文書、紙票、公的資金、民間資金の破壊行為は、2（二）年以上10（十）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第3節 公職及び正式な代表の干渉

第609条 公職の遂行における不法な干渉

この職務に権利を有する者のための、いずれかの職務の遂行による、公的職務の遂行における不法な干渉行為は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び2,000,000（二百万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 610 条 公的職務の遂行を誤解させる活動

公的職務の遂行について、公衆に誤解を引き起こしうる活動を行う者は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 611 条 誤解を引き起こす文書又は資料の使用

権利がないのに、公衆に誤解を引き起こしうる、行政官庁又裁判所の文書と同様の形の文書又は資料を使用する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 612 条 不法な行政官庁のための衣服の使用

権利がないのに、公衆に誤解を引き起こしうる、行政官庁のための衣服、制服又は徽章を使用する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 613 条 不法な職務命令文書の使用

権利がないのに、行政官庁により規定された職務命令文書を、公に使用する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 614 条 権利のない、行政官庁により規定された標章の使用

権利がないのに、行政官庁により規定された標章を使用する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 615 条 権利のない、警察又は軍隊に使用される外部標識のある車両の使用

権利がないのに、警察又は軍事機関に使用される外部標識のある車両の使用行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 616 条 警察又は軍隊と同様の制服等の使用

権利がないのに、公衆を誤解を引き起こしせうる、軍隊又は警察の衣服、制服、身分証明書、標識、車両と同様の軍隊又は警察の衣服、制服、身分証明書、標識、車両を公に使用する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 617 条 重罪又は軽罪の準備による刑の加重情状

本法の第 611 条（誤解を引き起こす文書又は資料の使用）から第 616 条（警察又は軍隊と同様の制服等の使用）までに規定された罪は、この犯罪が、重罪又は軽罪の実行の準備又は容易にすることを目的としているとき、1（一）年以上 3（三）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 618 条 権利のない、行政官庁により規定される役職の命令書の使用

権利がないのに、行政官庁により規定される役職の命令書を使用する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 619 条 権利のない、免許の使用

権利がないのに、行政官庁により、授与の条件が規定される免許を使用する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 620 条 通常ではない、地位の使用

企業の指揮者が、この企業の利益のために、政府、国民議会及び上院の議員及び元議員、若しくは元裁判官及び検察官の氏名及び地位を公共に伝達する、又はさせる、通常ではない行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 621 条 公的業務における公式な身分と異なる身分の使用

公的文書と異なる自己の正式な身分を、身分として使用する行為、又は、国の機関に通知する行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 4 節 国境標識の変更

第 622 条 国境標識の取替

国の機関により設置された国境標識を引き抜く、又は取り替える行為は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 100,000（十万）リエル以上 2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 5 節 未遂及び処罰

第 623 節 未遂

この章に規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 624 条 付加刑：種類及び期間

この章に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 4 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 5 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収

- 6 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 7 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 8 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 9 新聞紙上による有罪判決の公示
- 10 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第625条 法人の刑事責任

法人は、本法の第605条（未遂）、第606条（積極的な影響の商取引）及び第607条（脅迫）に対して、本法の第42条（法人の刑事責任）に規定される要件に従って、刑事責任を負わなければならない。

法人は、10,000,000（一千万）リエル以上50,000,000（五千万）リエル以下の罰金及び下記の1個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第170条（法人の解散及び精算）に規定される方法に従い、解散すること
2. 本法の第171条（裁判所の監視下に置く措置）に規定される方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第172条（活動の禁止）に規定される方法に従い、1個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第173条（公契約からの排除）に規定される方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第174条（公募債の募集の禁止）により規定される方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第178条（所有権の没収、没収物の売却、破棄）及び第179条（没収及び第三者の権利）により規定される方法に従い、犯罪行為の目的物である物または資金を没収すること
7. 本法第178条（所有権の没収、没収物の売却、破棄）及び第179条（没収物及び第三者の権利）に規定される方法に従い、犯罪から生じた利益である収益又は財物を没収すること
8. 本法の第180条（判決の掲示による公示）により規定される方法に従い、刑罰に係る判決を掲示により公示すること
9. 本法の第181条（視聴覚通信手段等による判決の公示）により規定される方法に従い、新聞紙上又はあらゆる視聴覚通信手段による有罪判決を公示すること

第4部 公共の信頼への侵害

第1章 偽造

第1節 文書偽造

第626条 偽造の定義

偽造とは、故意により、次に掲げる要件を満たし、文書又は考えを表すためのその他の手段の中に明らかに示された事実に損傷を加えることをいう。

- 1 この損傷が、権利の証拠又は第三者の悪影響を与える行為の目的物となる、又は有効となりうる。
- 2 この損傷が損害をもたらさうる。

第627条 適用される罪

偽造は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び200,000（二十万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第628条 偽造文書の使用

偽造文書の使用は、1（一）年以上3（三）年以下の拘禁刑及び200,000（二十万）リエル以上6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第629条 公的文書の偽造

権利、身元、又は地位を記すための、若しくは許可を承認するための、公正証書又は行政により発出される資料の偽造は、5（五）年以上10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第630条 偽造公的文書の使用

本法第629条（公的文書の偽造）に規定された偽造文書の使用は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第631条 悪意による文書の供与

悪意による、権利、身元、又は地位を記すための、若しくは許可を承認するための、公正証書又は行政により発出される資料の他人への供与は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル以上10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第632条 悪意による公正証書の提供の要求

悪意により、権利、許可、又は許可の供与の承認を記す文書を公吏に提供する行為は、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上4,000,000（4,000,000）リエル以下の罰金に処する。

第633条 公正証書による公言の供与

分配金又は不法な利益を受けるために、公吏による公正証書による虚偽の公言の供与は、6（六）月以上2（二）年以下の拘禁刑及び1,000,000（一百万）リエル以上4,000,000（4,000,000）リエル以下の罰金に処する。

第 634 条 虚偽の証明書の供与

この節に規定される場合を除き、虚偽の具体的な状態を明記する証明書又は叙述する証書を作成する行為は、1 (1) 月以上 1 (1) 年以下及び 100,000 (十万) リエル以上 2,000,000 (二百万) リエル以下の罰金に処する。

第 635 条 証明書の偽造

証明書又は証書を偽造する行為は、1 (1) 月以上 1 (1) 年以下及び 100,000 (十万) リエル以上 2,000,000 (二百万) リエル以下の罰金に処する。

第 636 条 虚偽の証明書又は偽造証書の使用

虚偽の又は偽造証明書、虚偽の又は偽造証書の使用は、1 (1) 月以上 1 (1) 年以下及び 100,000 (十万) リエル以上 2,000,000 (二百万) リエル以下の罰金に処する。

第 637 条 虚偽の証明書作成のための権限者による収賄

虚偽の具体的な状態を明記する証明書又は証書を作成するために、職務従事において、贈物、進物、約束、又は何らかの利益を要求する、又は收受に合意する者の行為は、2 (二) 年以上 5 (五) 年以下の拘禁刑及び 4,000,000 (四百万) リエル以上 10,000,000 (一千万) リエル以下の罰金に処する。

第 638 条 虚偽の証明書作成のための権限者に対する贈賄

虚偽の具体的な状態を明記する証明書又は証書を作成するために、職務従事において、ある人に対して、贈物、進物、約束、約束又は何らかの利益を供与する行為は、1 (一) 年以上 3 (三) 年以下及び 2,000,000 (二百万) リエル以上 6,000,000 (六百万) リエル以下の罰金に処する。

第 639 条 虚偽の証明書作成のための医学の職業集団の構成員による収賄

虚偽の具体的な状態を明記する証明書又は証書を作成するために、医師又は医学の職業集団の構成員である者が、贈物、進物、約束、又は何らかの利益を要求する、又は收受に合意する行為は、2 (二) 年以上 5 (五) 年以下の拘禁刑及び 4,000,000 (四百万) リエル以上 10,000,000 (一千万) リエル以下の罰金に処する。

第 640 条 虚偽の証明書作成のための医学の職業集団の構成員に対する贈賄

虚偽の具体的な状態を明記する証明書又は証書を作成するために、医師又は医学の職業集団の構成員に対して、贈物、進物、約束、約束又は何らかの利益を供与する行為は、1 (一) 年以上 3 (三) 年以下及び 2,000,000 (二百万) リエル以上 6,000,000 (六百万) リエル以下の罰金に処する。

第 641 条 医学における医療に対する第 639 条及び 640 条の軽罪の実行

本法の第 639 条 (虚偽の証明書作成のための医学の職業集団の構成員による収賄) 及び第 640 条 (虚偽の証明書作成のための医学の職業集団の構成員に対する贈賄) は、医学の職業に従事する全ての者に対し適用される。

第 642 条 未遂

本法の第 632 条 (悪意による公正証書の提供の要求)、第 638 条 (虚偽の証明書作成のため

の権限者に対する贈賄)、及び第 640 条 (虚偽の証明書作成のための医学の職業集団の構成員に対する贈賄) に明記される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同様に処する。

第 643 条 付加刑：種類及び期間

本節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

確定又は 5 (五) 年以下の、市民権の一部の剥奪

2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5 (五) 年以下の職務従事の禁止

重罪については 10 (十) 年以下、軽罪については 5 (五) 年以下の居住禁止

犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収

犯罪の目的物である物又は資金の没収

犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収

有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収

2 (二) 月以下の有罪判決の掲示による公示

新聞紙上による有罪判決の公示

8 (八) 日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 644 条 法人の刑事責任

法人は、本法の第 638 条 (虚偽の証明書作成のための権限者に対する贈賄)、及び第 640 条 (虚偽の証明書作成のための医学の職業集団の構成員に対する贈賄) に規定される罪に対して、本法の第 42 条 (法人の刑事責任) に規定される要件に従って、刑事責任を負わなければならない。

法人は、10,000,000 (一千万) リエル以上 50,000,000 (個千万) リエル以下の罰金及び下記の 1 個又は数個の付加刑に処する。

1. 本法の第 170 条 (法人の解散及び精算) に規定される方法に従い、解散すること
2. 本法の第 171 条 (裁判所の監視下に置く措置) に規定される方法に従い、裁判所の監視下に置くこと
3. 本法の第 172 条 (活動の禁止) に規定される方法に従い、1 個又は数個の活動の遂行の禁止
4. 本法の第 173 条 (公契約からの排除) に規定される方法に従い、公契約から排除すること
5. 本法の第 174 条 (公募債の募集の禁止) により規定される方法に従い、公募債の募集を禁止すること
6. 本法の第 178 条 (所有権の没収、没収物の売却、破棄) 及び第 179 条 (没収及び第三者の権利) により規定される方法に従い、犯罪行為の目的物である物または資金を没収すること
7. 本法第 178 条 (所有権の没収、没収物の売却、破棄) 及び第 179 条 (没収物及び第三者の権利) に規定される方法に従い、犯罪から生じた利益である収益又は財物を没収する

こと

8. 本法の第 180 条（判決の掲示による公示）により規定される方法に従い、刑罰に係る判決を掲示により公示すること
9. 本法の第 181 条（視聴覚通信手段等による判決の公示）により規定される方法に従い、新聞紙上又はあらゆる視聴覚通信手段による有罪判決を公示すること

第 2 節 通貨及び偽造通貨

第 645 条 法定通貨の偽造

カンボジア王国における法定価値を有する通貨である紙幣又は貨幣を偽造する行為は、15（十五）年以上 30（三十）年以下の拘禁刑又は終身刑に処する。

第 646 条 法定通貨である外貨の偽造

外国又は国際的機関により発行され、法的に有効な、法定価値を有する外貨の偽造は、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 647 条 偽造通貨又は外貨の流通

本法の第 645 条（法定通貨の偽造）及び第 646 条（法定通貨である外貨の偽造）に明記された偽造通貨又は外貨を流通させることは、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

この犯罪が、組織された団体により実行されたときは、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 648 条 偽造通貨及び外貨の保管

流通させるために、本法の第 645 条（法定通貨の偽造）及び第 646 条（法定外貨の偽造）に明記された偽造通貨又は外貨を運搬又は保管する行為は、5（五）年以上 10（十）年以下の罰金に処する。

この犯罪が、組織された団体により実行されたときは、10（十）年以上 20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第 649 条 法定価値を失った通貨及び外貨の偽造

法定価値を失った通貨又は外貨の偽造は、1（一）年以上 3（三）年以下の拘禁刑及び 2,000,000（二百万）リエル以上 6,000,000（六百万）リエル以下の罰金に処する。

第 650 条 通貨及び外貨の製造資材の不法な保持

通貨又は外貨を作成するために特別な、道具及び資材の許可を得ない保持は、5（五）年以上 10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第 651 条 偽造通貨及び貨幣の新たな流通

本物の通貨又は外貨と考え、本法の第 645 条（法定通貨の偽造）及び第 646 条（法定外貨の偽造）に明記された偽造通貨又は外貨を受領し、偽造であることを知った後、新たに流通させる行

為は、1（一）日以上6（六）日以下の拘禁刑及び10,000（十万）以上10,000,000（一千万）以下の罰金に処する。

第652条 刑の免除

この章に規定されるいずれかの犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、この者がこの犯罪を成し遂げさせず、その他の犯人の身元を国の当局又は裁判所に通報するときは、刑を免除される。

第653条 付加刑：種類及び期間

この章に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については10（十）年以下、軽罪については5（五）年以下の居住禁止
- 4 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 5 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 6 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 8 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第2章 行政官庁の文書の偽造

第1節 国際及び郵便切手の偽造

第654条 カンボジア王国の債券の偽造

カンボジア王国の政府の名称により発行される国債の偽造は、10（十）年以上20（二十）年以下の拘禁刑に処する。

第655条 外国の債券の偽造

外国の債券の偽造は、5（五）年以上10（十）年以下の拘禁刑に処する。

第656条 偽造債券の使用

偽造債券の使用は、2（二）年以上5（五）年以下の拘禁刑及び4,000,000（四百万）リエル

以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 657 条 郵便切手等の偽造

カンボジア王国によって発行される、郵便切手又はその他の金融的価値を有する製造物の偽造は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 658 条 偽造郵便切手等の使用

偽造された郵便切手その他の金融的価値を有する製造物の使用は、1（一）月以上 1（一）年以下の拘禁刑及び 1,000,000（一百万）リエル以上 5,000,000（五百万）リエル以下の罰金に処する。

第 659 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 660 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は 5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は 5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については 10（十）年以下、軽罪については 5（五）年以下の居住禁止
- 4 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 5 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 6 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の 1 個又は数個の没収
- 8 確定又は 5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示
- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 2 節 行政の標識の偽造

第 661 条 カンボジア王国の国璽の偽造

カンボジア王国の公式な国璽を偽造することは、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 662 条 偽造国璽の使用

偽造されたカンボジア王国の国璽の使用は、2（二）年以上 5（五）年以下の拘禁刑及び 4,000,000（四百万）リエル以上 10,000,000（一千万）リエル以下の罰金に処する。

第 663 条 公文書のレターヘッドを有する紙の偽造

行政機関に使用される公文書のレターヘッドを有する紙の偽造は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 664 条 偽装された公文書のレターヘッドを有する用紙の使用

偽装された行政機関に使用される公文書のレターヘッドを有する用紙の使用は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 665 条 誤解を生じさせる印刷紙の製造等

公衆の意識に誤解を生じさせる、公文書のレターヘッドを有する用紙の作成、販売、頒布又は使用は、1（一）月以上1（一）年以下の拘禁刑及び100,000（十万）リエル以上2,000,000（二百万）リエル以下の罰金に処する。

第 666 条 未遂

この節に規定される軽罪の実行の未遂は、上記の軽罪と同一に処する。

第 667 条 付加刑：種類及び期間

この節に規定される罪に対し、次に掲げる付加刑を科することができる。

- 1 確定又は5（五）年以下の、市民権の一部の剥奪
- 2 この犯罪が、職務従事又はこの職務への従事に伴う機会において実行されるときは、確定又は5（五）年以下の職務従事の禁止
- 3 重罪については10（十）年以下、軽罪については5（五）年以下の居住禁止
- 4 犯罪の実行、又は犯罪の実行の目的のために使用される道具、資材又は物の没収
- 5 犯罪の目的物である物又は資金の没収
- 6 犯罪から生じる利益である収益及び財物の没収
- 7 有罪判決を受けた者の乗物の1個又は数個の没収
- 8 確定又は5（五）年以下の、あらゆる武器、爆発物、弾薬の保持又は携帯の禁止
- 9 2（二）月以下の有罪判決の掲示による公示

(※クメール語のオリジナル文書では、この頁と次の頁が逆に配置されています。)

- 10 新聞紙上による有罪判決の公示
- 11 8（八）日以下の、視聴覚電気通信の手段による有罪判決の伝達

第 5 編 経過規定

単章 経過規定

第 668 条 別の刑事法令の適用

現行のその他の別の刑事法及び規定に規定された刑事犯罪及び処罰については、その刑事法及び規定に従って適用される。

別の刑事法及び法令と本法の規定の間に齟齬がある場合、本法第1編（総則）に規定される規範に従い、適用される。

特別な刑事法に対しては、上記第2項の規定は適用されない。

第669条 刑の時効の期間の適用

刑事訴訟法の施行後に処罰される犯罪に対する時効は、本法の規定に従って適用される。

第670条 本法第1編（通則）の適用

本法の第1編（通則）は、これに反する規定を有するものを除き、その他の全ての刑事法令に対して適用される。

第6編 最終規定

単章 最終規定

第671条 旧刑事規定の効力の廃止

次に掲げる旧刑事法及び規定は、本法が適用される日に効力を失う。

- 1 1992年より前の全ての刑事規定
- 2 1993年9月10日付、司法制度に関する規定の刑事規定、暫定時代のカンボジア国において適用するための刑法及び刑事手続法
- 3 2002年1月7日付のNS/RKM/0102/004号勅令による使用が宣告された犯罪の刑の加重情状に関する法

本法が適用されるときに、効力を有する、本法に反するその他の法の規定は、本法が適用される日以降、本法に反する範疇においては、効力を有さない。

ただし、本法の適用前に実行された犯罪に対しては、本法の第668条（別の刑事法令の適用）第2項の規定を除き、上記第1項及び第2項に規定する旧刑事規定が、本法の適用後も継続して適用の効力を有する。

第672条 本法の適用

本法の施行後、即時適用される本法の第1編（総則）の規定を除き、その他の規定は、本法の施行後1年以内に適用される。

（訳注：カンボジアでは日本と異なり、公布日と施行日が同時とされており、実際に効力が発動される日は「適用」開始日とされている）